

# 県域水道一体化について

- ・第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会資料(令和6年7月29日開催)
- ・奈良県広域水道企業団規約(案)
- ・奈良県広域水道企業団基本計画(改定案)
- ・奈良県広域水道企業団基本計画 附属資料(案)

※本資料は、令和6年7月時点のものであるため、資料中に(案)と記載があります。

## 第5回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1 奈良県広域水道企業団規約について                   | P 1 |
| 別添1 規約案                              |     |
| 2 奈良県広域水道企業団基本計画(R5年2月策定)の<br>改定について | P 2 |
| 別添2 基本計画改定案                          |     |
| 別添3 基本計画 附属資料案                       |     |
| 【参考】 今後のスケジュール                       | P 3 |

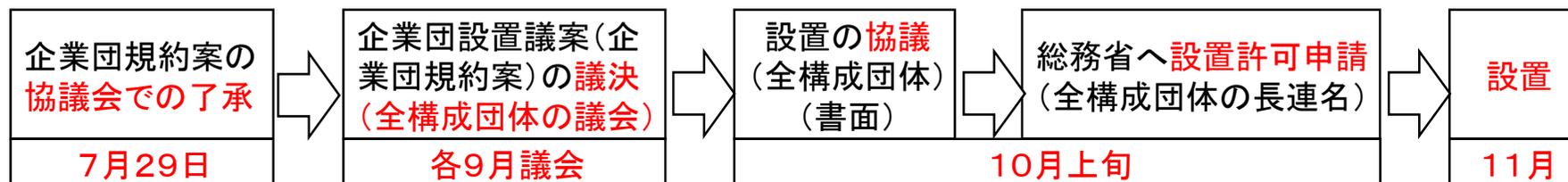
令和6年7月29日

# 1 奈良県広域水道企業団規約について

○企業団(一部事務組合)設置のために必要なプロセス(法定)

- ①構成団体の協議により規約を定め、総務大臣の許可を得ること(地方自治法第284条)
- ②上記協議について、あらかじめ構成団体の議会の議決を経ること(同法第290条)
- ③地方自治法上、規約に設けなければならないとされている事項を必ず盛り込むこと(同法第287条)

○企業団(一部事務組合)設立スケジュール



## 規約(案)作成の基本的考え方

○地方自治法(第287条)上の必置事項は漏れなく規定

- ①名称
- ②構成団体
- ③共同処理する事務
- ④事務所の位置
- ⑤議会の組織・議員の選挙の方法
- ⑥執行機関の組織・選任の方法
- ⑦経費支弁の方法

○奈良県独自の事項を追加規定

- ①公営企業としての運営堅持  
(コンセッション方式への移行や民営化を行わないこと)
- ②統合後の水道料金の基本的な考え方

○その他、他府県先進団体の企業団規約を参照

## 規約(案) 構成

- 第1条 名称
- 第2条 構成団体
- 第3条 共同処理する事務 (内容・公営企業の堅持)
- 第4条 事務所の位置
- 第5～8条 議会 (定数・選挙方法・任期・正副議長等)
- 第9条 企業長 (任命方法・任期等)
- 第10条 副企業長 (任命方法・任期等)
- 第11条 補助職員 (任免方法・定数等)
- 第12条 監査委員 (定数・任期等)
- 第13条 運営協議会 (目的・構成)
- 第14条 財務 (経費支弁方法・水道料金の基本的考え方)
- 第15条 補則
- 附則 施行期日・経過措置

別添1 参照

## 2 奈良県広域水道企業団基本計画(R5年2月策定)の改定について

- R5年2月の基本協定締結時、一体化後の企業団運営の基本方針として「基本計画」を協議会構成団体合意のもと策定
- 今般、企業団規約案の作成に併せ、基本協定締結以降において協議会で協議・合意された事項等を反映するため、基本計画を改定



### 主な改定内容

- 基本計画締結(R5年2月)以降において協議会で協議・合意された事項の反映
  - ①企業団本部の位置
  - ②組織
    - ・副企業長(定数、選出の考え方、任期)
    - ・企業団議会の議員(定数、配分の考え方、任期)
    - ・監査委員(定数、任期) など
  - ③施設整備
    - ・施設整備の具体的計画(広域化施設整備計画と経年施設更新計画) など
  - ④財政運営
    - ・水道料金(基本的考え方)
    - ・用水供給単価(基本的考え方)
    - ・加入金等の取扱 など
- 協議会で協議・合意され、かつ、企業団設立申請に当たって作成が求められている事項の反映
  - ⑤財政収支の見通し
- その他、文言の整理なども実施

別添2 参照

別添3 参照

## 【参考】今後のスケジュール

時 期		主 な 事 項
R6年度	7月	○協議会(今回) ・企業団規約(案)、基本計画改定(案)
	9～10月	○【全構成団体】各議会(9月議会)へ企業団設立議案の提案
		✓【全構成団体(連名)】国へ一部事務組合(企業団)設立許可申請 ✓その他準備
	11月	○一部事務組合(企業団) 設立
		✓【全構成団体】各議会へ関係議案提案(関係条例等廃止議案 等) ✓【全構成団体】国又は県へ事業廃止許可申請 ✓【企業団】企業団議会へ関係議案提案(関係条例制定議案、予算案 等) ✓【企業団】国へ事業認可申請・国交付金要望 ✓その他準備
R7年度	4月	○事業統合

## 奈良県広域水道企業団規約（案）

（名称）

第1条 この一部事務組合は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

（構成団体）

第2条 企業団は、奈良県及び関係市町村（大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町をいう。以下同じ。）（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 企業団は、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理する。

2 企業団は、前項の事務を主体的に公営企業として共同処理するものであり、コンセッション方式（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）への移行又は民営化は行わない。

（事務所の位置）

第4条 企業団の主たる事務所は、磯城郡田原本町に置く。

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数とする。

- (1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。以下同じ。）が5万人未満である関係市町村 1関係市町村につき1人
- (2) 給水人口が5万人以上10万人未満である関係市町村 1関係市町村につき2人
- (3) 給水人口が10万人以上である関係市町村 1関係市町村につき3人
- (4) 奈良県 3人

2 企業団議員は、各構成団体の議会において、前項各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数を、それぞれ当該各構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

（議員の任期）

第6条 企業団議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 企業団議員が当該企業団議員の属する構成団体の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

（議長及び副議長）

第7条 企業団の議会は、企業団議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

（企業団議会の事務局）

第8条 企業団の議会に事務局を置く。

（企業長）

第9条 企業団に企業長を置き、奈良県知事をもって充てる。

2 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。

3 企業長の任期は、奈良県知事としての任期による。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長6人を置き、関係市町村の長のうち、次に掲げる者を企業長が任命する。

- (1) 給水人口が上位2位までの市の長
- (2) 前号に掲げる市以外の市の長のうち2人
- (3) 町村の長のうち2人

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

3 副企業長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第11条 企業団に必要な職員を置く。

- 2 職員は、企業長が任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員に事務局を置く。

(運営協議会)

第13条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

(企業団の財務)

第14条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、企業団と構成団体との協議により定める。

3 水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとする。

(補則)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

奈良県広域水道企業団基本計画  
(改定案)

令和 5 年 2 月  
(令和 6 年 7 月改定)

奈良県広域水道企業団設立準備協議会

## 目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 統合の目的	1
3 経営主体、事業概要等	1
4 組織・職員	
(1) 組織	2～3
(2) 職員	3
5 施設整備	
(1) 施設整備の基本方針	4～5
(2) 水需要の将来見通しに応じた施設機能の確保	5～6
(3) 施設の老朽化対策の計画的な推進	6
(4) バックアップ機能の確保	6
6 財政運営	
(1) 水道料金	6～7
(2) 加入金・工事負担金・手数料等	7～8
(3) 用水供給単価	8
(4) 国及び県の財政支援の活用	8
(5) 一般会計繰出	9
(6) 資産等の引継ぎ	9～10
(7) 引継ぎ資金の配分のルール化	10
(8) 財政収支の見通し	10～12
7 業務運営	
(1) 総務・経理	12～13
(2) 営業業務	13
(3) 給水装置	13
(4) 工事執行	14
(5) 水質管理・浄水場管理・給配水管の維持管理	14
(6) 危機管理	14～15
8 その他	
(1) 市町村が行っている下水道事業の取扱い	15
(2) 奈良広域水質検査センター組合が行っている県内市町村の水質検査業務等の取扱い	15
(3) 旧簡易水道施設等の取扱い	15
【別添1】広域化施設整備計画及び経年施設更新計画	16～20
【別添2】財政収支の見通し（令和7～36年度）（数値編）	21

## 1 はじめに

本計画は、令和3年8月に設置した「奈良県広域水道企業団設立準備協議会」（以下「協議会」という。）における検討協議を踏まえ、県域水道一体化後の運営・経営について基本的な方針を取りまとめたものであり、今後の企業団の指針とするものである。

## 2 統合の目的

水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など水道事業が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを統合の目的とする。

## 3 経営主体、事業概要等

- 県域水道一体化後の経営主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定による一部事務組合（企業団）を令和6年度に設立する。
- 企業団は、次表1に掲げる団体（以下「協議会構成団体」という。）が行っている用水供給事業、水道事業及び水質検査業務を統合し、令和7年度から次表2に掲げる団体（以下「企業団構成団体」という。）を構成団体として事業開始する。

表1

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合
--

表2

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町
---

- 統合の形態は事業統合とし、事業の運営は企業団が主体的に公営企業として実施するものであり、コンセッション方式への移行又は民営化は行わない。
- 県が取得している用水供給事業認可及び各市町村が取得している水道事業認可は、企業団設立後に廃止し、新たに企業団としての事業認可を速やかに取得する。

## 4 組織・職員

### (1) 組織

#### ○企業団の本部・事務所

- ・企業団の事業運営の組織体制として、企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を置く。
- ・企業団本部は、磯城郡田原本町宮古に置く。
- ・事務所は、企業団設立後当分の間は企業団構成団体（県を除く。）の事務所（川西町、三宅町及び田原本町については磯城郡水道企業団の事務所）とし、業務の標準化・効率化等を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す。事務所の集約化は、住民サービスの維持や緊急時の対応に配慮しつつ、業務内容、エリア内の距離的中心性、建物の規模等を踏まえて進めることとする。

#### ○執行機関

- ・執行機関として、企業団の管理者である企業長を置き、補助機関として副企業長及びその他の職員を置く。
- ・企業長は知事とし、任期は知事としての任期による。
- ・副企業長は、県以外の企業団構成団体の長の中から選出し（給水人口が上位2位までの市の長（橿原市長及び生駒市長）、その他の市長から2人及び町村長から2人の計6人）、任期は2年（再任は妨げない。）とする。  
※その他の市長から2人及び町村長から2人は、それぞれ市長会及び町村会の推薦者とする。
- ・企業団の経営上の企画立案及び方針決定を行うため、企業長及び副企業長からなる正副企業長会議を置く。

#### ○運営協議会

- ・企業団の経営上の重要事項等を全企業団構成団体の長で協議する場として、運営協議会を置く。
- ・運営協議会で協議する事項は、基本計画改定案、事業計画案（改定する場合を含む。）、予算案、水道料金改定案、企業団規約改廃案、企業団の条例に関する事項（規定整備等軽微な事項を除く。）、その他企業団運営に関し特に企業団構成団体間の調整が必要と企業長が認める事項とする。

#### ○企業団議会

- ・企業団の意思決定機関として企業団議会を置く。
- ・企業団議会の議員は、企業団構成団体の議会の議員で構成し、全企業団構成団体の議会から議員を選出する。
- ・企業団議会の議員の数は次表の数の合計数とし、任期は2年（再任は妨げない。）とする。
- ・企業団議会に事務局を置く。

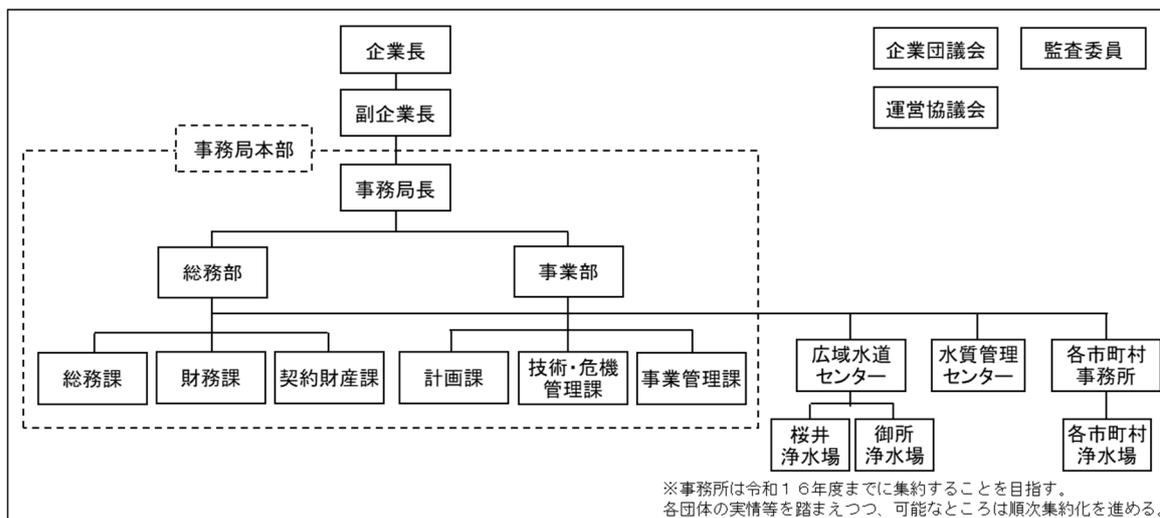
企業団構成団体	選出議員数
給水人口5万人未満の市町村（下記以外の市町村）	各1人
給水人口5万人以上10万人未満の市町村 （大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市及び香芝市）	各2人
給水人口10万人以上の市町村（橿原市及び生駒市）	各3人
奈良県	3人

※表中の「給水人口」は、水道法第7条第4項に規定する給水人口をいう。（市町村は令和6年度現在）

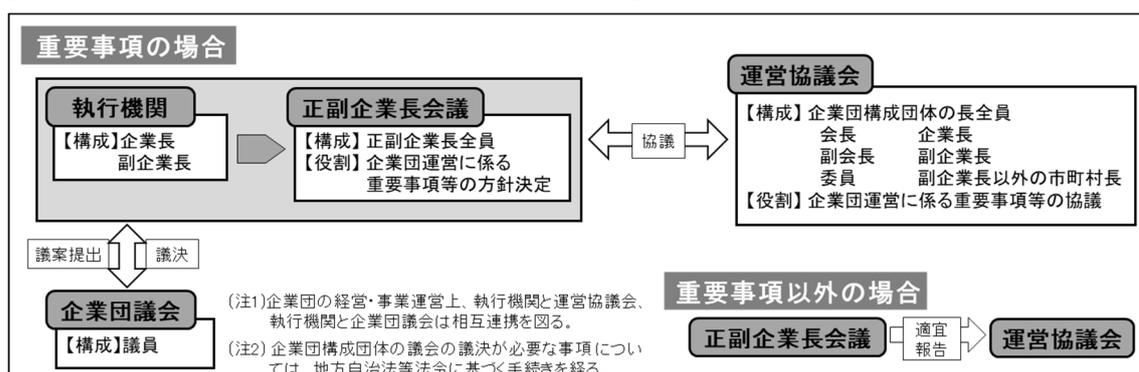
## ○監査委員

- ・企業団の財務及び事務を監査するため、監査委員を置く。
- ・監査委員の数は2人とし、任期は4年とする。
- ・監査委員に事務局を置く。

## 【企業团组织（事業開始当初）イメージ】



## 【意思決定に係る組織・プロセス イメージ】



## (2) 職員

### ○職員の身分

- ・企業団の職員は、企業団設立後当分の間、企業団構成団体からの派遣（地方自治法第252条の17の規定による派遣）により対応することを基本とする。その後順次、企業団への身分移管及び企業団による新規採用を行うこととし、その方針を令和7年度中に整理する。
- ・協議会構成団体の職員の身分形態等の実情から身分移管又は企業団への採用が必要な協議会構成団体の職員等については、企業団設立時に身分移管又は新規採用することができるものとする。

### ○職員の数

- ・企業団設立の当初は、協議会構成団体の用水供給事業、水道事業及び水質検査業務に従事する現員数と同程度の数を確保し、順次、業務の標準化・効率化等を図りながら行う組織の改編にあわせて、適正な規模を目指すこととし、その方針を令和7年度中に整理する。

## 5 施設整備

### (1) 施設整備の基本方針

・将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、①～③の観点から以下の整備方針に基づき施設整備を推進する。

①水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、県域全体で施設を最適化・強靱化

②施設の老朽化対策を計画的に推進

③災害・事故に対応したバックアップ機能を確保

※なお、施設整備に当たっては、統合後10年間（令和7～16年度）に限り措置される水道広域化に対する国の交付金制度及び県の財政支援を活用し、水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に進める。（後掲6の(4)参照）

#### 【施設・設備の整備方針】

・国土交通省が示す施設・設備ごとの更新基準年数を基本とし、以下の項目を勘案して更新する。（「実使用年数に基づく更新基準の設定例」（厚生労働省））

種別	更新基準の設定値	種別	更新基準の設定値	種別	更新基準の設定値
建築物	65～75年	ポンプ	20～30年	計装設備	流量計、水位計、水質計器
土木構造物	65～90年	滅菌設備	15～25年		
電気設備	20～40年	薬注設備	15～30年		15～23年
受変電・配電設備	20～40年	沈殿・ろ過池機械設備	20～30年		
直流電源設備	6～20年	排水処理設備	20～40年		
非常用電源設備	15～40年				

評価項目	施設の状況	
施設・設備評価	老朽化	【土木・建築】 亀裂、浮き、剥落、中性化、鉄筋腐食、強度低下、沈下、傾き、ジョイントの開き、漏水など 【機械・電気・計装】 破損、腐食、騒音、断線、絶縁劣化、騒音、異音、振動、運転不能、能力低下、制御不能など
	水量・水圧の低下	水量不足、水圧不足、水圧変動など
	水質低下	水質汚染物質の検出、残留塩素異常、凝集処理不良、異臭味の発生、赤水等の発生など
	耐震性不足	大規模地震発生で、破壊、倒壊、落下、不同沈下、浮上、建物と管路の接続、液状化による傾きなどを受ける
	維持管理の低下	維持管理費の増大、維持管理不能、技術の低下など
	環境保全対策	地球温暖化防止、廃棄物の排出抑制、公害防止など

#### 【管路の整備方針】

- ・基幹管路、重要給水施設管路の更新を重点的に行う。
- ・以下のとおり健全度を総合的に評価し、重要度と併せて優先順位を設定する。
- ・更新する管は、耐震性能を有する管種・継手形式とする。

<健全度の指標>

評価項目	優先度 高
経年度	厚労省が示す更新基準年数を超えた管路
管種	①石綿セメント管 ②铸铁管、塩化ビニル管 ③鋼管(S50以前に布設)、ダクタイル铸铁管(非耐震継手)
水理条件	漏水の危険性あり、出水不良
布設条件	腐食性の高い土壌
水質劣化	赤水の発生、残留塩素の著しい低下

<重要度の評価>重要度は、給水量、給水人口、重要給水施設の有無や代替機能の有無等により評価する。



### ○送配水施設

- ・広域化に伴い必要となる市町村域を越えた連絡管、送配水ポンプ、直結配水施設等を新設する。
- ・継続して使用する既存施設・設備については、適切に更新整備し強靱化を図るとともに、不要となる施設等については、順次廃止するものの、廃止の時期までは活用されることを踏まえ、必要に応じた維持修繕を行う。

### ○広域的施設整備の計画的な推進

- ・浄水・取水施設、送配水施設など広域的施設の整備の実施に当たっては、国の交付金制度（広域化事業）等の活用を配意しつつ、計画的に進める。  
（別添1「広域化施設整備計画及び経年施設更新計画」参照）

## (3) 施設の老朽化対策の計画的な推進

- ・老朽化が進む施設・管路等について、計画的に更新整備・耐震化対策を進める。
- ・更新整備・耐震化対策の実施に当たっては、各企業団構成団体の更新実績の保証及び各企業団構成団体の水道施設整備計画の尊重を前提としつつ、計画的に進める。  
（別添1「広域化施設整備計画及び経年施設更新計画」参照）
- ・老朽化した施設・管路等の更新整備・耐震化対策を適切に進めていくため、協議会構成団体（奈良広域水質検査センター組合（以下「センター組合」という。）を除く。）は、令和6年度中に布設年度等の不明な管路の諸元を明らかにし整理しておく。

## (4) バックアップ機能の確保

地震等災害や事故の発生に備え、以下によりバックアップ機能を確保する。

### ○水融通の確保

- ・緊急時連絡管等を整備し、系統間の水融通を確保する。

### ○予備水量能力の保持

- ・浄水場の廃止は、水需要の将来見通しを踏まえ計画的・段階的に進め、廃止までは機能を保持する。
- ・最終的に存続する8浄水場の浄水能力については、水需要の将来見通しを勘案し、現行の処理水量の一部を予備能力として保持する。

### ○非常用電源の確保

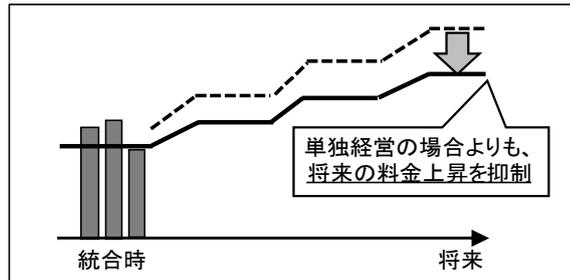
- ・停電時にも安定送水できるよう、ポンプ等の非常用電源（自家発電設備等）を確保する。

## 6 財政運営

### (1) 水道料金

#### ○基本的な考え方

- ・一体化による統合効果により、企業団構成団体（大淀町を除く。）は単独経営の場合よりも料金上昇抑制効果がみられるが、将来の人口減少等による水需要減少や水道施設の老朽化などの諸課題に対応するため、適正な水道料金等による収入を確保し、健全で持続的な事業運営を行う。



- ・水道料金の水準については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定し、財政が健全に確保できるかを以下の指標に基づき検討の上、水準改定の可否を判断するものとする。

(指標) ・収益的収支……期間中黒字が確保できるか

・資金期末残高……期間中の給水収益相当以上を確保できるか

・企業債残高……期間中の給水収益の3倍以内となるか

また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により財政の健全性に支障が生じていないか確認するものとする。

- ・料金体系は、統合時において統一することを基本とするが、料金体系の制度的変更により単独経営の場合に比べて料金が上がることとなる利用者が生じないように、必要な経過措置を講じるものとする（統合後5年間）。

### ○特例措置

- ・令和4年10月実施の試算の結果において水道料金に関し統合効果のみられなかった企業団構成団体（大淀町。以下「対象団体」という。）については、経過措置として、一定期間（最長30年間）、別の水準・体系の水道料金を設定し、その後、料金を統一するものとする。

- ・具体的な取扱いは以下のとおり。

#### ① 別料金設定が認められる期間

将来収支見通し期間（令和7～36年度の30年間）において、対象団体について②の算定方法により算定される料金水準が統一料金水準を下回る期間

#### ② 別料金の算定方法

別料金の改定周期

別料金設定が認められる期間中、5年ごとに改定

別料金の算定方法

対象団体に係るセグメント会計により、5年ごとに総括原価方式で算定される料金水準へ改定（別料金設定が認められる期間後の最初の料金改定時に、本則である統一料金に合わせるよう改定）

### (2) 加入金、工事負担金、手数料等

給水世帯や給水装置工事事業者等から徴収する加入金・工事負担金・手数料や水道料金の減免等の取扱は、下表のとおり、統合時において統一する。

事 項	概 要
加入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>口径別に加入金の額を統一 (統合後の単価を適用すれば統合前と比べて加入金の額が上がる場合は、所在する市町村の統合前の単価を適用する経過措置を講じる(統合後5年)。)</li> </ul>
工事負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原因となる工事別に工事負担金の額の算出方法を統一 (工事負担金を徴収する工事は、公共工事等、消火栓の設置及び維持管理の工事)<sup>(※)</sup> <sup>(※)</sup> 当該工事施工場所の接面道路に配水管が無く配水管の新設等が必要となる場合、原則として当該工事事業者が配水管新設等を施工し、施工後に給水管以外の管路を企業団へ移管</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>種別ごとに手数料の額を統一 (手数料の種別は、指定手数料、更新手数料、設計審査手数料、工事検査手数料、給水装置基準違反確認手数料、諸証明発行手数料)</li> </ul>
水道料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免の対象及び減免水量の算出方法を統一 (減免の対象は、漏水(水道利用者の善良な管理によっても防げなかったと認められるもの)及び管末給水栓における水質検査のための採水)</li> </ul>
地下水利用から上水道利用へ転換した場合の水道料金の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽減の対象及び軽減する水道料金の算出方法を統一 (統合前に同趣旨の軽減を受けていた上水道利用者についても、引き続き上記取扱による軽減を適用)</li> </ul>

※その他、開発負担金・業務諸費は廃止、分担金についても原則廃止

### (3) 用水供給単価

- 県内の水道事業への用水供給単価の水準については、6(1)水道料金と同様の考え方にに基づき、5年ごとに、用水供給事業に係る向こう5年間の総括原価を基に算定し、財政が健全に確保できるかを検討の上、水準改定の要否を判断するものとする。  
また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により財政の健全性に支障が生じていないか確認するものとする。
- 料金体系は、単一料金制とする。

### (4) 国及び県の財政支援の活用

水道広域化に対する国の交付金制度(※1)及び県の財政支援(※2)を活用し、水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に進める。

(※1) 防災・安全交付金の「広域化事業」及び「運営基盤強化等事業」(水道広域化後10年間(令和7～16年度)に限り、事業費の1/3を国が交付金により支援)

(※2) 奈良県では、独自に国の「広域化事業」「運営基盤強化等事業」交付金と同額の財政支援を実施し、水道施設の広域化や老朽化対策を支援

(5) 一般会計繰出

該当する企業団構成団体は、以下の経費について、各団体の一般会計から企業団へ繰出する。

<p>①地方公営企業繰出基準の繰出対象とされる経費のうち、以下のもの</p> <p>イ) 本来一般行政の責任により負担すべき経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓の設置・維持に要する経費</li> <li>・児童手当の支払に要する経費</li> </ul> <p>ロ) 特定の地域の事情により生じている経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高料金対策に要する経費（統合前の高料金対策分）</li> <li>・統合前に簡易水道であった当該簡易水道施設に係る建設改良のための企業債元利償還に要する経費</li> <li>・上水道未普及地域解消のための施設整備に要する経費<sup>(※)</sup></li> <li>・地方公営企業法の適用に要する経費</li> </ul> <p><sup>(※)</sup> 令和7年度以降に実施する給水区域外の上水道未普及地域解消のための施設整備にあたっては、後掲8(3)のとおり対応。</p>	<p>該当団体から繰出基準額を企業団へ繰出</p>
<p>②地方公営企業繰出基準の繰出対象外で独自に繰出されてきた経費又は今後繰出を要する経費（水道経営上の構造的要因<sup>(※)</sup>によるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致に伴う配水管等整備のための企業債元利償還に要する経費</li> <li>・旧簡易水道事業に係る施設整備のための企業債、災害復旧事業債、過疎対策事業債の元利償還に要する経費</li> <li>・公共施設等減免の猶予措置に係る減免額相当分</li> </ul> <p><sup>(※)</sup> 水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、有収水量1 m<sup>3</sup>当たり管路延長のすべてが県内上水道平均以上である団体に限定。</p>	<p>該当団体から企業団へ繰出（経費発生の間）</p>

(6) 資産等の引継ぎ

- ・企業団構成団体（川西町、三宅町及び田原本町については磯城郡水道企業団）が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等（資産、資本及び負債をいう。以下同じ。）は、すべて企業団に引き継ぐことを基本とする。
  - ・ただし、水道事業の用に供していない固定資産であって、令和4年度中に既に公用、公共用又は公益事業用に使用していた、又は使用の予定が決まっていたものについては、企業団に引き継がないものとする。
  - ・センター組合が所有する水質検査及びその事務に係る機器等は、企業団が引き継ぐ。
  - ・資産等の引継ぎを遺漏なく行うため、各協議会構成団体は、早期に資産等の帳簿類を整理するとともに、令和6年度中に除却等の必要な会計処理を行っておく。
  - ・累積欠損金がある協議会構成団体は、令和6年度中に利益剰余金又は料金改定若しくは一般会計繰入により累積欠損金を解消しておく。
- ただし、水道経営上の構造的要因<sup>(※)</sup>により令和5～6年度に生じた累積欠損金（又はその回避のための借入債務）については、企業団に引き継ぐことができるものとする。

<sup>(※)</sup> 水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、1 m<sup>3</sup>当たり管路延長のすべてが県内上水道平均以上である団体に限定。

(7) 引継ぎ資金の配分のルール化

- ・企業団構成団体が企業団へ引き継ぐ資金（以下「引継ぎ資金」という。）については、各々の経営努力により生み出されたものであり、当該市町村の施設更新のための準備金との側面があることに鑑み、市町村間の公平感を確保する観点から、その額が一定以上の団体の区域に対し統合当初10年間に優先的に投資が行えるよう、引継ぎ資金の配分を行う。

(8) 財政収支の見通し

事業開始する令和7年度から16年度の10年間の財政収支の見通しを試算した。また、参考として、令和36年度までの30年間の財政収支も試算した。

【試算条件】

試算における条件設定の概要は、以下のとおり。

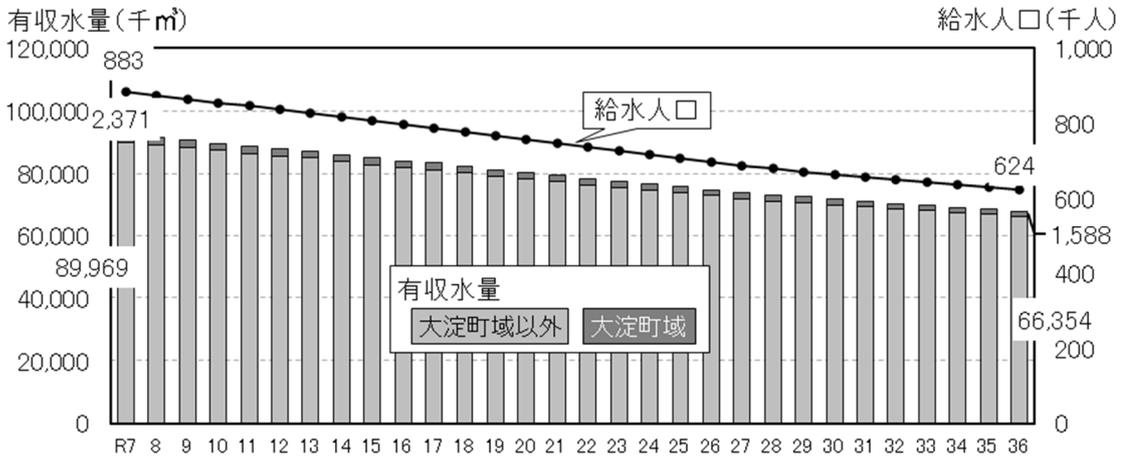
財政収支の見通し期間において財政の健全性が確保できるよう、料金水準については、水道事業及び用水供給事業ごとに、5年ごとの総括原価方式により必要な料金収入が確保できる水準となるよう試算した。

項目		水道事業	用水供給事業	
試算期間		令和7年度から令和36年度まで(30年間)	同左	
水需要の見通し	給水人口	令和4年度末時点実績に基づき、将来人口増減率(国立社会保障・人口問題研究所)を用いて推計	同左	
	有収水量	「水道施設設計指針2012」、「水道料金改定業務の手引き」とともに日本水道協会)に基づき以下のとおり推計 「生活用水量+業務営業用水量+工場用水量+その他用水量」 ・生活用水量:人口見込×生活用原単位(1人1日使用水量の見込) ・業務営業用水量、工場用水量及びその他用水量: 過去10年間の実績から時系列傾向分析を用いて予測	左記と同様の推計を行った上で、受水団体ごとの受水率を踏まえて推計	
財政健全性確保のための基本設定	収益的収支	各料金算定期間(5年)中、黒字が確保できるよう設定	同左	
	資金期末残高	各料金算定期間(5年)中、給水収益相当を確保できるよう設定	同左	
	企業債残高	各料金算定期間(5年)中、給水収益の3倍以内になるよう設定	同左	
収入	給水収益	総括原価方式に基づき算定される料金水準×有収水量	同左	
	一般会計繰入金	企業団の運用方針を踏まえ計上	同左	
	国交付金	①広域化事業:一体化後10年間(令和7~16年度)における広域化事業対象事業費の1/3 ②運営基盤強化等事業:広域化事業と同額 ③その他の国交付金:交付予定額	①②:対象事業なし ③:同左	
	県財政支援	上記「国交付金」の①②と同額	対象事業なし	
	加入金	企業団の運用方針を踏まえ計上	計上なし	
	その他の収入	令和2~4年度の実績平均額	同左	
	支出	営業費用	人件費	職員数×人件費単価(令和4年度実績値)×上昇率 <sup>(※)</sup>
薬品費			令和2~4年度の実績給水量1m <sup>3</sup> 当たり平均額×各年度の見込給水量×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左
動力費			令和2~4年度の実績給水量1m <sup>3</sup> 当たり平均額×各年度の見込給水量×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左
修繕費			令和2~4年度の実績平均額×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左
委託料			令和2~4年度の実績平均額×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左
その他の支出			令和2~4年度の実績平均額+一体化に伴い新たに見込まれる諸経費	同左
減価償却費		既存資産に係る将来見込額+今後取得する資産に係る将来見込額	同左	
資本費用		支払利息	償還期間30年、据置3年、元金均等方式、利率1.5%(財政融資資金債:令和5年11月時点金利)+危険負担0.1%=1.6%	同左
		資産維持費	0.6%	同左
建設改良費		施設整備計画に基づき所要額を計上	同左	
一体化による縮減効果等	①維持管理費全般:施設統廃合(浄水場の廃止等)に伴う増減を見込む ②委託料:一体化による縮減効果として令和7年度以降10%減を見込む ③建設改良費:一体化による縮減効果として2%減を見込む	見込まない		
<sup>(※)</sup> 物価・人件費における上昇率	1.0%(ブレーク・イーブン・インフレ率(財務省)の一体化前の近年の推移(1%前後)を考慮)なお、人件費は新陳代謝による削減等、建設改良費は新技術による削減等を見込み、各々90%の吸収率を見込む	同左		

**【試算結果】**

**①水需要（水道事業）の見通し**

水道事業の有収水量は、令和7年度時点で約92百万 $m^3$ となっているが、将来的な人口減少に伴い、令和36年度では約68百万 $m^3$ に減少（令和7年度比約 $\Delta 26\%$ ）する見込みである。

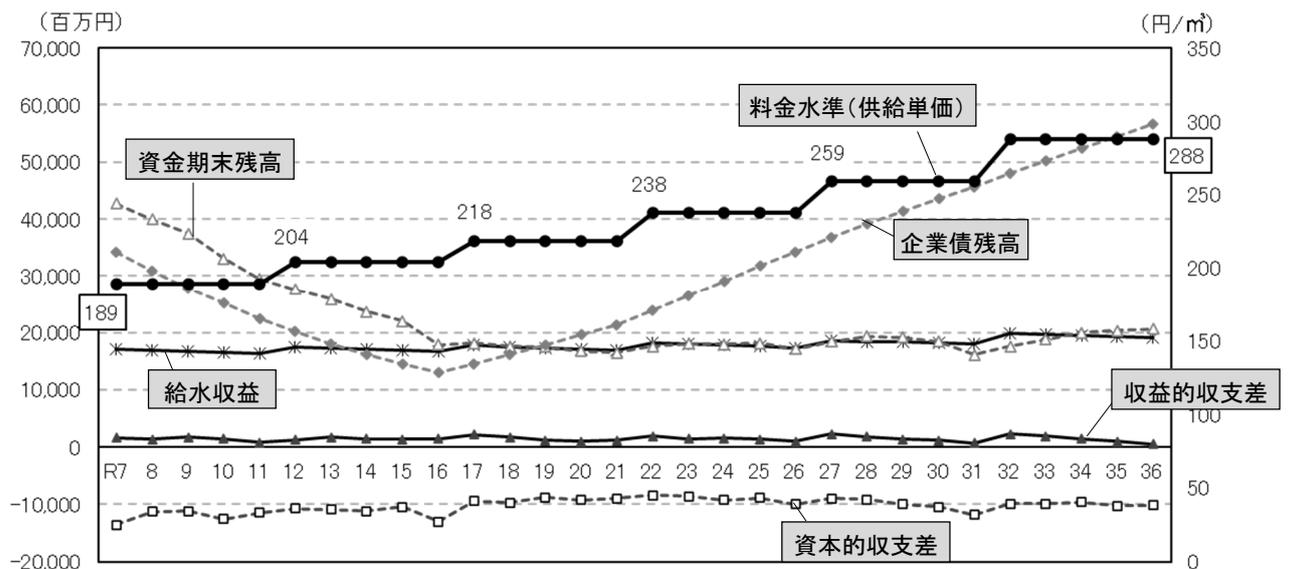


**②財政収支の見通し**

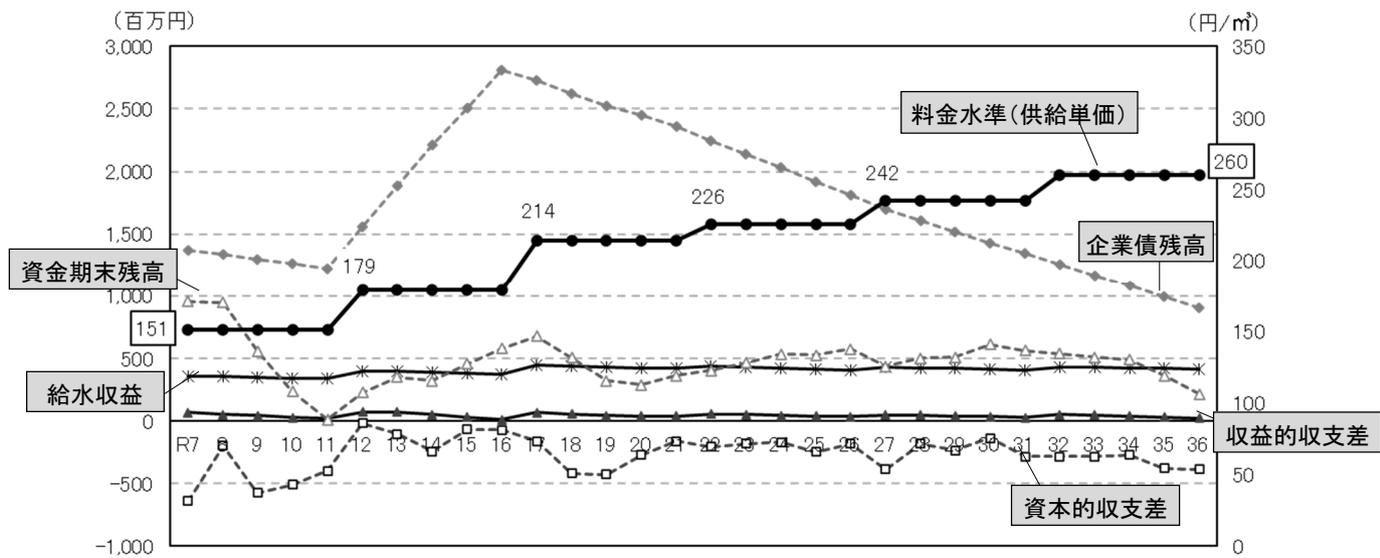
財政収支の見通し期間中、水道事業及び用水供給事業ごとに、料金算定期間（5年）中の収益的収支は黒字、資金期末残高は期間中の給水収益相当を確保し、企業債残高は給水収益の3倍以内となっており、財政の健全性の確保を図っている。料金水準については、水道料金、用水供給料金ともに、財政の健全性を確保するために必要な水準となっている。

（試算結果の数値は、別添2「財政収支の見通し（令和7～36年度）（数値編）」参照）

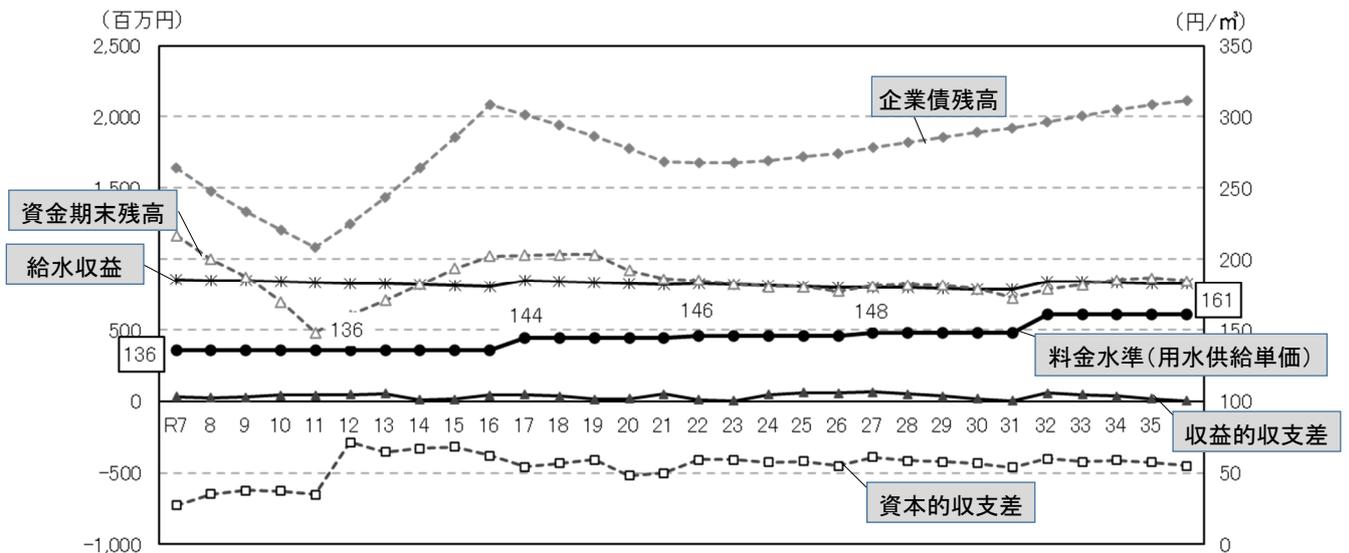
**(1) 水道事業（大淀町域以外）**



## (2) 水道事業（大淀町域）



## (3) 用水供給事業



## 7 業務運営

### (1) 総務・経理

#### ○本部における業務の集中化及び効率化

- ・総務、人事、財務、経理など企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部において集中化することを基本とし、業務の効率化を図る。

#### ○情報システムの統一化

- ・企業団構成団体間で異なっている各種情報システムは、下記計画に基づき早期に統一化し、業務の標準化・効率化を図る。

## 【各種情報システムの統一化の計画】

システム名・機能概要		令和5年度	令和6年度	令和7年度～
IT基盤システム	企業団業務の運営、相互連携等を図るための基盤システム及びネットワーク	仕様書作成	システム構築 ネットワーク 運用開始	運用開始
ホームページ管理システム	企業団のホームページの運営・管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
財務会計システム	公営企業会計処理や予算・決算等に係るシステム	仕様書作成	システム構築 予算編成 運用開始	運用開始
水道料金システム	水道料金の計算・調定・収納等に係るシステム		システム構築	運用開始
人事給与サービスシステム	職員の人事、給与、出退勤等管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
電子決裁・文書管理システム	電子決裁、文書管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
契約管理システム	契約の管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
公有財産管理システム	公有財産の管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
例規システム	例規の管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
設計積算システム	工事費の設計積算に係るシステム		検討・仕様書作成・構築（令和10年度目処）	
施設整備管理システム	施設・管路の台帳等の管理に係るシステム		検討・仕様書作成・構築（令和10年度目処）	
電子入札システム	電子入札に係るシステム		検討・仕様書作成・構築（令和11年度目処）	

### (2) 営業業務

#### ○窓口業務

- 統合の当初は、現在各協議会構成団体（奈良県、センター組合を除く。）が設置している窓口での運用によるものとし、一定期間経過後、デジタル技術等を活用しつつ既存の窓口の統合を目指し、住民サービスの維持向上を図る。

#### ○検針、調定及び収納等業務

- 水道料金システムの統一にあわせ、検針、調定、収納等の業務の標準化・共同化を進める。
- 料金徴収等の業務については、費用対効果等を勘案しながら、委託を含めより効率的な業務のあり方を検討する。

### (3) 給水装置

#### ○給水申請窓口業務

- 統合の当初は、現在各協議会構成団体（奈良県、センター組合を除く。）が設置している窓口での運用によるものとし、申請様式及び手続きフロー等の共通化を図り利便性の向上を目指す。
- 一定期間経過後、デジタル技術等を活用しつつ窓口の統合を目指し、給水申請の利便性の維持向上を図る。

#### ○給水装置工事

- 施工基準は、企業団構成団体の技術格差の解消及び給水サービスの維持向上を目指し、計画的に統一化を図る。

#### ○指定給水装置工事事業者

- 各水道事業者における指定給水装置工事事業者の指定は、企業団に引き継ぐものとする。
- 指定給水装置工事事業者の指定・更新、研修、処分に関する事務は、本部に集約する。
- 指定給水装置工事事業者の指定等に係る基準、事務手続き、手数料等は、各企業団構成団体の現状等を踏まえつつ、統合時に統一する。

#### (4) 工事執行

##### ○入札・契約制度

- ・入札・契約制度は、各企業団構成団体の現行制度やその運用状況等を踏まえつつ、令和11年度からの統一を目指すこととし、統一までの間は、各企業団構成団体における制度により運用するものとする。

##### ○建設工事

- ・設計積算業務、工事検査業務等の考え方や基準は、統合時に統一することを基本とする。
- ・統合後の施設整備事業の業務が円滑かつ効率的に執行できるよう、従来の発注方式に加え、次の取組を進める。
  - ▷広域的な送水管や大口径管等の更新におけるデザインビルド（DB）方式による発注
  - ▷複数年度工事の推進による発注時期の平準化
  - ▷重点監理業務について外部委託による現場技術員の充当配置 等

#### (5) 水質管理・浄水場管理・給配水管の維持管理

##### ○水質管理の一元化

- ・住民対応を含めた水源から蛇口までの水質管理を2拠点（御所浄水場内・桜井浄水場内）に一元化し管轄区域を最適化することを目指し、水質管理の質の向上とその管理業務の効率化を図る。
- ・追加塩素注入設備の整備により、広範にわたる企業団の給水区域における残留塩素濃度の偏在傾向の解消及び水質の向上を目指す。
- ・非常時における水質検査のバックアップ体制の構築を図る。
- ・水質検査計画は、統合時において統一する。

##### ○監視制御システム

- ・広域的に存在する水道施設を一元的に遠方監視し制御することにより、総合的な水運用を行うとともに、運転管理の集約化・効率化を図る。
- ・監視拠点については、広域水道センター、御所浄水場、桜井浄水場及び桜ヶ丘浄水場の4拠点を基本に集中監視制御システムの構築を目指す。
- ・事務所の集約、浄水場等の統廃合及び監視制御システムの更新時期にあわせて、段階的に新システムへ切り替える。

##### ○浄水場の運転・維持管理

- ・市町村浄水場の廃止や監視設備の更新等にあわせ、浄水場の稼働状況の監視拠点の集約化を進め、浄水場管理の共同化・一元化を図る。

##### ○給配水管の維持管理

- ・企業団の事業開始当初より、給配水管の漏水発生時には迅速で円滑に修理できる体制とともに、地域性や地元水道業者の対応状況等を考慮した漏水修理業務に遺漏の無い体制を構築する。

#### (6) 危機管理

##### ○災害対策基本計画・応急対策マニュアル

- ・企業団設立にあわせ、企業団の災害対策基本計画及び応急対策マニュアルを作成し、運用する。

### ○緊急時応援協定

- ・企業団設立後、速やかに企業団構成団体と緊急時応援協定を締結するとともに、必要に応じ、関係団体と緊急時応援協定に向けた協議を行う。
- ・協議会構成団体が関係団体との間で締結している緊急時応援協定等は、企業団に引き継ぐ。

### ○応急用資機材

- ・給水車、修理材料等の資機材について、適切な保管・確保を図り、企業団内における情報共有と機動的な運用を行う。

### ○その他

- ・浄水場の廃止に伴って利用しないこととなる水源（井戸等）について、当該水源の所在市町村による災害発生時等への活用の要望があれば、当該市町村と協議を行う。

## 8 その他

### (1) 市町村が行っている下水道事業の取扱い

- ・企業団は、企業団構成団体である市町村が行っている下水道事業を引き継がないものとする。
- ・ただし、市町村が行っている下水道事業の業務のうち、水道料金の徴収と密接不可分に行っている下水道使用料の徴収に関する業務については受託し、受託業務にかかる経費を企業団構成団体である市町村が負担するものとする。
- ・企業団は下水道の事業の移管を受けないことから、各市町村は、下水道事業の組織のあり方について令和6年度中に整理し、分離する必要がある。

### (2) 奈良広域水質検査センター組合が行っている県内市町村の水質検査業務等の取扱い

- ・センター組合が行っている企業団構成団体以外の県内市町村の水質検査業務については、当該市町村の依頼に基づき受託し、受託業務にかかる経費を当該市町村が負担するものとする。
- ・簡易水道事業への技術的支援については、施設や水質管理に関する知見をもとに、県内11村の意向を聞きながら積極的に技術的支援を行う。

### (3) 旧簡易水道施設等の取扱い

- ・既に上水道事業に統合された旧簡易水道施設及び旧飲料水供給施設等については、継続運用を基本としつつ、今後の水需要、施設健全度等を踏まえ、必要に応じて施設統廃合、管路布設等も検討する。
- ・これら施設の維持管理については、技術の継承を行いつつ、広域化による効率化を目指した組織体制の構築や保守点検、監視の共同化などによる業務の効率化やコストの縮減を目指す。
- ・企業団の給水区域外の上水道未普及地域への上水道普及の要望等については、当該地域の属する市町村が受け付け、連携・協議しながら対応する。なお、企業団の給水区域外の上水道未普及地域への上水道普及に係る施設整備を企業団が行う場合、当該施設整備に要する経費のうち国交付金・補助金を除く全部を当該市町村が負担するものとする。

# 【別添1】広域化施設整備計画及び経年施設更新計画

## 1 広域化施設整備計画

### (1) 年度別の事業計画(R7～36年度(30年間))

(億円)

整備施設	事業概要	実施地域	事業費(見込)																														
			30年間計	年度																													
				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36
浄水・取水施設	1 旧県営水道管路から恩ヶ芝配水池へ送水管を布設(布設後に外山浄水場を廃止)	桜井市	0.7	0.1	0.6	●																											
	2 旧県営水道管路から御所市管路へ送水管等を布設(布設後に櫛羅浄水場・櫛原配水池を廃止)	御所市	2.6	0.1	0.1	2.3	●																										
	3 旧県営水道管路から無山浄水場へ送水管等を布設(布設後に無山・西部浄水場を廃止)	宇陀市	5.5	0.3	1.8	1.8	1.8	●																									
	4 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管を布設(布設後に岩崎浄水場を廃止)	宇陀市	2.8				0.2	1.3	1.3	●																							
	5 宇陀市管路間に送水管等を布設(布設後に戒場浄水場を廃止)	宇陀市	2.8						0.2	1.3	1.3	●																					
	6 旧県営水道管路から五貫山配水池へ送水管等を布設(布設後に五貫山浄水場を廃止)	宇陀市	4.8													0.4	2.2	2.2	●														
	7 五條市・大淀町の管路間に連絡管等を布設(布設後に小島浄水場(1系)を廃止)	五條市・大淀町	7.3	1.2	1.2	1.2				0.7	2.9	●																					
	8 桜ヶ丘浄水場の取水・浄水施設を更新	大淀町	26.3	1.5	1.2	3.7	3.7	2.5	2.5	3.7	2.5	2.5	2.5																				
	9 御所浄水場・桜井浄水場の取水・浄水施設を更新	全体	238.9	14.9	5.1	10.4	19.2	15.7	15.3	16.1	12.4	15.2	14.8	6.4	5.1	0.2	0.7	4.9	2.9	2.3	8.5	9.3	1.9	1.6	3.1	3.0	4.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	
送配水施設	10 旧県営水道管路から榎原市管路へ送水管等を布設(布設後に葦浦等地區加圧ポンプを廃止)	榎原市	3.8					0.3	3.5	●																							
	11 桜井市・榎原市の管路間に配水管を布設(布設後に南浦地區加圧ポンプを廃止)	榎原市	1.9						0.2	1.7	●																						
	12 一町配水池から高取町への送水のための計装設備を新設	榎原市・高取町	0.1	0.1	0.1																												
	13 旧県営水道管路から御所市管路へ送水管等を布設(布設後に秋津配水池を廃止)	御所市	2.2									0.2	2.0	●																			
	14 旧県営水道管路から生駒市管路へ送水管等を布設	生駒市	2.2												0.2	2.0																	
	15 生駒市管路間に配水管を布設(布設後に東生駒配水池を廃止)	生駒市	1.5													0.1	1.3	●															
	16 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管等を布設(布設後に緑川ポンプ場を廃止)	宇陀市	1.4					0.1	1.3	●																							
	17 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管等を布設(布設後にあかね台高區配水池を廃止)	宇陀市	1.3									0.1	1.2	●																			
	18 旧県営水道管路から宇陀市管路へ送水管を布設(布設後に平尾配水池を廃止)	宇陀市	0.1														0.1	0.1	●														
	19 旧県営水道管路から安堵町管路へ送水管等を布設(布設後に安堵配水池を廃止)	安堵町	2.2	0.2	2.0	●																											
	20 旧県営水道管路から高取町管路へ送水管等を布設(布設後に高區・低區配水池を廃止)	高取町	4.1	0.4	3.7	●																											
	21 高取町管路の加圧設備を新設(新設後に与楽配水池を廃止)	高取町	0.8										0.1	0.8	●																		
	22 明日香調整池・明日香村配水池間の連絡管を布設	明日香村	0.1	0.1	0.1																												
	23 旧県営水道管路から上牧町管路へ送水管等を布設(布設後に上牧町配水池を廃止)	上牧町	2.6										0.2	2.3	●																		
	24 旧県営水道管路から広陵町管路へ送水管等を布設(布設後に大野配水池を廃止)	広陵町	2.2										0.2	2.0	●																		
	25 広域水道センターへ追塩設備を新設	全体	2.2	0.2	2.0																												
	26 旧県営水道の送水施設を更新	全体	1,156.7	48.1	40.6	35.2	32.7	31.8	24.3	34.5	40.7	40.4	46.3	33.1	31.7	32.7	42.8	33.2	37.9	39.1	36.3	35.2	43.2	43.8	44.6	45.2	43.3	40.5	39.4	41.4	39.6	40.0	39.2
	27 集中監視制御システムを新設	全体	47.1		6.9	7.1	2.0	6.7	9.2	7.5	4.9	1.4	1.4																				
合計		1,524.1	67.1	65.4	61.7	59.7	58.4	56.2	64.1	66.4	61.5	73.3	39.4	37.1	35.3	47.8	39.5	41.0	41.5	44.8	44.4	45.1	45.4	47.7	48.2	47.9	48.1	47.0	49.0	47.1	47.6	46.8	

(注) ●は、既存浄水場等の廃止年度を示す。

・事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

・具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。

・施設の統廃合(最適化)を行う施設のうち、事業費を伴わないものを除く。

(2) 浄水場の集約化

○主要浄水場

浄水場名	元設置団体	建設(更新)年度	存廃	(廃止の場合)廃止に伴う対応
1 御所浄水場	奈良県	S45年度	存続	
2 桜井浄水場	奈良県	S49年度	存続	
3 昭和浄水場	大和郡山市	S43年度	存続	
4 北郡山浄水場	大和郡山市	S17(S51)年度	廃止(R8年度)	既存管路を活用して送水
5 豊井浄水場	天理市	S12(H8)年度	廃止(R21年度)	既存管路を活用して送水
6 袖之内浄水場	天理市	S41(R2)年度	廃止(R30年度以降)	既存管路を活用して送水
7 外山浄水場	桜井市	S45(H2)年度	廃止(R9年度)	恩ヶ芝配水池までの送水管を布設
8 櫛羅浄水場	御所市	S46年度	廃止(R10年度)	御所市管路までの送水管等を布設
9 真弓浄水場	生駒市	S61(H28)年度	存続	
10 山崎浄水場	生駒市	S6(H23)年度	廃止(R30年度以降)	既存管路を活用して送水
11 小島浄水場	五條市	H4(H7)年度	1系廃止(R15年度) 2系存続	五條市・大淀町間の連絡管等を布設
12 飯貝浄水場	吉野町	S46年度	存続	
13 桜ヶ丘浄水場	大淀町	S32(H21)年度	存続	
14 下市浄水場	下市町	H12年度	存続	

○小規模浄水場

浄水場名	元設置団体	建設(更新)年度	存廃	(廃止の場合)廃止に伴う対応
1 無山浄水場	宇陀市	H5年度	廃止(R11年度)	無山配水池までの送水管等を布設
2 西部浄水場	宇陀市	H8年度	廃止(R11年度)	西部配水池までの送水管を布設
3 岩崎浄水場	宇陀市	S51年度	廃止(R13年度)	岩崎配水池までの送水管を布設
4 戒場浄水場	宇陀市	S58年度	廃止(R17年度)	戒場配水池までの送水管等を布設
5 五貫山浄水場	宇陀市	H9年度	廃止(R21年度)	五貫山配水池までの送水管等を布設
6 香東第1浄水場	吉野町	H22年度	廃止(R9年度)	香東配水池までの送水管を布設
7 南部浄水場	宇陀市	H9年度	当該浄水場の給水対象地域の水需要、施設の健全度等を踏まえ、今後検討	
8 諸木野浄水場	宇陀市	S41年度		
9 内牧浄水場	宇陀市	S56年度		
10 室生浄水場	宇陀市	S62年度		
11 北部浄水場	宇陀市	H10年度		
12 室生南部浄水場	宇陀市	H11年度		
13 黒岩浄水場	宇陀市	H6年度		
14 原山浄水場	宇陀市	H13年度		
15 桧牧乙区浄水場	宇陀市	S63年度		
16 大深浄水場	五條市	H12年度		
17 城戸浄水場	五條市	S50年度		
18 和田浄水場	五條市	H3年度		
19 宗桧上浄水場	五條市	H12年度		
20 賀名生南浄水場	五條市	H15年度		
21 賀名生北浄水場	五條市	H14年度		
22 白銀北浄水場	五條市	H15年度		

浄水場名	元設置団体	建設(更新)年度	存廃	(廃止の場合)廃止に伴う対応
23 白銀南浄水場	五條市	H31年度	当該浄水場の給水対象地域の水需要、施設の健全度等を踏まえ、今後検討	
24 宇井(辻堂)浄水場	五條市	H25年度		
25 櫻辻浄水場	五條市	H10年度		
26 白銀南(陰地)浄水場	五條市	H23年度		
27 阪本小代浄水場	五條市	H29年度		
28 阪巻浄水場	五條市	H9年度		
29 永谷浄水場	五條市	H11年度		
30 川岸浄水場	五條市	H12年度		
31 殿野浄水場	五條市	H9年度		
32 天辻浄水場	五條市	H5年度		
33 南院谷浄水場	吉野町	H27年度		
34 南大野浄水場	吉野町	S57年度		
35 国栖浄水場	吉野町	H2年度		
36 三色野浄水場	吉野町	H2年度		
37 柳浄水場	吉野町	H22年度		
38 香東第2浄水場	吉野町	H4年度		
39 西谷浄水場	吉野町	H19年度		
40 喜佐谷浄水場	吉野町	H12年度		
41 三津浄水場	吉野町	H10年度		
42 丹生浄水場	下市町	H20年度		
43 才谷浄水場	下市町	S54年度		

## 2 経年施設更新計画

### (1) 管路の年度別・地域別の事業計画(R7～16年度(10年間))

(億円)

実施地域	事業概要			事業費(見込)												事業費(見込) 30年間計
	管路区分	主な管種	管口径 (mm)	10年間計	年度											
					R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
大和高田市	配水管	石綿セメント管	50～300	26.8	3.2	2.1	2.3	3.3	3.2	2.2	3.3	3.2	2.2	2.3	86.8	
大和郡山市	導水管・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管K形・硬質塩化ビニル管	40～500	87.8	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	9.0	9.0	9.0	233.8	
天理市	重要給水施設管路・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	25～600	60.1	4.0	4.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	190.3	
橿原市	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	75～600	73.3	6.3	6.3	6.3	6.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	6.3	199.9	
桜井市	重要給水施設管路・配水管	鋳鉄管・ダクタイル鋳鉄管A形・K形	75～600	30.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	90.0	
御所市	配水管	石綿セメント管・硬質塩化ビニル管	50～200	25.4	3.6	3.9	2.7	2.0	2.4	2.1	2.2	2.3	1.9	2.3	41.5	
生駒市	導水管・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50～600	85.7	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	252.0	
香芝市	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形	50～600	44.1	4.1	4.5	6.4	4.4	6.2	5.3	5.3	2.2	2.9	2.9	101.6	
宇陀市	重要給水施設管路・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	25～350	18.5	1.2	1.4	2.2	2.2	2.4	1.7	1.9	1.6	1.9	2.1	62.5	
平群町	配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50～350	7.1	0.8	0.7	0.8	0.4	1.0	0.6	0.8	0.8	0.5	0.8	15.3	
三郷町	配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・鋳鉄管・硬質塩化ビニル管	100～300	24.1	3.0	3.1	3.2	2.7	3.1	2.0	1.5	1.6	2.0	2.0	64.1	
斑鳩町	配水管	硬質塩化ビニル管	100～200	21.4	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	64.1	
安堵町	配水管	石綿セメント管	100～200	3.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	7.7	
川西町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	50～300	13.6	1.2	0.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	25.0	
三宅町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	50～300	8.1	1.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	29.5	
田原本町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	50～500	28.4	2.0	1.8	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	76.8	
高取町	配水管	鋳鉄管・石綿セメント管・硬質塩化ビニル管	75～200	6.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7	16.6	
明日香村	配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	75～300	4.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.1	0.6	0.6	0.3	0.6	0.2	15.3	
上牧町	配水管	硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	50～300	15.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.7	1.8	1.7	1.8	51.9	
王寺町	配水管	ダクタイル鋳鉄管A形	150～400	22.5	2.2	2.0	3.0	2.2	2.0	2.3	2.6	2.0	2.0	2.2	63.9	
広陵町	重要給水施設管路	硬質塩化ビニル管・鋳鉄管	75～450	35.8	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	75.5	
河合町	重要給水施設管路・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50～300	10.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	30.0	
五條市	送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	50～500	16.6	1.8	2.2	2.0	2.1	2.3	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	36.0	
吉野町	送水管・配水管	鋳鉄管・硬質塩化ビニル管	75～150	6.2	0.7	0.2	0.2	0.3	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	19.0	
大淀町	送水管・配水管	硬質塩化ビニル管・ダクタイル鋳鉄管K形	75～350	14.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	3.1	3.1	3.1	28.7	
下市町	送水管・配水管	硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	50～200	5.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	9.4	
合計				695.1	66.3	64.5	72.2	69.1	74.4	69.8	71.4	69.5	69.5	68.4	1,887.1	

(注)・事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。  
・具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。

・管路区分は以下のとおり。  
導水管: 原水を浄水場へ送るための管  
送水管: 浄水場から配水池へ送るための管  
配水管: 配水池から配水区域に水を配るための管  
重要給水施設管路: 市町村が設定した重要給水施設に至るまでの管路

## (2) 施設・設備の年度別・地域別の事業計画(R7～16年度(10年間))

(億円)

(億円)

実施地域	事業概要	事業費(見込)										
		10年間計	年度									
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
大和高田市	・陵西配水場 機械・電気設備を更新 ・天満配水場 機械・電気設備を更新 ・陵西配水場 自家発電設備を新設	5.3	0.1	1.1	1.0	0.1	0.1	1.0		0.1	1.0	1.0
大和郡山市	・昭和浄水場 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・昭和浄水場 自家発電設備を新設 ・矢田山第4配水池 機械・電気設備を更新 など	63.7	3.5	4.3	3.0	3.9	2.0	2.4	3.7	12.3	13.6	15.0
天理市	・杣之内浄水場 機械設備を更新 ・東部送水第2ポンプ場 電気設備を更新 ・東部送水第3ポンプ場 電気設備を更新 など	21.3	5.3	4.7	3.5	0.4	0.5	0.3	1.7	3.9	0.7	0.4
桜井市	・外鎌山配水池 土木構造物を更新 ・恩ヶ芝配水池 機械・電気設備を更新 ・高家配水池 機械・電気設備を更新 など	7.0	0.8		0.5			0.2				5.5
御所市	・南郷配水場 機械・計装設備を更新 ・名柄ポンプ場 機械・計装設備を更新 ・佐味新配水池 機械・計装設備を更新 など	2.0	0.4	0.5	0.4		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
生駒市	・山崎浄水場 電気設備を更新 ・滝寺配水場 機械・電気・計装設備を更新 ・門前配水場 機械・電気・計装設備を更新 など	29.0	0.7	9.4	0.8	6.2	1.3	3.1	4.0	1.4	0.3	1.9
香芝市	・今泉配水場 土木構造物を更新 ・尼寺ポンプ場 機械・電気・計装設備を更新	20.3	3.5	3.1	0.3	2.1	1.2	2.1	2.0	2.5	1.8	1.7
宇陀市	・本郷地区高区配水池 土木構造物を新設	1.3	1.2									0.1
平群町	・中央受水地 自家発電設備を新設 ・樫原中継池 機械・電気設備を更新 ・鳴石中継池 電気設備を更新 など	1.7	0.1	0.1		0.3		0.2			1.0	
三郷町	・城山台配水池 土木構造物を更新	1.3			0.2	0.1	0.2		0.5	0.4		
田原本町	・緊急貯水槽を新設 ・西竹田配水場 機械・電気・計装設備を更新 ・伊与戸配水場 機械・電気・計装設備を更新	10.2				4.2		3.5		2.1		0.4
高取町	・第1受水場 機械設備を更新 ・第2受水場 機械設備を更新	0.2	0.1		0.1							
明日香村	・明日香村配水池 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・栢森加圧ポンプ場 機械設備を更新 ・稲淵加圧ポンプ場 機械設備を更新	1.2					0.5			0.3		0.4
五條市	・小島浄水場 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・岡加圧ポンプ場 自家発電設備を新設 ・岡中継ポンプ場 自家発電設備を新設 など	8.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1.8	0.7	1.8
吉野町	・飯貝浄水場 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・飯貝浄水場 自家発電設備を新設	17.7	0.4	5.1	5.1	5.1	2.0					
合計		191.2	16.8	29.0	15.4	22.9	8.6	13.6	12.7	24.8	19.2	28.2

実施地域	事業費(見込) 30年間計
大和高田市	10.3
大和郡山市	76.5
天理市	52.0
橿原市	9.0
桜井市	19.7
御所市	3.7
生駒市	118.1
香芝市	44.3
宇陀市	27.9
平群町	8.5
三郷町	1.3
斑鳩町	0.1
川西町	0.1
三宅町	0.2
田原本町	17.9
高取町	0.2
明日香村	2.4
上牧町	0.6
五條市	18.8
吉野町	17.7
大淀町	15.3
下市町	8.0
合計	452.6

(注)・事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

・具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。

・安堵町・王寺町・広陵町・河合町は統合後30年間、橿原市・斑鳩町・川西町・三宅町・上牧町・大淀町・下市町は統合後10年間に於いて、既存の施設・設備の整備は予定なし。

## 【参考】施設整備に関する主な指標の見通し(又は目標)

指標	算定式		統合前 (R3時点)	統合後(見通し)	
				統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
管路経年化率(%)	$\frac{\text{法定耐用年数超過管路の延長}}{\text{全管路の総延長}} \times 100$	企業団	—	41.6	59.6
		各団体単独経営	26.4	46.2	70.4
		全国平均(※1)	22.4	38.2	62.4

指標	算定式		統合前 (R3時点)	統合後(見通し)	
				統合10年間平均	統合30年間平均
管路更新率(%)	$\frac{\text{更新された管路の延長}}{\text{全管路の総延長}} \times 100$	企業団	—	1.13	1.03
		各団体単独経営	0.55	0.67	0.67
		全国平均(※1)	0.65	0.65	0.65

指標	算定式		統合前 (R3時点)	統合後(見通し)	
				統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
浄水施設耐震化率(%)	$\frac{\text{耐震対策済の浄水施設の能力}}{\text{全浄水施設の能力}} \times 100$	企業団	—	86.8	98.8
		各団体単独経営	75.4	83.3	89.3
		全国平均(※2)	39.2	62.4	98.0

指標	算定式		統合前 (R3時点)	統合後(見通し)	
				統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
基幹管路耐震化率(%) (※3)	$\frac{\text{基幹管路のうち耐震管の延長}}{\text{基幹管路の総延長}} \times 100$	企業団	—	46.2	65.8
		各団体単独経営	33.0	41.6	55.0
		全国平均(※2)	27.4	37.0	51.7

指標	算定式		統合前 (R3時点)	統合後(見通し)	
				統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
基幹管路耐震適合率(%) (※3)	$\frac{\text{基幹管路のうち耐震適合性のある管の延長}}{\text{基幹管路の総延長}} \times 100$	企業団	—	61.5	81.0
		各団体単独経営	48.2	56.9	70.2
		全国平均(※2)	41.2	51.3	66.8

(注) ・※1の全国平均は総務省、※2の全国平均は厚生労働省の公表データを基にそれぞれ算出している。  
 ・※3の率の算出に当たって、基幹管路の考え方は各構成団体の考え方を踏襲している。

# 【別添2】財政収支の見通し(令和7~36年度)(数値編)

## 1 水道事業(大淀町域以外)

(百万円)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度		
収益的収支	収入	給水収益(料金収入)	16,989	16,822	16,698	16,494	16,326	17,433	17,301	17,068	16,877	16,690	17,731	17,484	17,276	17,069	16,919	18,173	17,964	17,744	17,579	17,326	18,603	18,422	18,312	18,096	17,934	19,809	19,677	19,458	19,288	19,125	
		その他	4,951	4,956	5,026	5,061	5,077	5,166	5,152	5,142	5,127	5,159	5,204	5,102	5,000	4,908	4,815	4,691	4,611	4,490	4,412	4,343	4,262	4,227	4,188	4,150	4,109	4,092	4,046	4,012	3,972	3,953	
		小計	21,940	21,778	21,725	21,555	21,403	22,599	22,453	22,210	22,004	21,849	22,935	22,586	22,276	21,976	21,735	22,864	22,575	22,233	21,992	21,668	22,865	22,649	22,500	22,246	22,043	23,901	23,724	23,470	23,240	23,078	
		支出	維持管理費ほか	8,862	8,990	8,691	8,902	9,422	10,117	9,620	9,700	9,704	9,408	9,540	9,735	9,984	9,955	9,519	10,004	10,101	9,870	9,662	9,618	9,390	9,430	9,498	9,305	9,384	9,366	9,402	9,424	9,478	9,514
			減価償却費	10,924	10,964	10,941	10,837	10,896	10,929	10,901	10,832	10,769	10,859	11,018	10,942	10,868	10,805	10,779	10,678	10,645	10,438	10,492	10,563	10,699	10,833	10,975	11,128	11,266	11,500	11,738	11,768	11,919	12,119
		支払利息	510	450	398	353	313	276	243	215	192	171	153	182	213	245	279	312	359	404	450	496	540	583	624	663	700	734	774	811	847	877	
	小計	20,296	20,404	20,030	20,091	20,631	21,321	20,764	20,747	20,665	20,438	20,712	20,859	21,066	21,005	20,576	20,994	21,105	20,712	20,604	20,677	20,629	20,846	21,097	21,096	21,349	21,601	21,814	22,003	22,244	22,510		
	収益的収支差	1,644	1,374	1,695	1,463	772	1,278	1,689	1,463	1,339	1,411	2,223	1,727	1,211	971	1,158	1,870	1,470	1,521	1,387	991	2,236	1,803	1,403	1,150	694	2,300	1,910	1,467	1,016	567		
資本的収支	収入	企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826	3,577	3,577	3,577	3,577	3,577	3,518	3,518	3,518	3,518	3,518	3,928	3,928	3,928	3,928	3,928		
		国交付金	2,128	3,959	2,627	1,869	2,072	2,104	2,195	2,375	2,529	2,552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一般会計繰入金ほか	2,336	3,982	3,084	2,464	2,641	2,631	2,769	3,319	3,079	3,146	714	699	685	679	669	660	658	654	646	638	628	609	597	594	594	594	594	594	594	594	
		小計	4,463	7,941	5,710	4,333	4,713	4,736	4,984	5,695	5,608	5,697	3,540	3,525	3,511	3,505	3,505	4,246	4,237	4,235	4,231	4,223	4,156	4,146	4,127	4,115	4,112	4,522	4,522	4,522	4,522	4,522	
		支出	建設改良費	14,432	15,861	13,829	14,154	13,558	13,124	13,739	15,092	14,356	17,247	11,599	11,963	11,143	11,638	11,476	11,629	11,836	12,486	12,102	13,142	12,054	12,118	12,883	13,239	14,520	12,892	12,758	12,400	12,901	12,790
		企業債償還金	3,641	3,352	3,081	2,731	2,642	2,348	2,118	1,806	1,650	1,476	1,358	1,227	1,138	1,073	1,020	986	1,016	995	971	1,030	1,053	1,156	1,237	1,336	1,449	1,549	1,652	1,753	1,854	1,858	
		その他	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	18,076	19,216	16,909	16,884	16,201	15,472	15,857	16,898	16,006	18,723	12,957	13,190	12,281	12,711	12,496	12,616	12,853	13,481	13,073	14,172	13,107	13,274	14,120	14,575	15,969	14,441	14,410	14,154	14,755	14,648		
	資本的収支差	-13,613	-11,275	-11,199	-12,551	-11,488	-10,736	-10,893	-11,204	-10,397	-13,025	-9,417	-9,665	-8,770	-9,206	-8,991	-8,370	-8,616	-9,247	-8,843	-9,949	-8,951	-9,129	-9,992	-10,460	-11,857	-9,919	-9,888	-9,632	-10,233	-10,126		
	資金期末残高	42,753	39,954	37,482	33,070	29,470	27,573	25,904	23,653	21,980	17,874	18,097	17,613	17,507	16,770	16,496	17,582	18,074	17,921	18,157	17,066	18,397	19,289	19,125	18,442	16,127	17,553	18,799	20,011	20,380	20,623		
	企業債残高	34,271	30,919	27,838	25,108	22,465	20,117	17,999	16,193	14,543	13,067	14,535	16,134	17,822	19,575	21,381	23,971	26,532	29,114	31,719	34,266	36,731	39,093	41,374	43,556	45,625	48,004	50,279	52,454	54,528	56,598		
	供給単価(円/㎡)			189				204				218					238				259					288							

## 2 水道事業(大淀町域)

(百万円)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	
収益的収支	収入	給水収益(料金収入)	357	353	349	343	339	398	393	387	381	376	444	436	430	424	418	434	428	421	415	408	429	423	419	413	408	433	429	422	417	412
		その他	170	166	166	157	157	159	153	155	161	157	153	143	139	125	115	108	103	101	98	96	95	89	84	81	81	80	79	77	75	
		小計	527	519	515	500	496	556	546	541	543	533	596	580	569	549	533	542	530	522	513	504	524	512	504	494	489	513	509	501	494	487
		支出	維持管理費ほか	164	164	165	165	166	166	166	169	169	170	178	178	174	171	172	171	171	174	172	179	174	176	173	178	179	180	180	184	184
			減価償却費	277	285	286	289	294	300	287	296	312	314	317	308	308	297	288	280	275	274	271	270	269	267	263	262	262	264	265	266	266
		支払利息	20	20	19	19	18	17	23	28	33	38	42	41	39	38	37	35	34	32	31	29	28	26	24	23	21	20	18	17	15	14
	小計	462	468	470	472	478	483	476	490	514	521	529	526	526	509	495	487	481	478	476	471	476	467	463	467	463	467	463	462	465	467	
	収益的収支差	66	51	45	28	18	73	71	52	29	12	67	53	43	40	38	55	50	44	37	33	48	45	40	37	27	51	46	39	29	20	
資本的収支	収入	企業債	38	38	38	38	38	411	411	411	378	391	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
		国交付金	0	11	61	61	46	46	74	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一般会計繰入金ほか	19	30	80	80	65	65	93	198	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
		小計	57	79	179	179	149	522	578	787	398	410	25	25	25	25	25	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	22	22	22	22	22
		支出	建設改良費	626	202	682	615	474	461	601	947	378	391	93	340	341	215	92	118	94	80	157	90	297	112	166	68	213	218	218	205	309
		企業債償還金	73	76	73	73	75	80	81	84	86	89	91	105	111	80	94	109	109	109	110	110	110	90	90	90	90	90	90	90	88	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	699	278	755	688	549	541	682	1,031	465	480	185	445	451	296	187	227	203	190	267	200	407	202	256	157	303	307	308	295	399	409	
	資本的収支不足額	-642	-199	-576	-509	-400	-20	-104	-243	-67	-70	-160	-420	-426	-271	-162	-208	-184	-171	-247	-181	-388	-183	-237	-138	-283	-286	-286	-273	-377	-387	
	資金期末残高	954	947	560	233	10	227	350	322	457	580	675	504	322	289	361	405	466	536	524	573	437	502	509	611	563	538	510	489	360	217	
	企業債残高	1,372	1,334	1,299	1,264	1,227	1,558	1,888	2,215	2,508	2,810	2,724	2,625	2,521	2,446	2,358	2,249	2,140	2,031	1,921	1,811	1,700	1,611	1,521	1,431	1,342	1,255	1,167	1,080	993	908	
	供給単価(円/㎡)			151			179				214						226				242					260						

## 3 用水供給事業

(百万円)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R3
--	--	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----

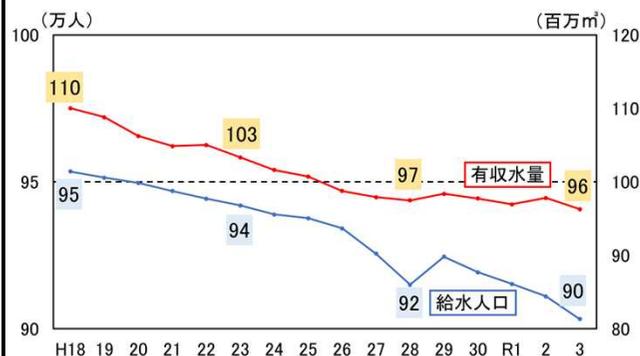
I	奈良県の上水道の現状	P1
II	奈良県域水道一体化の目的・メリット	P2
III	一体化後の運営の基本方針 (奈良県広域水道企業団基本計画)	P3~13

令和6年7月

# I 奈良県の上水道の現状

## 給水人口と水需要

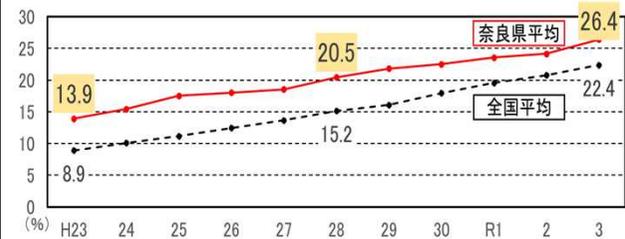
- 給水人口の減少に伴い、有収水量も減少(=給水収益の減少)



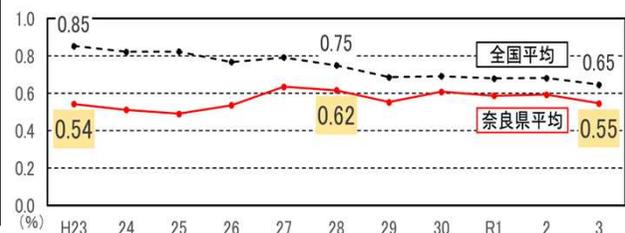
(注) グラフの数値は、企業団の構成団体となる団体に係る集計数値。

## 水道施設の老朽化

- 古い水道管路(耐用年数(40年)以上)の割合(奈良県全体)は、全国平均より高く、老朽化は進んでいる

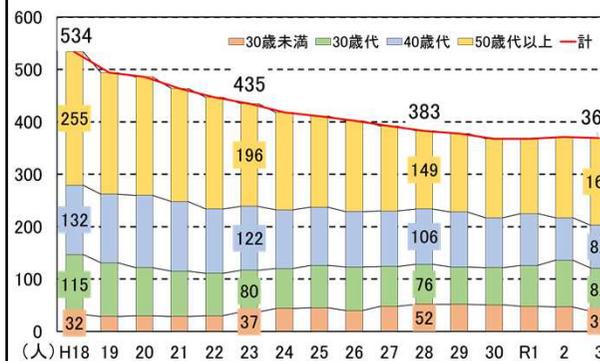


- にもかかわらず、管路の更新は180年超かかって一巡するペース(更新率0.55(R3))



## 水道関係人員

- 水道関係の人員は、熟練職員の退職等により年々減少



こうした困難課題に個々の市町村が単独で対処するには限界  
複数の市町村が連携して広域で対処することが必要

## Ⅱ 奈良県域水道一体化の目的・メリット

### 目的

- 県域水道一体化は、こうした課題に直面する水道事業者が、**広域で連携して**、
  - ・ **施設の老朽化対策等による強靱化と**、
  - ・ **そのために必要な収入の確保により財政基盤の強化** を図ることにより、**安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給**することを目的としている

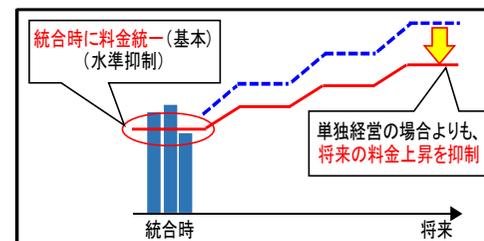
### 主なメリット

#### 施設整備面

- 市町村の区域を越えて**施設・設備を最適化**
- 施設整備の投資に**国交付金に加えて県の財政支援を活用し、更新を推進**

#### 水道料金面

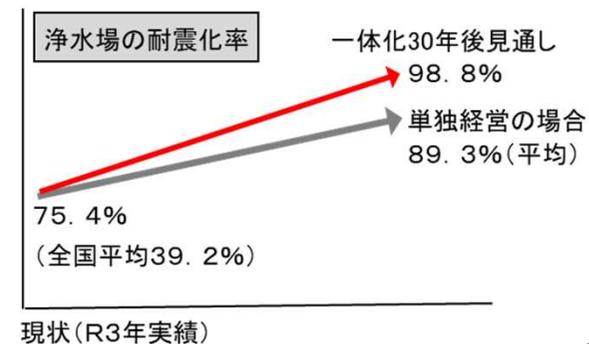
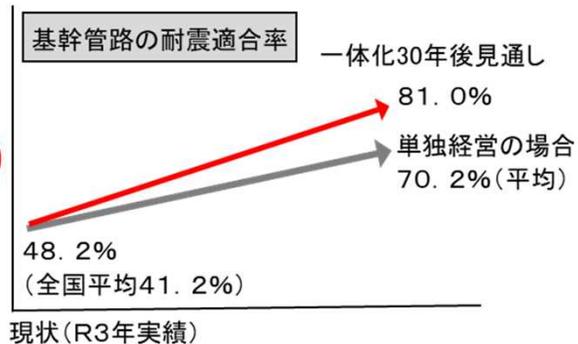
- 市町村が個別に単独で経営するよりも、**将来の料金上昇を抑制**



#### 事業運営面

- 市町村の区域を越えて**人的資源(人員・ノウハウ)を有効活用**
- 業務の標準化やIT環境の共通化などにより、**業務効率を向上**

大規模地震等発生を想定しても、  
施設等の強靱化と  
運営基盤の強化は必須



# Ⅲ 一体化後の運営の基本方針(奈良県広域水道企業団基本計画)

(R5年2月策定 R6年7月一部改定)

## 1 組織・業務運営

### 構成団体

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

### 経営主体

○企業団(一部事務組合)【R6年度中に発足】

### 統合形態

○事業統合【R7年度から事業開始】

公営企業を堅持し、  
コンセッション方式への移行又は民営化は行わない

### 企業団本部の位置

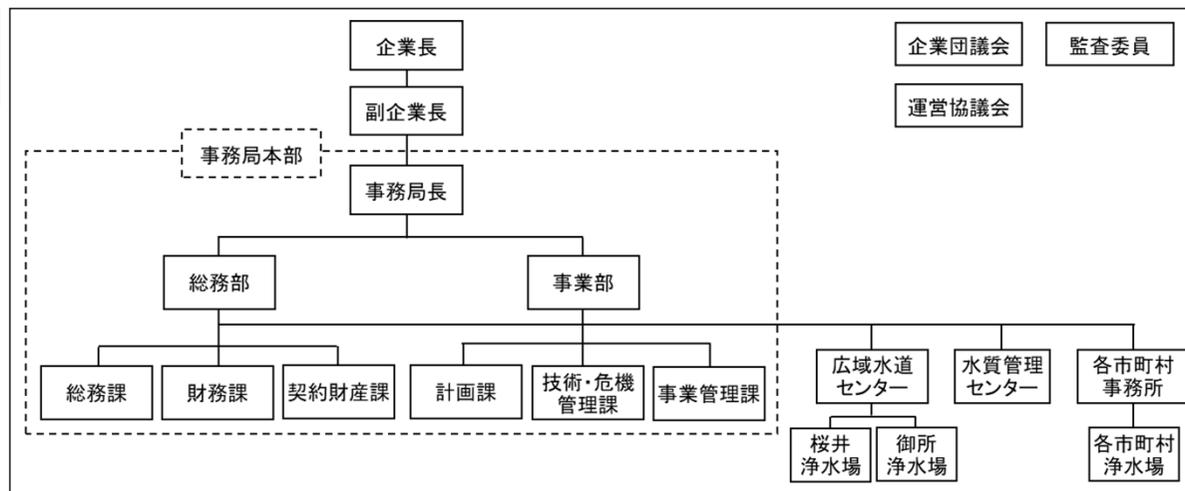
○田原本町宮古(県有土地・建物)(※現田原本町保健センター・子育て広場)

### 組織

○企業団の事業運営の組織体制として、企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を設置。また、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置

※事務所は、企業団設立当初は構成団体の事務所とし、業務の標準化・効率化等を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す

企業団組織(事業開始当初)  
イメージ

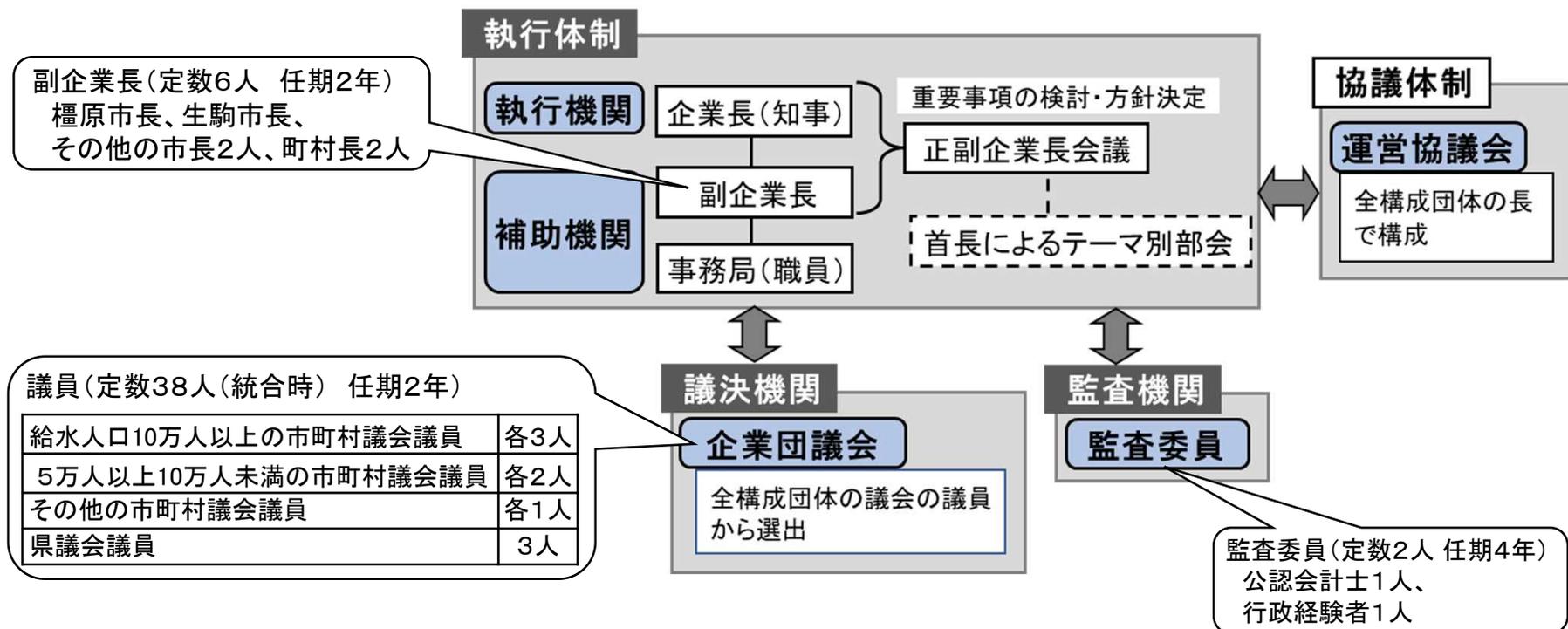


# 1 組織・業務運営(つづき)

## 意思決定に係る組織フレーム

○構成団体が連携して企業団運営が円滑に行える組織を構築

- ・ **正副企業長会議**を設置(企業長・副企業長の合議で経営上の企画・立案及び方針決定)
- ・ 正副企業長会議の下に、**首長によるテーマ別部会**を設置  
(経営上の重要事項について具体的検討)
- ・ **運営協議会**を設置(重要事項等を全構成団体の長で協議)
- ・ また、企業団議会の議員は**全構成団体の議会から選出**



# 1 組織・業務運営(つづき)

## 職員

### ○職員の身分

- ・当分の間、構成団体からの派遣(地方自治法上の派遣)により対応
- ・順次、企業団への身分移管及び新規採用を実施(その方針をR7年度中に整理)
- ・身分形態等の実情から必要な場合は企業団設立時に身分移管又は新規採用

### ○職員の数

- ・**企業団設立当初**は構成団体における用水供給・上水道・水質管理業務に従事する**現行職員数と同程度を確保**
- ・順次、業務効率化等を図り**適正な規模**を目指す(その方針をR7年度中に整理)

## 業務運営

### ○業務の標準化・システム化の推進

- ・各種システムの統一化
- ・営業業務の包括委託化
- ・水質管理の一元化 など

利用者サービス、業務効率化の向上を図る

## 2 施設整備

### 【基本的考え方】

将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、  
以下の観点から施設整備を推進

①水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、  
県域全体で施設を最適化・効率化

②施設の老朽対策を計画的に推進

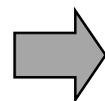
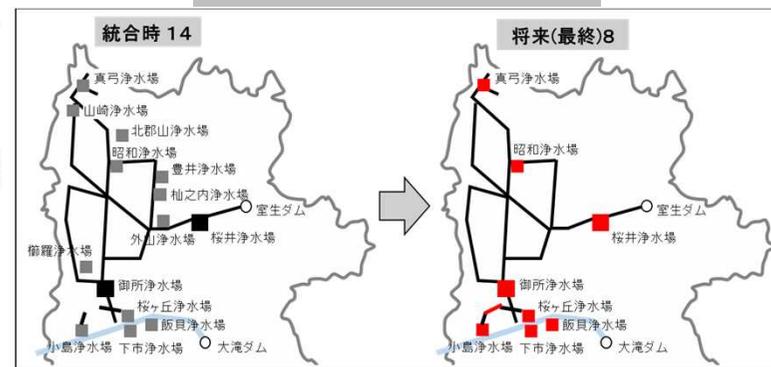
③災害・事故に対応したバックアップ機能を確保

※施設整備に当たっては、統合後10年間(令和7~16年度)  
に限り措置される国の交付金・県の財政支援を活用し、  
水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に推進

## 2 施設整備(つづき)

取組	具体的内容
<p>①水需要の将来見通しに応じた施設機能の確保</p>	<p>1 浄水・取水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来の水需要に対応し順次減少 14施設 → 8施設(主要浄水場)</li> <li>○存続する施設は適切に更新整備し強靱化 (廃止施設も、廃止までは維持修繕を実施)</li> </ul> <p>2 送配水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域化に伴い必要となる市町村域を越えた連絡管や送配水ポンプ・直結配水施設を新設</li> <li>○継続利用する既存施設・設備は適切に更新整備し、強靱化 (不要となる施設は順次廃止)</li> </ul>
<p>②施設の老朽対策の計画的な推進</p>	<p>○老朽化が進む施設・管路について、計画的に更新整備・耐震対策を実施</p>
<p>③バックアップ機能の確保</p>	<p>○地震等の災害や事故発生に備え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時連絡管などを整備。系統間の相互水融通を確保</li> <li>・予備能力を保持</li> <li>・ポンプ等の非常用電源の容量を確保</li> </ul>

主要浄水場の集約化メージ



○2つの具体的計画を策定し、計画的に施設整備を推進  
**広域化施設整備計画**(浄水・取水・送配水施設など広域的施設の整備計画)  
**経年施設更新計画**(老朽化が進む既存の施設・管路などの更新計画)

### 3 財政運営

#### 水道料金

##### ○基本的考え方

- ・一体化により、単独経営の場合よりも**料金上昇は抑制**  
(統合効果のみられない団体(大淀町)には特例措置を実施)

- ・**5年ごとに総括原価方式**(※1)により算定し、以下の指標により**財政の健全性を検討**の上、水準改定の要否を判断。期間中も**財政の健全性を確認**

【指標】・収益的収支……期間中黒字が確保できているか

- ・資金期末残高……期間中の給水収益相当以上を確保できているか

- ・企業債残高……期間中の給水収益の3倍以内となるか

(※1)5年間の営業費用(人件費・薬品費・動力費等の維持管理費、減価償却費、資産減耗費の計から給水収益以外の関連収入を差し引いたもの)と資本費用(支払利息、資産維持費の計)の合計を基に料金水準を算定

- ・**料金体系は統合時に統一(基本)**。ただし、**体系の制度的変更により単独経営の場合に比べ料金が上がる利用者が生じないよう経過措置を実施**(統合後5年間)

##### ○特例措置(対象:大淀町)

- ・**一定期間(最長30年間)、別の水準・体系の水道料金を設定**。その後、**料金を統一**

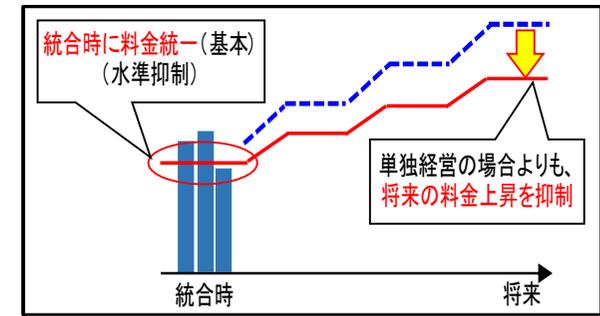
【別料金の算定方法】**セグメント会計**(※2)により、**5年ごとに総括原価方式**で算定される料金水準へ改定

(別料金設定が認められる期間後の最初の料金改定時に、統一料金へ改定)

(※2)企業団全体の会計のうち、別料金設定を認められた団体域について区分の上、当該団体域に係る別料金を算定

- ・国・県の財政支援分は、当該団体区域への投資に係る分を反映

- ・企業団全体に係る収入・支出のうち当該団体区域分の算定は、水量ベースを基本として按分 など



#### 用水供給単価

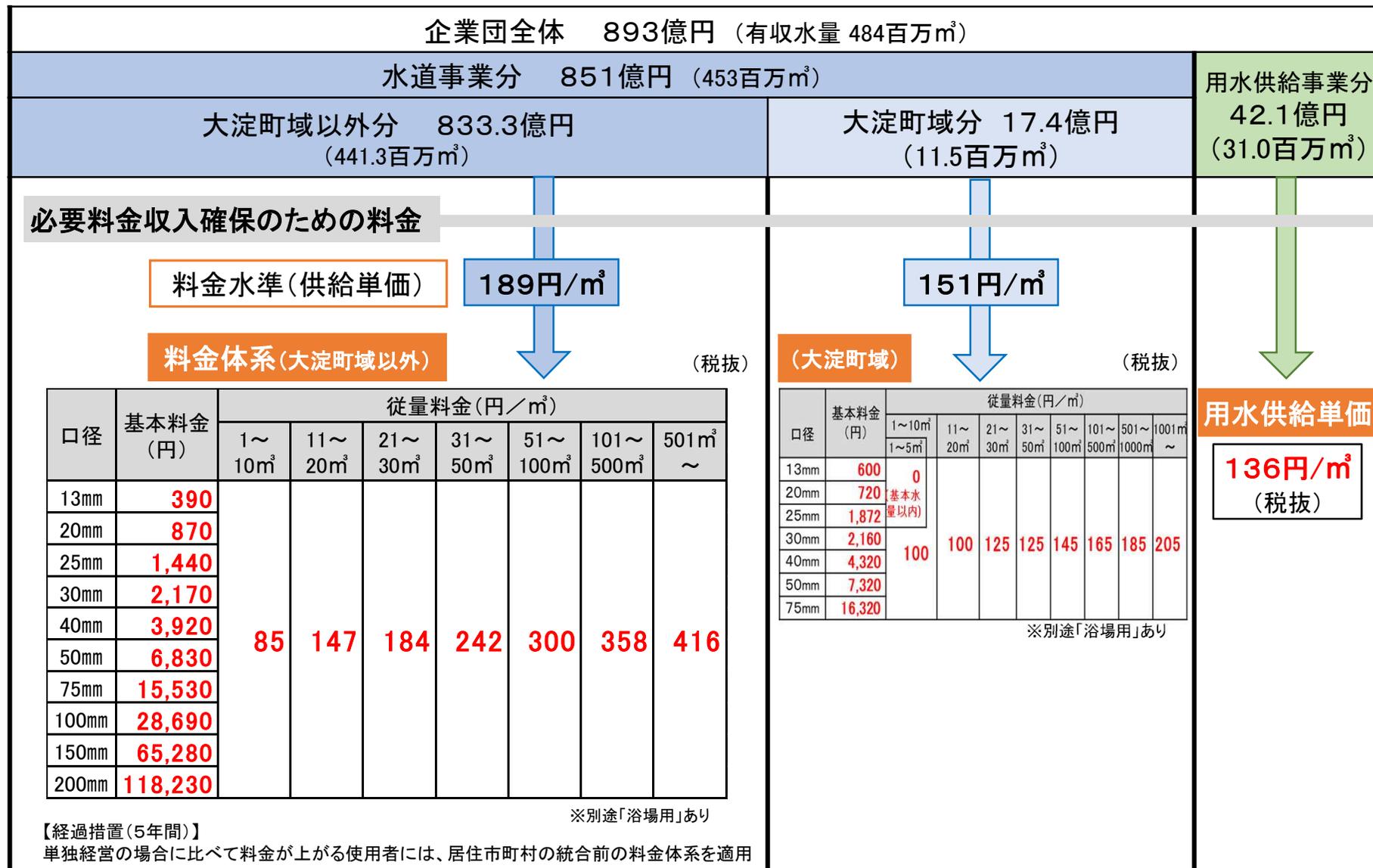
##### ○基本的考え方

- ・**県域水道一体化に参画しない団体(奈良市・葛城市)**への用水供給単価についても、上記の水道料金と同様の考え方にに基づき、**5年ごとに総括原価方式**により算定し、**財政の健全性を検討**の上、**単価改定の要否を判断**。期間中も**財政健全性を確認**

### 3 財政運営(つづき)

#### 統合後5年間(R7~11)の水道料金体系・用水供給単価

#### 企業団として確保すべきR7~11(5年間)の必要料金収入総額



# 3 財政運営(つづき)

## 【参考】水道使用者モデルケースの1月当たり水道料金

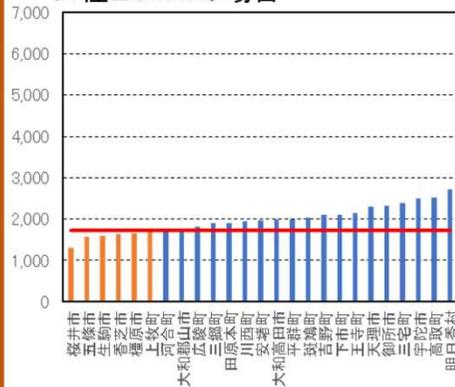
大淀町(別料金設定)を除く。

(注)よこ線(赤色)……統一の料金体系による水道料金  
 たて線(青色)……各市町村の現行の料金体系による水道料金  
 たて線(橙色)……経過措置により現行の料金体系が適用される市町村の水道料金

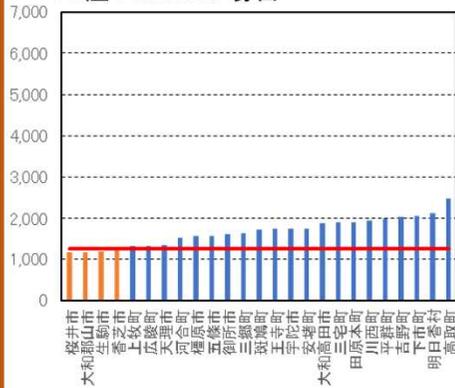
### 一般家庭層想定

#### 月使用量10m<sup>3</sup>の場合

##### 口径20mmの場合

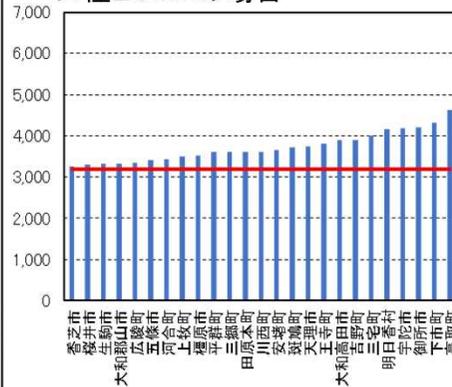


##### 口径13mmの場合

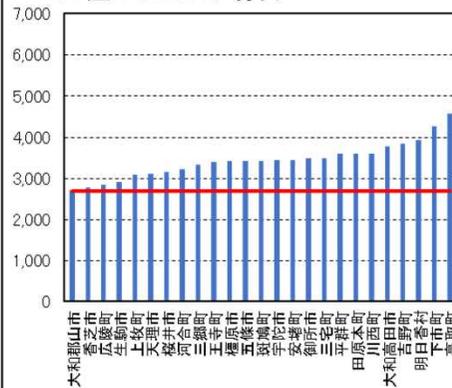


#### 月使用量20m<sup>3</sup>の場合

##### 口径20mmの場合

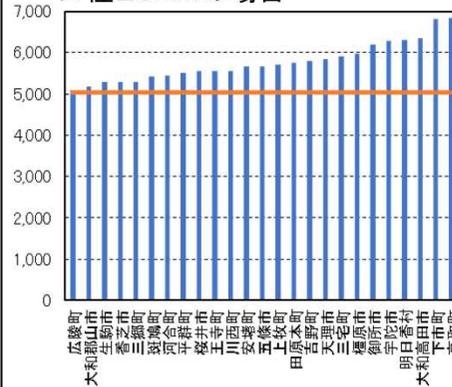


##### 口径13mmの場合

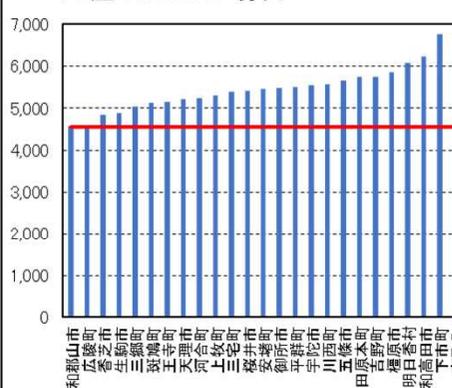


#### 月使用量30m<sup>3</sup>の場合

##### 口径20mmの場合



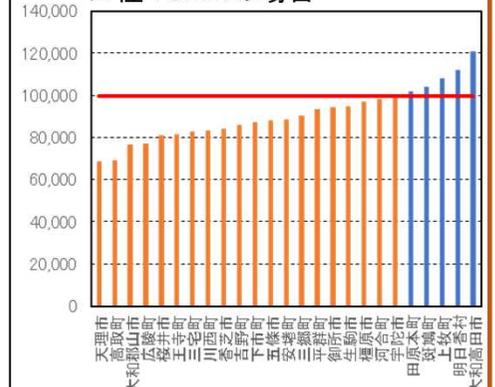
##### 口径13mmの場合



### 中・大口需要層想定

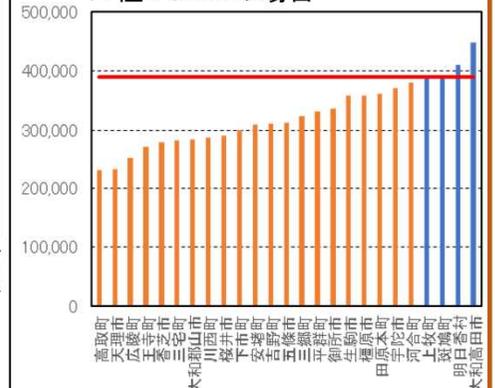
#### 月使用量300m<sup>3</sup>の場合

##### 口径40mmの場合



#### 月使用量1,000m<sup>3</sup>の場合

##### 口径75mmの場合



### 3 財政運営(つづき)

#### 水道料金以外の住民負担(加入金等)

以下のとおり統合時に取扱を統一

加入金	メーター口径別に加入金の額を統一 (経過措置(5年)あり)
工事負担金	原因工事別に工事負担金の額の算出方法を統一
手数料	種別ごとに手数料の額を統一
水道料金の減免	減免の対象(*)及び減免水量の算出方法を統一 (*)漏水、管末給水栓での水質検査用の採水に限定
地下水利用から上水道利用へ転換した場合の水道料金の軽減	軽減の対象(*)及び軽減する水道料金の算出方法を統一 (*)地下水施設の廃止・封鎖等の要件を満たす者に限定

#### 国の交付金・県の財政支援の活用

○水道広域化に対する国の交付金・県の財政支援を活用し、水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に推進

##### <国の交付金>

- ・期間: 一体化後10年間(最長令和16年度まで)
- ・内容: 水道事業の一体化に伴う広域化事業(浄水場廃止に伴う連絡管の整備等)と運営基盤強化等事業(市町村の配水管等の更新)に関し、事業費の1/3が交付される

##### <県の財政支援> 奈良県独自の水道広域化への支援

- ・国の交付金と同期間、同額の財政支援(事業費の1/3)を実施

広域化事業 直結配水施設や連絡管の 整備等、県域での施設整備 317億円	国交付金	1/3	106億円
	県支援	1/3	106億円
運営基盤強化等事業 市町村の配水管等の更新 317億円	国交付金	1/3	106億円
	県支援	1/3	106億円
	企業団負担	1/3	106億円

<一体化後10年間の額>

国	211億円
県	211億円
合計	422億円

(注)額は現時点の投資見込額に基づく試算

### 3 財政運営(つづき)

#### 各団体(一般会計)繰出

○繰出基準の繰出対象経費で、 ・本来一般行政の責任により負担すべき経費 ・特定の地域の事情により生じている経費	各団体から繰出基準額を企業団へ繰出してもらう
○繰出基準外で繰出されてきた経費又は今後繰出を要する経費(構造的要因 <sup>(※)</sup> によるものを除く)	経費発生の間、当該団体から企業団へ繰出してもらう

(※)構造的要因…水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、1㎡当たり管路延長の全て県内上水道平均以上である団体に限定

#### 資産等の引継ぎ

○水道事業に伴い生み出された資産等(資産、資本、負債)	企業団へ全て引き継ぐ
○ただし、水道事業の用に供していない固定資産で、水道事業以外の公用、公共用又は公益事業用に既に使用中、又は基本協定締結年度(令和4年度)中に使用の予定が決まっていたもの	企業団には引き継がない
○統合までに生じた累積欠損金	当該団体において解消しておく
○ただし、R4年度に基本協定を締結した市町村で、水道経営上の構造的要因 <sup>(※)</sup> により令和5・6年度に生じた累積欠損金(又はその回避のための借入債務)	企業団へ引き継ぐことができる

#### 引継ぎ資金の配分のルール化

- 構成団体が企業団へ引き継ぐ資金は各々の経営努力により生み出され、施設更新の準備金との側面があることを踏まえ、市町村間の公平感確保の観点から、その額が一定以上の団体の区域に対し統合当初10年間に優先的に投資が行えるよう、引継ぎ資金を配分

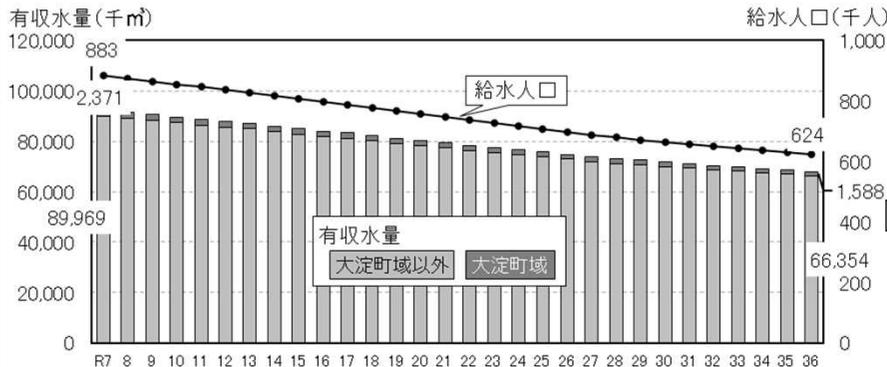
# 4 一体化後の財政収支の見通し

## 試算条件

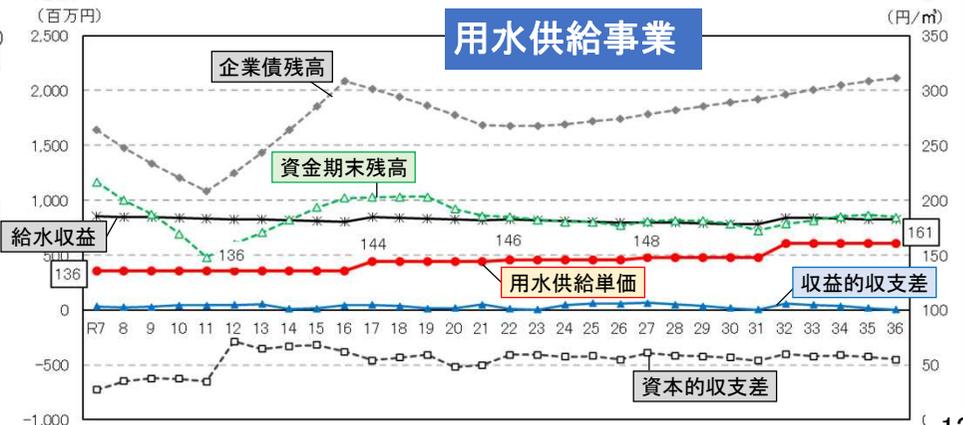
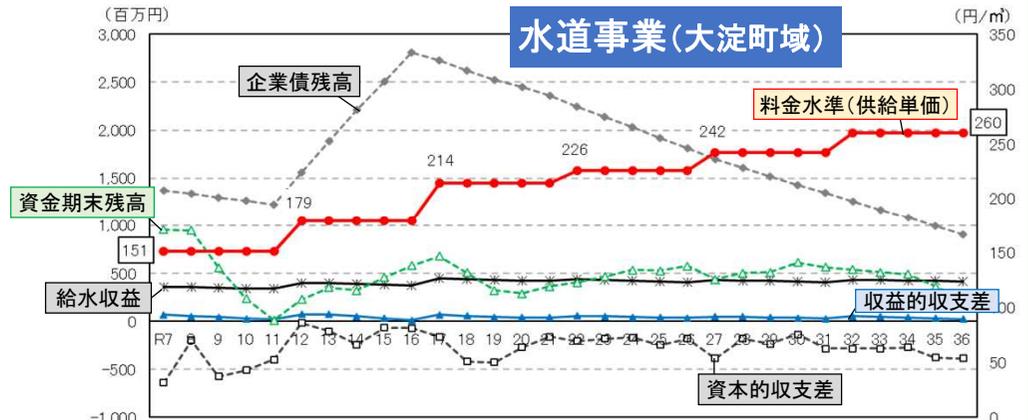
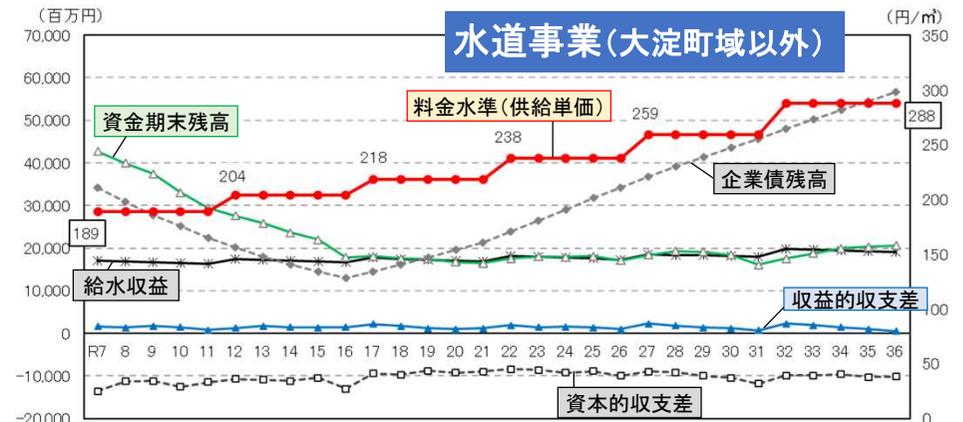
○水道事業（大淀町域以外と大淀町域ごと）及び用水供給事業ごとに、**統合後30年間の財政収支の見通し**を試算

財政健全性確保のための基本設定	収益的収支	期間中の黒字を確保
	資金期末残高	期間中、給水収益相当を確保
	企業債	期間中、給水収益の3倍以内になるよう発行制限
建設改良費（投資）	各構成団体が整備実績や計画を勘案の上今後の老朽化対策等に必要と見込んだ額の計(4,270億円)に。一体化後の新たな投資の増減(△109億円)を反映(4,161億円)	
投資財源	国交付金(211億円)・県財政支援(211億円)を活用(R7~16(10年間))	
その他の項目	各構成団体が積算した値を基に、他律的要素(給水人口、物価、人件費、企業債借入利率等)等を反映	

## 水需要の見通し(水道事業)



## 財政収支の見通し



令和5年度

上下水道事業の財政状況について

・水道事業会計 P 1 ~ 12

・下水道事業会計 P 13 ~ 23

# 水道事業会計

端数処理の都合上、数値の一部が一致しないことがあります。

## 収益的収支

水道事業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上します。

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
水道事業収益	給水収益	1,628,902	1,636,120	▲ 7,218
	長期前受金戻入	109,824	107,260	2,564
	その他	13,578	13,856	▲ 278
	計	1,752,304	1,757,236	▲ 4,932
水道事業費用	人件費	203,360	195,206	8,154
	支払利息	21,421	30,697	▲ 9,276
	減価償却費	531,999	534,293	▲ 2,294
	動力費	51,224	62,853	▲ 11,629
	修繕費及び材料費	49,990	70,168	▲ 20,178
	薬品費	19,130	17,116	2,014
	委託料	203,859	183,380	20,479
	受水費	364,000	377,000	▲ 13,000
	その他	50,396	45,162	5,234
	計	1,495,379	1,515,875	▲ 20,496
当年度純損益	256,925	241,361	15,564	

(消費税抜)

# 令和5年度収益的収支のポイント

## 1 水道事業収益

収入合計 17億5,230万4千円（前年度比 493万2千円の減）

そのうち、給水収益（水道料金）が16億2,890万2千円で、事業収入の93.0%を占めています。人口減少等に伴い年々減少し、前年度比で▲0.4%となっています。

## 2 水道事業費用

支出合計 14億9,537万9千円（前年度比 2,049万6千円の減）

### 増減要因

【増加】 人 件 費 → 人事異動に伴う増加  
薬品費、委託料 → 物価高騰、労務単価の増加

【減少】 修 繕 費 → 大規模修繕の有無による変動  
受 水 費 → 県水の受水量が減少  
動 力 費 → 国の軽減措置による減少

## 3 純 損 益

純 利 益 2億5,692万5千円（前年度比 1,556万4千円の増）

純利益が増加すると、補てん財源（インフラの更新財源）の増加要因となります。

#### 4 供給単価と給水原価

項目	令和5年度	令和4年度	前年度比較
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	6,991,359	7,049,429	▲ 58,070
供給単価(円/m <sup>3</sup> ) ※1	232.99	232.09	0.90
給水原価(円/m <sup>3</sup> ) ※2	197.31	199.12	▲ 1.81

※1 水道をご利用される皆様からいただく1m<sup>3</sup>当たりの平均単価です。

※2 有収水量1m<sup>3</sup>当たりの経費です。



前年度と比べて供給単価が増加し、給水原価が減少していることから純利益が増加していることが見て取れます。

## 資本的収支

インフラを維持するための管路及び浄水場の更新など建設改良や企業債償還のための支出とその財源となる収入を計上します。

(単位:千円)

項目		令和5年度	令和4年度	前年度比較
水道事業 資本的収入	工事負担金・分担金	69,764	57,327	12,437
	他会計補助金	14,449	14,065	384
	国庫補助金	17,786	11,646	6,140
	大口定期預金償還金	300,000	300,000	0
	計	401,999	383,038	18,961
水道事業 資本的支出	建設改良費	692,282	228,141	464,141
	企業債償還金	269,292	292,295	▲ 23,003
	その他	2,381	3,425	▲ 1,044
	計	963,955	523,861	440,094

(消費税込)

# 令和5年度資本的収支のポイント

## 1 水道事業資本的収入

収入合計	4億199万9千円（前年度比 1,896万1千円の増）
------	-----------------------------

### 増減要因

- 【増 加】 工事負担金・分担金 → 事業者等からの給水装置工事  
申込の増加
- 国 庫 補 助 金 → 補助対象事業の増加  
(前年度からの繰越工事の影響)
- 【減 少】 なし

## 2 水道事業資本的支出

支出合計	9億6,395万5千円（前年度比 4億4,009万4千円の増）
------	---------------------------------

### 増減要因

- 【増 加】 建 設 改 良 費 → 前年度からの繰越工事の増加
- 【減 少】 企 業 債 償 還 金 → 未償還残高の減少

## 収益的収支と資本的収支の関係（9ページ参照）

資本的支出が資本的収入に不足しています。  
（令和5年度の場合、5億6,195万6千円不足）



この不足額は、収益的収支から得られた内部留保資金で補てんすることになります。



そのため、内部留保となる資金は、将来の管路や施設更新のために大切な財源となります。

## 収益的収入と支出の経年変化（10ページ参照）

### （1）収益的収入について

収益的収入は、年々減少しています。

平成27年度と令和5年度を比較すると、

5億3,505万4千円の減

うち、水道料金だけで 4億9,749万7千円の減 です。

### （2）収益的支出について

支出も年々減少（主に減価償却費や支払利息）しています。

平成27年度と令和5年度を比較すると、

4億6,075万4千円の減

### （3）長期前受金戻入を控除後の純利益について

年々、減少しています。

平成27年度決算 1億8,794万8千円

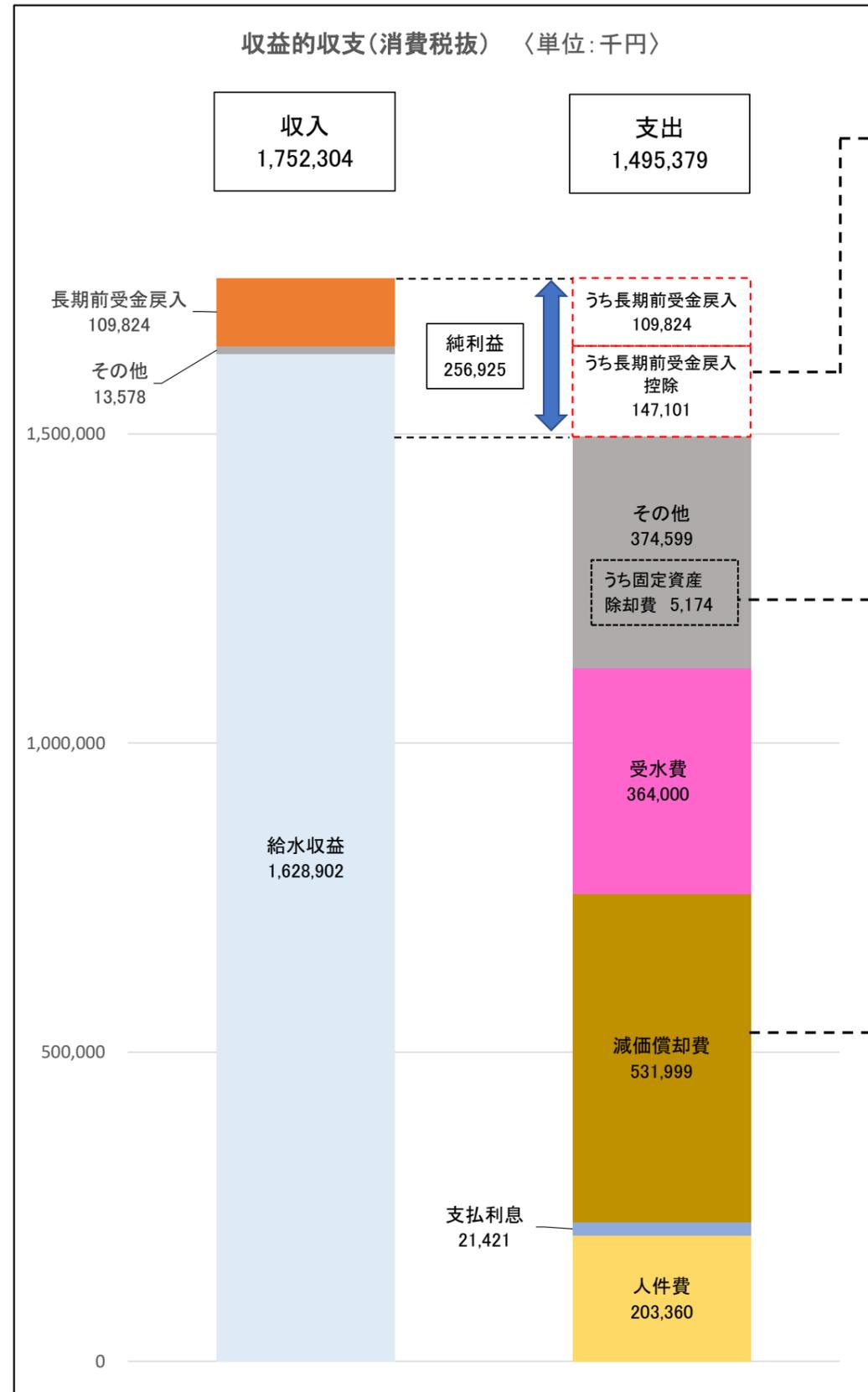
令和5年度決算 1億4,710万1千円

### （4）内部留保資金について

平成28年度から令和2年度にかけて実施した杣之内浄水場更新工事を実施し、その工事資金を内部留保資金から補てんしたため、令和2年度末には10億8,056万2千円まで減少しました。その後、令和5年度までに9億2,899万7千円増加しました。

令和5年度決算 20億955万9千円

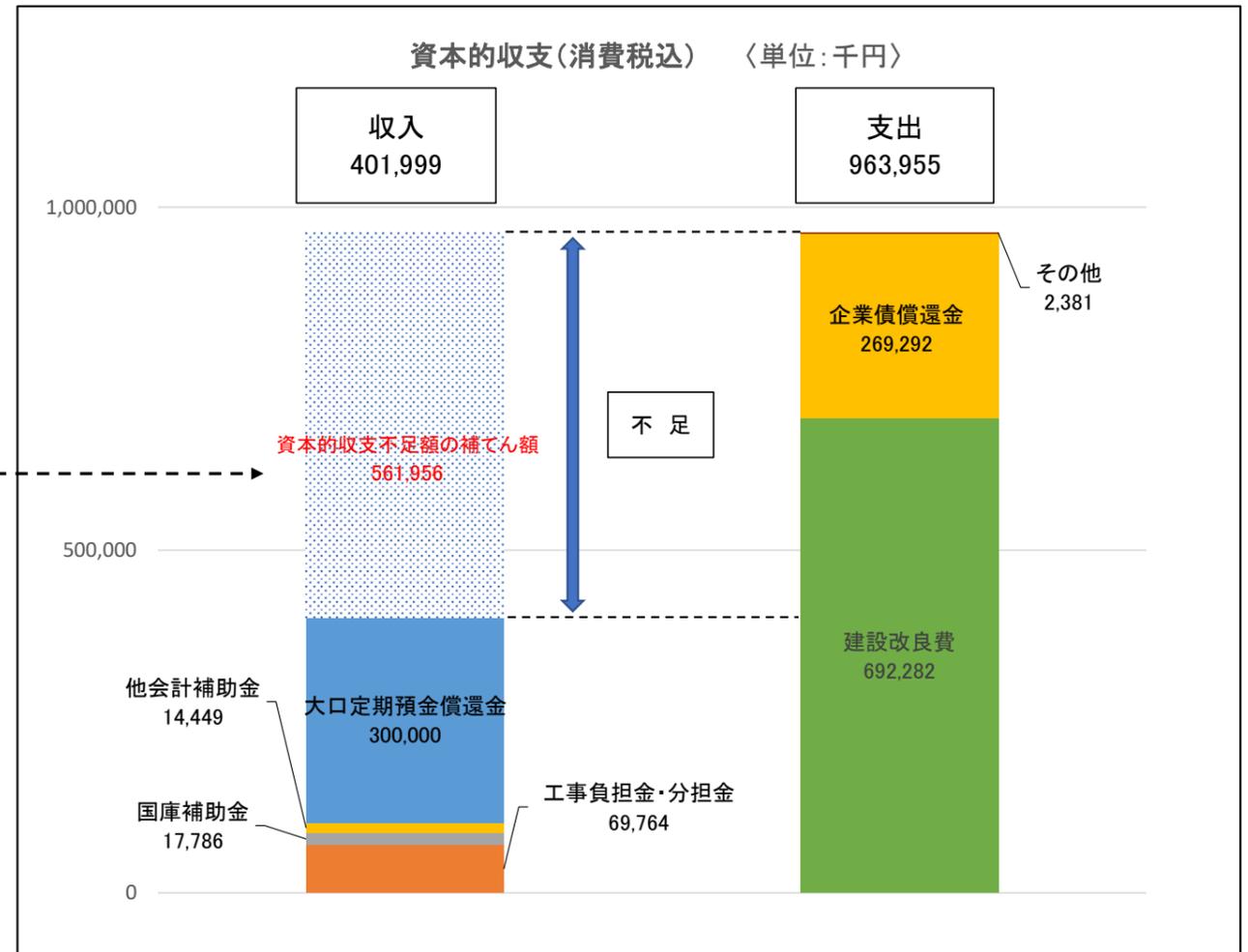
# 収益的収支と資本的収支の関係（令和5年度 水道事業決算）



## 【補てん財源の内訳】

<単位:千円>

	補てん可能額	補てん使用額
未処分利益剰余金(資金分)	147,101	0
減債積立金	136,235	136,235
当年度損益勘定留保資金	537,173	0
過年度損益勘定留保資金	1,684,307	359,022
消費税資本的収支調整額	66,699	66,699
合計	2,571,515	561,956

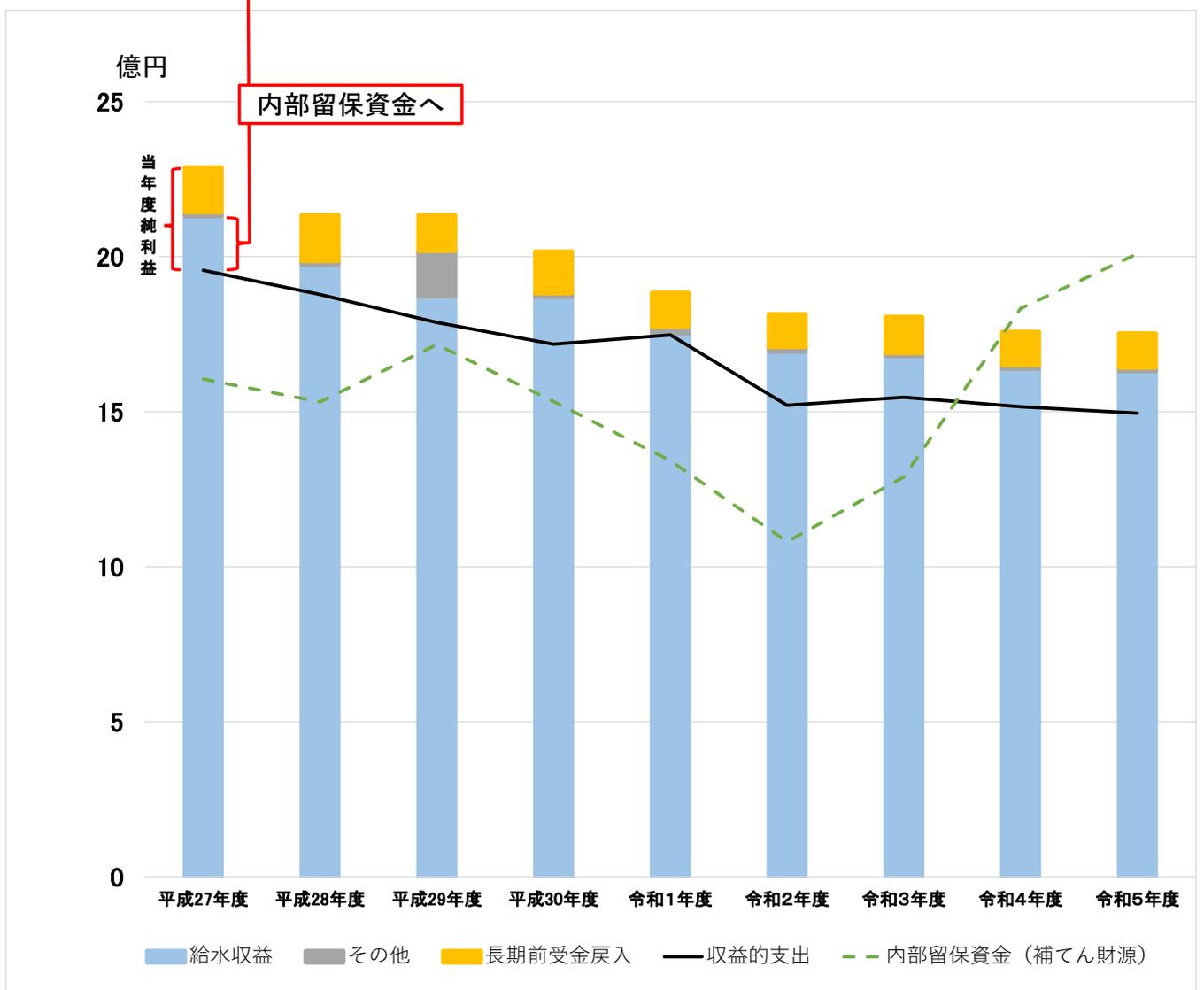


## 収益的収入と支出の経年変化

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収益的収入	2,287,358	2,134,188	2,134,075	2,016,396	1,883,465	1,813,915	1,805,764	1,757,236	1,752,304
給水収益	2,126,399	1,969,045	1,867,799	1,867,479	1,749,524	1,691,077	1,676,903	1,636,120	1,628,902
その他	17,682	17,395	150,593	14,534	24,240	17,939	12,463	13,856	13,578
長期前受金戻入	143,277	147,748	115,683	134,383	109,701	104,899	116,398	107,260	109,824
収益的支出	1,956,133	1,878,052	1,787,604	1,717,579	1,747,525	1,520,808	1,546,407	1,515,875	1,495,379

減債積立金 (翌年度)	187,948	108,388	230,788	164,434	26,239	188,208	142,959	134,101	147,101
----------------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------



(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内部留保資金 (補てん財源)	1,605,215	1,531,932	1,716,365	1,532,723	1,342,396	1,080,562	1,289,952	1,833,263	2,009,559

# 令和5年度天理市水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,628,902,345		
(2) 受託工事収益	6,496,000		
(3) その他営業収益	<u>2,147,292</u>	1,637,545,637	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	632,512,059		
(2) 配水及び給水費	137,880,334		
(3) 受託工事費	5,810,000		
(4) 総係費	159,766,032		
(5) 減価償却費	531,998,880		
(6) 資産減耗費	5,173,813		
(7) その他営業費用	<u>3,039</u>	<u>1,473,144,157</u>	
営業利益			164,401,480
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,458,443		
(2) 他会計補助金	2,360,843		
(3) 長期前受金戻入	109,824,415		
(4) 雑収益	<u>1,114,738</u>	114,758,439	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	21,421,141		
(2) 雑支出	<u>545,494</u>	<u>21,966,635</u>	<u>92,791,804</u>
経常利益			257,193,284
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>267,740</u>	<u>267,740</u>	<u>△267,740</u>
当年度純利益			256,925,544
その他未処分利益剰余金変動額			<u>136,235,416</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>393,160,960</u></u>

令和5年度天理市水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	
イ 土地	523,431,477	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	807,430,372
ロ 建物	1,491,261,954	企業債合計	807,430,372
減価償却累計額	<u>△728,871,228</u>	(2) 引当金	
ハ 構築物	24,422,332,694	イ 退職給付引当金	196,664,827
減価償却累計額	<u>△13,711,806,028</u>	ロ 修繕引当金	131,548,640
ニ 機械及び装置	3,213,675,324	引当金合計	<u>328,213,467</u>
減価償却累計額	<u>△2,256,821,787</u>	固定負債合計	1,135,643,839
ホ 車両及び運搬具	37,006,440	4 流動負債	
減価償却累計額	<u>△32,632,277</u>	(1) 企業債	
ヘ 工具、器具及び備品	64,709,009	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	201,382,288
減価償却累計額	<u>△47,040,939</u>	企業債合計	201,382,288
ト 量水器	72,914,621	(2) 未払金	299,120,568
減価償却累計額	<u>△35,784,263</u>	(3) 前受金	27,208,500
チ 建設仮勘定	208,560,182	(4) 引当金	
有形固定資産合計	13,220,935,179	イ 賞与引当金	19,322,000
(2) 投資		引当金合計	19,322,000
イ その他投資	300,000,000	(5) その他流動負債	
投資合計	<u>300,000,000</u>	イ 預り金	121,291,288
固定資産合計	13,520,935,179	その他流動負債合計	121,291,288
2 流動資産		流動負債合計	668,324,644
(1) 現金預金	2,496,014,545	5 繰延収益	
(2) 未収金	255,434,014	(1) 長期前受金	3,265,179,219
貸倒引当金	<u>△ 3,892,259</u>	(2) 長期前受金額 収益化累計額	<u>△ 1,110,532,990</u>
(3) 貯蔵品	5,892,172	繰延収益合計	2,154,646,229
(4) 前払金	48,800,000	負債合計	<u>3,958,614,712</u>
流動資産合計	2,802,248,472	6 資本金	
資産合計	<u>16,323,183,651</u>	(1) 資本金	
		イ 固有資本金	17,670,482
		ロ 出資金	3,360,253,995
		ハ 組入資本金	7,749,383,536
		資本金合計	<u>11,127,308,013</u>
		資本金合計	11,127,308,013
		7 剰余金	
		(1) 資本剰余金	
		イ 受贈財産評価額	5,313,558
		ロ 工事負担金	305,498,064
		ハ 分担金	46,256,379
		ニ 寄附金	487,031,965
		資本剰余金合計	844,099,966
		(2) 利益剰余金	
		イ 当年度未処分 利益剰余金	393,160,960
		利益剰余金合計	<u>393,160,960</u>
		剰余金合計	1,237,260,926
		資本合計	<u>12,364,568,939</u>
		負債資本合計	<u>16,323,183,651</u>

# 下水道事業会計

端数処理の都合上、数値の一部が一致しないことがあります。

## 収益的収支

下水道事業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上します。

(単位:千円)

項目		令和5年度	令和4年度	前年度比較
下水道事業収益	下水道使用料	1,059,690	1,057,335	2,355
	他会計負担金	31,914	33,556	▲ 1,642
	他会計補助金	1,097,103	1,100,670	▲ 3,567
	長期前受金戻入	415,150	414,566	584
	その他	2,826	2,018	808
	計	2,606,683	2,608,145	▲ 1,462
下水道事業費用	人件費	97,525	105,385	▲ 7,860
	支払利息	194,801	225,869	▲ 31,068
	減価償却費	1,230,483	1,231,405	▲ 922
	修繕費及び材料費	29,602	22,801	6,801
	流域下水道維持管理負担金	445,850	459,217	▲ 13,367
	委託料	88,945	78,130	10,815
	その他	33,761	45,074	▲ 11,313
	計	2,120,967	2,167,881	▲ 46,914
当年度純損益		485,716	440,264	45,452

(消費税抜)

# 令和5年度収益的収支のポイント

## 1 下水道事業収益

収入合計	26億668万3千円（前年度比 146万2千円の減）
------	----------------------------

そのうち、下水道使用料が10億5,969万円で、事業収入の40.7%を占めています。また、一般会計からの繰入金（他会計負担金及び他会計補助金）は、11億2,901万7千円で事業収入の43.3%を占めています。

## 2 下水道事業費用

支出合計	21億2,096万7千円（前年度比 4,691万4千円の減）
------	--------------------------------

### 増減要因

【増加】	委託料	➡	事業計画変更業務委託の発注等に伴う増加
	修繕費	➡	突発修繕の件数による増加
【減少】	支払利息	➡	企業債の未償還残高の減少
	流域下水道維持管理負担金	➡	県の流域下水道に排出した汚水の水質が改善したことによる減少

## 3 純損益

純利益	4億8,571万6千円（前年度比 4,545万2千円の増）
-----	-------------------------------

純利益が減少すると、補てん財源（インフラの更新財源）の減少要因となります。

## 資本的収支

インフラを維持するための管渠や施設の更新など建設改良や企業債償還のための支出とその財源となる収入を計上します。

(単位:千円)

項目		令和5年度	令和4年度	前年度比較
下水道事業 資本的収入	企業債	94,500	94,100	400
	他会計補助金	171,633	191,424	▲ 19,791
	国庫補助金	97,985	56,779	41,206
	基金取崩	0	30,000	▲ 30,000
	その他	11,704	13,392	▲ 1,688
	計	375,822	385,695	▲ 9,873
下水道事業 資本的支出	建設改良費	349,859	283,489	66,370
	企業債償還金	1,246,876	1,311,210	▲ 64,334
	その他	394	522	▲ 128
	計	1,597,129	1,595,221	1,908

(消費税込)

# 令和5年度資本的収支のポイント

## 1 下水道事業資本的収入

収入合計	3億7,582万2千円（前年度比 987万3千円の減）
------	-----------------------------

### 増減要因

【増加】 国庫補助金 → 補助対象事業の増加  
（前年度からの繰越工事の影響）

【減少】 基金取崩 → 令和4年度に水洗便所改造資金  
貸付基金の額を減額したことによる影響

他会計補助金 → 一般会計からの繰入金の減少

## 2 下水道事業資本的支出

支出合計	15億9,712万9千円（前年度比 190万8千円の増）
------	------------------------------

### 増減要因

【増加】 建設改良費 → 福住地区処理場の計装機器の  
更新工事、前年度からの繰越  
工事の増加

【減少】 企業債償還金 → 未償還残高の減少

## 収益的収支と資本的収支の関係（20ページ参照）

資本的支出が資本的収入に不足しています。  
（令和5年度の場合、12億2,130万7千円不足）



この不足額は、収益的収支から得られた内部留保資金で補てんすることになります。



そのため、内部留保となる資金は、将来の管渠や施設更新のために大切な財源となります。

## 収益的収入と支出の経年変化（21ページ参照）

### （1）収益的収入について

収益的収入は、年々減少しています。

平成27年度と令和5年度を比較すると、

3億6,876万2千円の減

うち、下水道使用料で 1億6,579万4千円の減、  
繰入金で 1億9,598万5千円の減です。

### （2）収益的支出について

支出も年々減少（主に支払利息や流域下水道維持管理負担金）しています。

平成27年度と令和5年度を比較すると、

3億1,705万2千円の減

### （3）長期前受金戻入を控除後の純利益について

年々、減少しています。

平成27年度決算 1億2,654万3千円

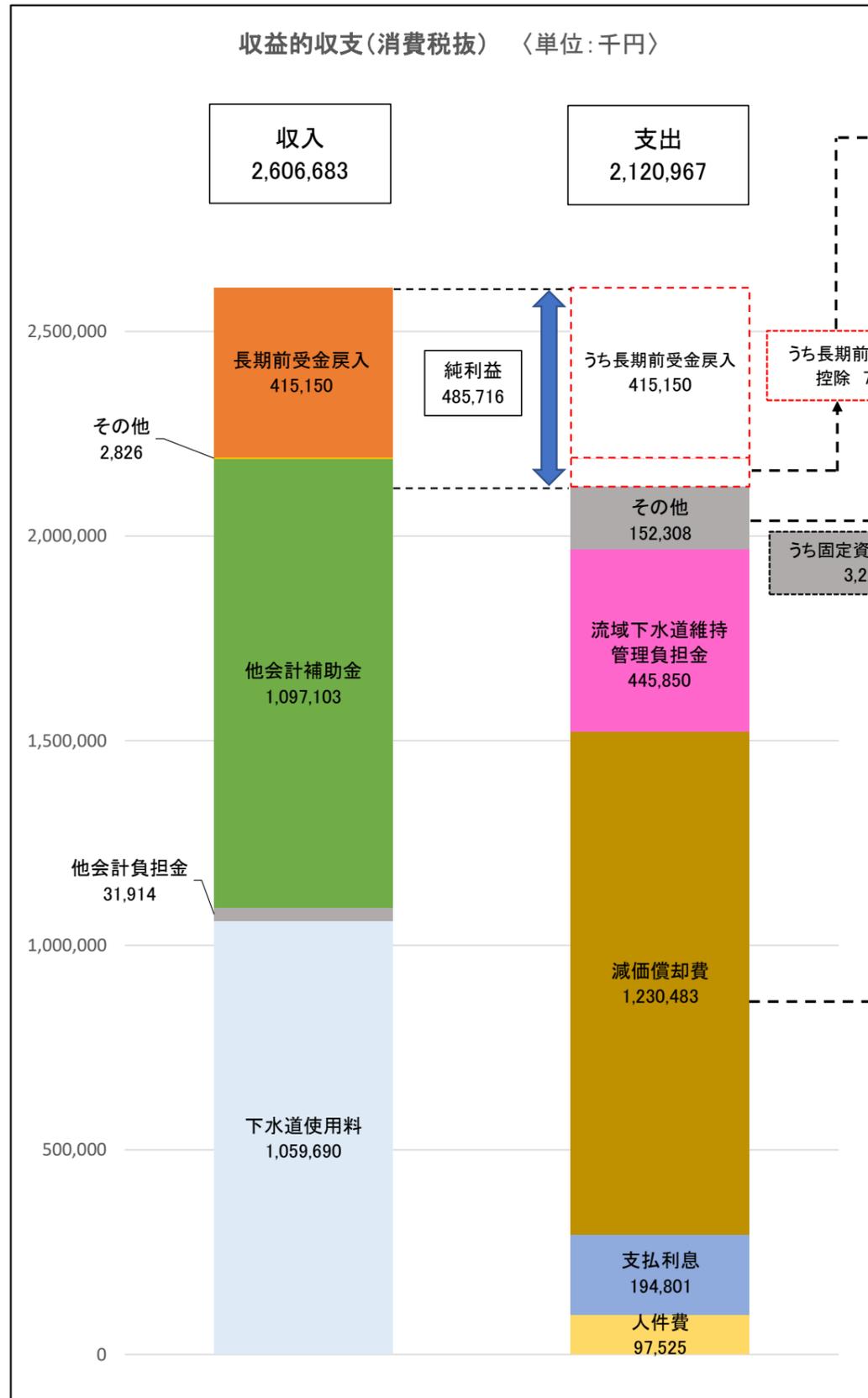
令和5年度決算 7,056万6千円

### （4）内部留保資金について

平成30年度から増加に転じて、令和5年度まで年々増加していますが、同年度から毎年、企業債を発行しているために建設改良費の財源として内部留保資金の使用を抑制しているためです。

令和5年度決算 16億3,333万3千円

# 収益的収支と資本的収支の関係（令和5年度 下水道事業決算）

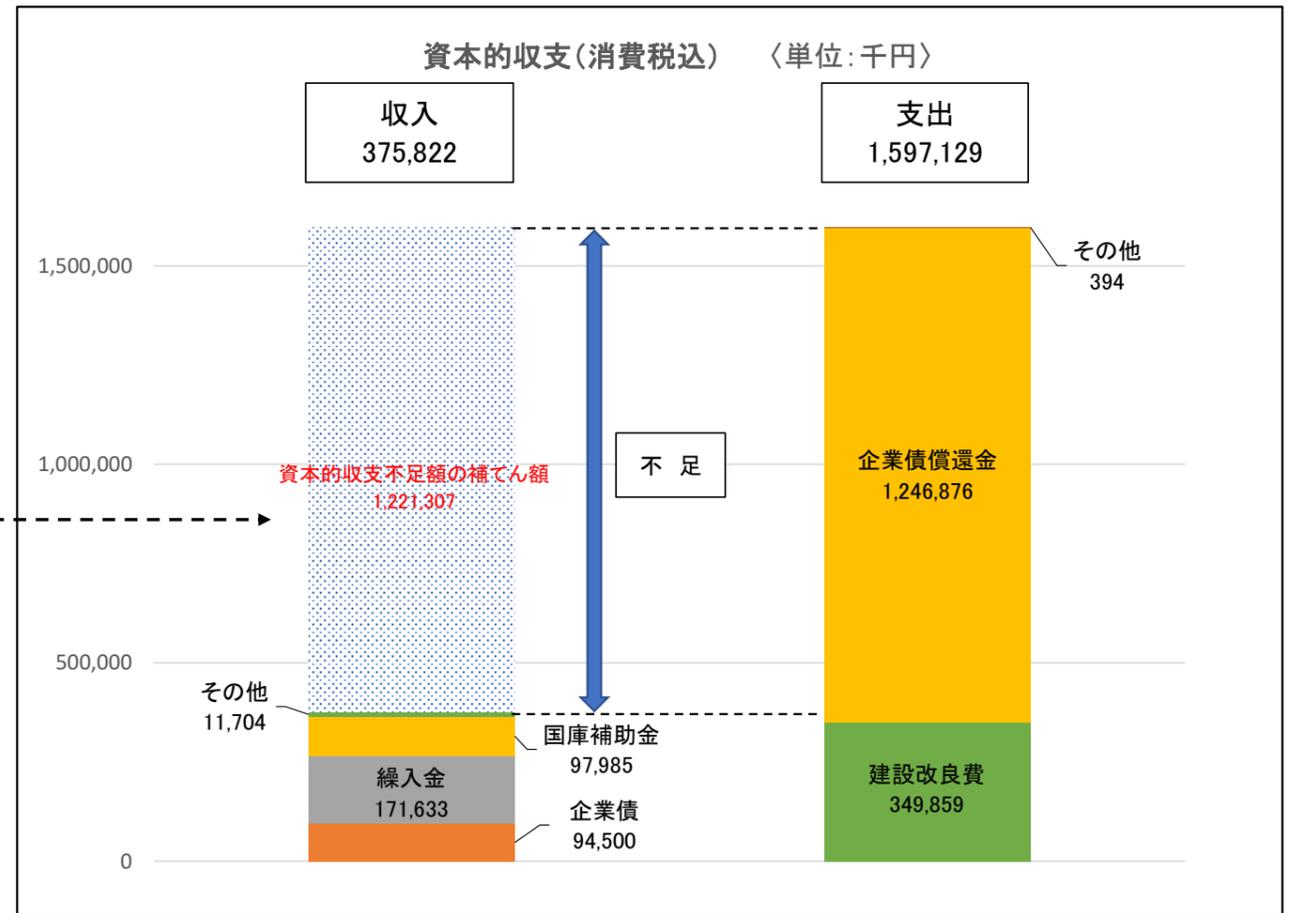


【補てん財源の内訳】

<単位:千円>

	補てん可能額	補てん使用額
未処分利益剰余金(資金分)	70,566	0
減債積立金	25,696	25,696
当年度損益勘定留保資金	1,233,709	0
過年度損益勘定留保資金	1,469,041	1,139,982
消費税資本的収支調整額	19,529	19,529
合計	2,818,541	1,185,207

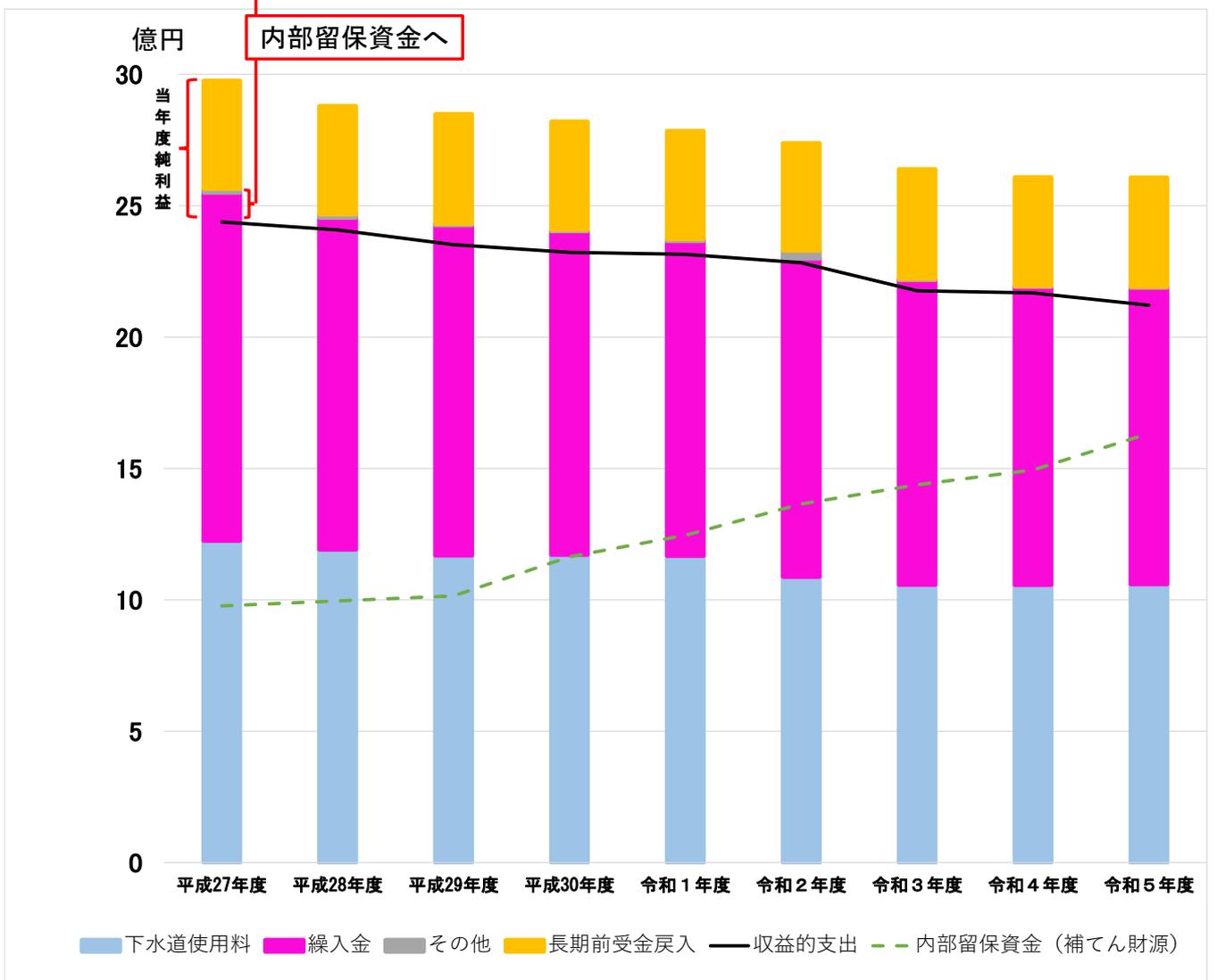
未発行企業債(令和6年度に借入)  
36,100



## 収益的収入と支出の経年変化

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収益的収入	2,975,445	2,879,259	2,848,363	2,819,331	2,784,059	2,737,684	2,638,429	2,608,145	2,606,683
下水道使用料	1,225,484	1,191,495	1,169,298	1,171,751	1,167,644	1,088,247	1,057,758	1,057,335	1,059,690
繰入金 <small>(他会計負担金、 他会計補助金)</small>	1,325,002	1,263,615	1,256,649	1,231,822	1,198,676	1,211,626	1,160,147	1,134,226	1,129,017
その他	14,076	11,911	5,744	4,554	6,796	30,039	3,978	2,018	2,826
長期前受金戻入	410,883	412,239	416,672	411,204	410,942	407,772	416,545	414,566	415,150
収益的支出	2,438,019	2,407,908	2,351,640	2,322,185	2,314,976	2,282,485	2,176,016	2,167,881	2,120,967
減債積立金 (翌年度)	126,543	59,112	80,051	85,942	58,141	47,427	45,868	25,698	70,566



(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内部留保資金 (補てん財源)	976,721	995,568	1,015,069	1,163,822	1,246,095	1,364,542	1,437,470	1,494,740	1,633,333

# 令和5年度天理市下水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,059,690,305		
(2) 他会計負担金	31,913,916		
(3) その他営業収益	<u>90,000</u>	1,091,694,221	
2 営業費用			
(1) 管渠費	83,638,439		
(2) 農業集落排水施設維持費	20,834,998		
(3) 雨水ポンプ場費	6,603,592		
(4) 流域下水道維持管理負担金	445,850,225		
(5) 業務費	43,401,278		
(6) 総係費	81,156,811		
(7) 減価償却費	1,230,482,580		
(8) 資産減耗費	<u>3,226,360</u>	<u>1,915,194,283</u>	
営業損失			823,500,062
3 営業外収益			
(1) 受取利息	509,564		
(2) 他会計補助金	1,097,103,184		
(3) 県補助金	1,449,800		
(4) 長期前受金戻入	415,150,684		
(5) 雑収益	<u>775,841</u>	1,514,989,073	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	194,801,528		
(2) 雑支出	<u>10,875,291</u>	<u>205,676,819</u>	<u>1,309,312,254</u>
経常利益			485,812,192
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>96,330</u>	<u>96,330</u>	<u>△96,330</u>
当年度純利益			485,715,862
その他未処分利益剰余金変動額			<u>25,696,842</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>511,412,704</u></u>

令和5年度天理市下水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		
イ 土地		139,941,467	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>7,645,512,965</u>	7,645,512,965
ロ 建物	190,958,037		企業債合計		
減価償却累計額	<u>△74,759,479</u>	116,198,558	(2) 引当金		
ハ 構築物	44,440,435,329		イ 退職給付引当金	<u>38,711,592</u>	38,711,592
減価償却累計額	<u>△14,942,752,673</u>	29,497,682,656	引当金合計		
ニ 機械及び装置	1,347,353,537		固定負債合計		7,684,224,557
減価償却累計額	<u>△896,875,155</u>	450,478,382	4 流動負債		
ホ 車両及び運搬具	6,348,493		(1) 企業債		
減価償却累計額	<u>△5,909,528</u>	438,965	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,165,291,432</u>	1,165,291,432
ヘ 工具、器具及び備品	21,534,925	12,897,197	企業債合計		293,885,515
減価償却累計額	<u>△8,637,728</u>	262,283,343	(2) 未払金		
ト 建設仮勘定			(4) 引当金		
有形固定資産合計		30,479,920,568	イ 賞与引当金	<u>9,637,000</u>	9,637,000
(2) 無形固定資産			引当金合計		
イ 地上権		176,102	(5) その他流動負債		
ロ 電話加入権		260,000	イ 預り金	<u>43,602,237</u>	43,602,237
ハ 施設利用権		<u>1,516,731,944</u>	その他流動負債合計		
無形固定資産合計		1,517,168,046	流動負債合計		1,512,416,184
(3) 投資			5 繰延収益		
イ 長期貸付金		433,960	(1) 長期前受金		14,461,284,385
ロ 基		<u>19,566,040</u>	(2) 収益化累計額	<u>△ 4,107,707,630</u>	△ 4,107,707,630
投資合計		20,000,000	繰延収益合計		10,353,576,755
固定資産合計		32,017,088,614	負債合計		<u>19,550,217,496</u>
2 流動資産			6 資本金		
(1) 現金預金		1,756,430,580	(1) 資本金		
(2) 未収金		227,606,972	イ 固有資本金	3,113,682,326	
貸倒引当金		<u>△2,905,624</u>	ロ 出資金	3,303,643,840	
		224,701,348	ハ 組入資本金	<u>7,329,812,944</u>	
			資本金合計		13,747,139,110
			資本金合計		13,747,139,110
流動資産合計		<u>1,981,131,928</u>	7 剰余金		
資産合計		<u>33,998,220,542</u>	(1) 資本剰余金		
			イ 受贈財産評価額	3,993,316	
			ロ 国庫補助金	167,433,365	
			ハ 県補助金	<u>18,024,551</u>	
			資本剰余金合計		189,451,232
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分		
			利益剰余金	<u>511,412,704</u>	
			利益剰余金合計		511,412,704
			剰余金合計		700,863,936
			資本合計		14,448,003,046
			負債資本合計		<u>33,998,220,542</u>

## 下水道事業経営戦略の改定について

- ・下水道事業経営戦略改定までの経緯 P 1 ~ 2
- ・経費回収率向上に向けたロードマップ、  
投資・財政計画に反映した事項 P 3
- ・経費回収率向上に向けたロードマップ案 P 4 ~ 5
- ・下水道の今後の事業展開と持続可能な経営について P 6
- ・投資・財政計画 P 7 ~ 8

# 下水道事業経営戦略改定までの経緯

## (1) 経営戦略策定の経緯

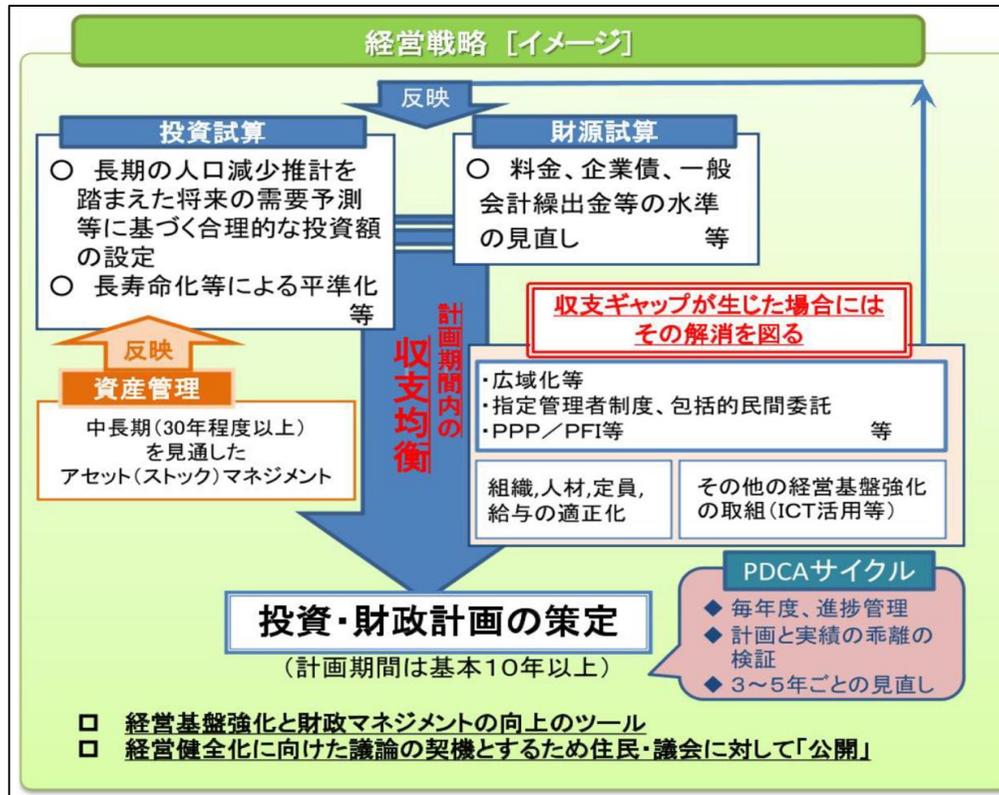
### ○ 総務省

平成26年8月 公営企業の経営に当たっての留意事項について（抜粋）

- ・ 各公営企業が、将来にわたって安定的に業務を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。

平成28年1月 「経営戦略」の策定推進について（抜粋）

- ・ 令和2年度までに策定率を100%とすることを要請。



○ 天理市  
令和3年3月  
「天理市水道事業経営戦略」  
「天理市下水道事業経営戦略」の策定

出典：総務省資料 抜粋

(2) 経営戦略改定の経緯

○ 総務省

令和4年1月

「経営戦略」の改定推進について（抜粋）

- ・ 経営戦略については、3年から5年内の見直しを行うことが重要。
- ・ 経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とし、この期限までに経営戦略の改定を要請。



○ 天理市

・ 水道事業

令和7年4月より奈良県広域水道企業団へ事業統合

⇒ 今後、企業団にて経営戦略を策定する予定

・ 下水道事業

引き続き本市で事業運営

⇒ **本市にて経営戦略の改定が必須**

○ 国土交通省

令和2年3月

社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について（抜粋）

- ・ 下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

⇒ **令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件**

※ 経費回収率 下水道使用料で回収すべき汚水処理の経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標

$$\text{(算出式)} \quad \text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$



○ 天理市

下水道事業

事業費の財源として社会資本整備総合交付金を活用



**「天理市下水道事業経営戦略」の改定**

計画期間 令和7年度から令和16年度

- ・ 経費回収率向上に向けたロードマップの作成
- ・ 最新の経営成績に基づいた投資・財政計画の見直し

## 経費回収率向上に向けたロードマップ、投資・財政計画に反映した主な事項

### (1) 収入

- 下水道使用料
  - ・ 国立社会保障・人口問題研究所の最新の人口予測(令和5年12月公表)を踏まえて算出。
- 他会計繰入金
  - ・ 繰入金合計額は、毎年度減少となるように推計。
  - ・ 基準内繰入額については、総務省が定める繰出基準に基づき算出。

### (2) 支出

- 建設改良費
  - ・ 平成29年度に本市が策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設ごとの老朽化状況と将来的な老朽化リスク予測(不具合等の発生確率・発生した場合の影響度)を踏まえ、各年度間の投資額の平準化を図る。
  - ・ 現在の老朽化による道路陥没等のリスクが高い管渠の割合が下水道ストックマネジメント計画策定当時の水準を維持できるように、優先度の高い施設から改築・更新するために必要な投資額を推計。
- 職員給与費
  - ・ 人事院勧告による改定率を加味して推計。
- 動力費
  - ・ エネルギーの消費者物価指数(総務省)を加味して推計。
- 修繕費・材料費
  - ・ 消費者物価指数総合値(総務省)を加味して推計。
- 委託料
  - ・ 設計業務委託等技術単価(国土交通省)を加味して推計。
  - ・ 県域水道一体化に伴う上下水道組織分離による経費削減を加味して推計。
- 支払利息
  - ・ 新規借入は、借入条件の見直しによる経費削減を加味して算出。(元利均等償還、据置期間無し)

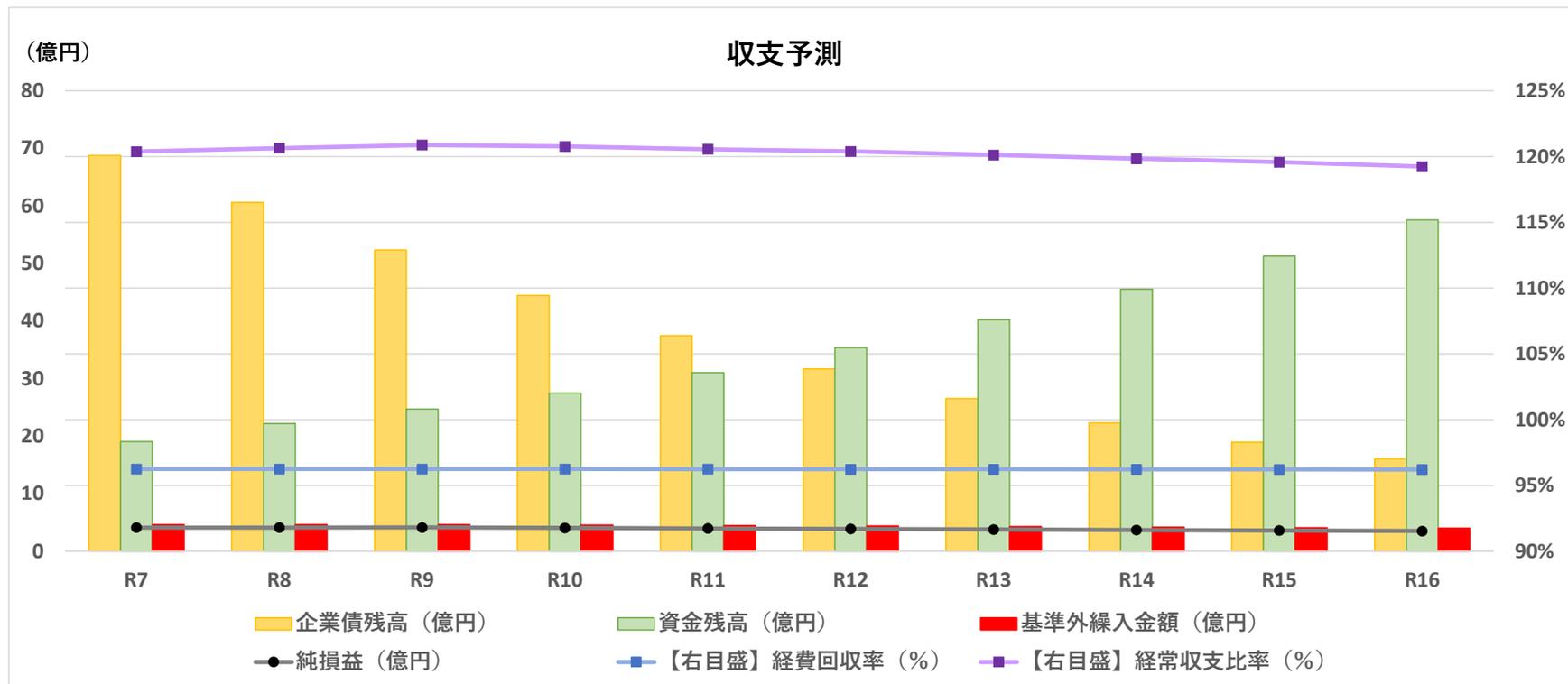
# 経費回収率向上に向けたロードマップ案

## ロードマップ案

業績指標	実績値 (R5年度)	中間値 (R11年度)	目標値 (R16年度)
経費回収率	95.74%	96%以上	96%以上
経常収支比率	122.91%	100%以上を維持	100%以上を維持
基準外繰入金	5.3億円	4.8億円以下 (5,000万円削減)	4.3億円以下 (1億円削減)
取組	実施時期		
経費抑制 (上下水道組織分離による経費削減効果など)			
投資の平準化 (ストックマネジメント)			
支払利息の削減 (借入条件の見直し)			

※基準外繰入金の削減幅はR5年度比

# 収支予測



	実績値 (R5年度)	推計値 (R11年度)	推計値 (R16年度)
経費回収率	95.74%	96.24%	96.21%
経常収支比率	122.91%	120.56%	119.25%
基準外繰入金	5.3億円	4.5億円	4.0億円
資金残高	17.6億円	31.0億円	57.5億円

## 下水道の今後の事業展開と持続可能な経営について

今回の経営戦略における管渠及び施設の投資額については、下水道普及率が令和5年度末現在で99.8%となり概ね下水道整備が完了しているため、老朽化対策に重点を置いた下水道ストックマネジメント計画に基づき推計しています。

これからの本市の下水道事業の在り方としては、老朽化対策だけでなく、耐震化、雨水対策を実施することによって災害に強い下水道を実現するための新たな事業展開を検討する必要があります。

次回の経営戦略の改定(3～5年後)においては、持続可能な下水道経営を行い、新たな事業展開を踏まえた収支構造の見直し等を図りつつ、投資・財政計画を策定する予定です。

# 投資・財政計画(収益的収支)

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
		R3	R4	R5	R6											
		決 算	決 算	決 算	当初予算											
収 益 的 収 入	1. 営業収益(A)	1,092,336	1,091,809	1,091,694	1,095,890	1,069,565	1,063,821	1,063,001	1,059,201	1,051,782	1,044,453	1,034,476	1,028,086	1,016,504	1,010,050	
	(1) 使用料収入	1,057,758	1,057,335	1,059,690	1,051,090	1,038,514	1,032,912	1,027,310	1,021,707	1,016,105	1,010,503	1,004,098	997,693	991,288	984,883	
	(2) 受託工事収益(B)															
	(3) その他	34,578	34,474	32,004	44,800	31,051	30,909	35,691	37,494	35,677	33,950	30,378	30,393	25,216	25,167	
	うち雨水処理負担金	33,225	33,556	31,914	44,699	31,051	30,909	35,691	37,494	35,677	33,950	30,378	30,393	25,216	25,167	
	2. 営業外収益	1,544,256	1,516,336	1,514,989	1,485,926	1,360,788	1,345,652	1,333,226	1,297,253	1,271,121	1,244,666	1,221,932	1,203,923	1,186,599	1,170,444	
	(1) 補助金	1,127,031	1,100,779	1,098,554	1,070,838	948,651	932,599	918,860	891,072	874,462	856,330	842,985	834,358	825,100	818,246	
	他会計補助金	1,126,923	1,100,671	1,097,104	1,069,505	948,651	932,599	918,860	891,072	874,462	856,330	842,985	834,358	825,100	818,246	
	その他補助金	108	108	1,450	1,333											
	(2) 長期前受金戻入	416,545	414,566	415,151	414,570	412,137	413,053	414,366	406,181	396,659	388,336	378,947	369,565	361,499	352,198	
	(3) その他	680	991	1,284	518											
	収入計(C)	2,636,592	2,608,145	2,606,683	2,581,816	2,430,353	2,409,473	2,396,227	2,356,454	2,322,903	2,289,119	2,256,408	2,232,009	2,203,103	2,180,494	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,908,333	1,920,402	1,915,194	2,031,459	1,865,240	1,862,756	1,863,344	1,847,751	1,838,257	1,826,009	1,813,943	1,807,670	1,795,383	1,788,260
		(1) 職員給与費	107,305	105,385	97,526	116,284	99,102	99,900	100,704	101,515	102,332	103,156	103,986	104,823	105,667	106,518
		基本給	100,480	99,225	90,970	114,538	92,491	93,233	93,980	94,734	95,493	96,259	97,031	97,809	98,593	99,384
		退職給付費	6,800	6,100	6,500	1,650	6,611	6,667	6,724	6,781	6,839	6,897	6,955	7,014	7,074	7,134
その他		25	60	56	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経費		566,076	583,613	587,185	683,398	550,812	552,096	553,501	555,034	556,696	558,493	560,077	561,806	563,684	565,715	
動力費		6,038	7,253	6,028	7,939	6,066	6,085	6,103	6,122	6,141	6,160	6,179	6,199	6,218	6,237	
修繕費		23,703	20,118	26,650	36,713	27,105	27,335	27,567	27,802	28,038	28,276	28,517	28,759	29,004	29,250	
材料費		2,086	2,684	2,952	546	3,003	3,029	3,055	3,081	3,107	3,133	3,160	3,187	3,214	3,241	
その他		534,249	553,558	551,555	638,200	514,638	515,647	516,776	518,029	519,410	520,924	522,221	523,661	525,248	526,987	
(3) 減価償却費		1,234,952	1,231,404	1,230,483	1,231,777	1,215,326	1,210,760	1,209,139	1,191,202	1,179,229	1,164,360	1,149,880	1,141,041	1,126,032	1,116,027	
2. 営業外費用		267,503	237,460	205,677	180,413	153,734	134,495	118,989	103,422	88,530	75,383	64,493	54,838	46,956	40,319	
(1) 支払利息		260,002	225,869	194,802	168,475	142,859	123,619	108,114	92,546	77,655	64,508	53,618	43,963	36,080	29,444	
雨水分		4,667	4,388	4,298	4,731	4,337	3,983	5,230	5,437	5,024	4,602	4,601	4,195	3,831	3,461	
汚水分		255,335	221,481	190,504	163,744	138,522	119,636	102,884	87,109	72,631	59,906	49,017	39,768	32,249	25,983	
(2) その他		7,501	11,591	10,875	11,938	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	
支出計(D)	2,175,836	2,157,862	2,120,871	2,211,872	2,018,974	1,997,251	1,982,333	1,951,173	1,926,787	1,901,392	1,878,436	1,862,508	1,842,339	1,828,579		
経常損益(C)-(D)(E)	460,756	450,283	485,812	369,944	411,379	412,222	413,894	405,281	396,116	387,727	377,972	369,501	360,764	351,915		
特別利益(F)	1,837	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損失(G)	180	10,020	96	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益(F)-(G)(H)	1,657	△ 10,019	△ 96	△ 136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	462,413	440,264	485,716	369,808	411,379	412,222	413,894	405,281	396,116	387,727	377,972	369,501	360,764	351,915		
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
流 動 資 産(J)	1,613,683	1,660,564	1,981,131	1,742,437	2,114,772	2,426,700	2,679,925	2,956,155	3,308,942	3,743,157	4,224,248	4,754,691	5,327,829	5,953,562		
	うち未収金	261,769	255,652	227,606	127,220	210,227	209,093	207,959	206,825	205,691	204,557	203,260	201,964	200,667	199,370	
	流 動 負 債(K)	1,467,711	1,381,504	1,512,418	1,184,206	1,135,478	1,043,758	970,639	879,918	780,035	701,218	606,004	522,293	467,789	413,879	
		うち建設改良費分	1,311,211	1,246,876	1,165,292	1,068,639	995,384	903,513	830,229	739,328	639,249	560,222	464,822	380,908	326,183	272,035
うち一時借入金																
うち未払金	88,526	76,189	293,886	65,432	76,486	76,637	76,802	76,982	77,177	77,388	77,574	77,777	77,997	78,236		
累積欠損金比率( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益-受託工事収益(A)-(B)(M)	1,092,336	1,091,809	1,091,694	1,095,890	1,069,565	1,063,821	1,063,001	1,059,201	1,051,782	1,044,453	1,034,476	1,028,086	1,016,504	1,010,050		
地方財政法による資金不足の比率( $(L)/(M) \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規(P)	1,092,336	1,091,809	1,091,694	1,095,890	1,069,565	1,063,821	1,063,001	1,059,201	1,051,782	1,044,453	1,034,476	1,028,086	1,016,504	1,010,050		
健全化法第22条により算定した資金不足比率( $(N)/(P) \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

# 投資・財政計画(資本的収支)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16			
		決 算	決 算	決 算	当初予算															
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	52,000	94,100	94,500	197,200	106,600	184,500	71,300	42,500	42,500	62,700	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500		
		うち 資本費平準化債																		
		2. 他 会 計 出 資 金	70,838	20,688	4,498	0														
		3. 他 会 計 補 助 金	169,665	170,736	167,135	166,447	163,298	160,492	151,449	136,434	106,861	80,720	54,637	33,249	22,684	21,587				
		4. 他 会 計 負 担 金																		
		5. 他 会 計 借 入 金																		
		6. 国(都道府県)補助金	37,384	61,779	102,985	131,840	69,332	147,292	33,874	5,000	5,000	25,212	5,000	3,526	0	0				
		7. 固定資産売却代金	922																	
		8. 工 事 負 担 金	2,433	7,870	6,309	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	
	9. そ の 他	1,053	30,522	395	10,460															
	計 (A)	334,295	385,695	375,822	507,169	340,452	493,506	257,845	185,156	155,583	169,854	103,359	80,497	66,406	65,309					
	(A)のうち前年度から繰り越された支出の財源充当額 (B)		9,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	334,295	376,095	375,822	507,169	340,452	493,506	257,845	185,156	155,583	169,854	103,359	80,497	66,406	65,309					
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	213,892	283,488	349,860	494,801	193,785	394,958	308,615	267,847	241,009	259,005	209,800	225,065	236,524	228,011			
うち 職員給与費			25,594	26,926	22,215	30,614	22,572	22,752	22,934	23,118	23,303	23,489	23,677	23,867	24,058	24,250				
2. 企 業 債 償 還 金			1,353,872	1,311,211	1,246,876	1,165,292	1,068,638	995,384	903,513	830,229	739,328	639,249	560,222	464,822	380,908	326,183				
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金																				
4. 他 会 計 へ の 支 出 金																				
5. そ の 他			1,053	522	395	10,460														
計 (D)	1,568,817	1,595,221	1,597,131	1,670,553	1,262,423	1,390,342	1,212,128	1,098,076	980,337	898,254	770,022	689,887	617,432	554,194						
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,234,522	1,219,126	1,221,309	1,163,384	921,971	896,836	954,283	912,920	824,754	728,400	666,663	609,390	551,026	488,885					
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,164,245	1,156,760	1,139,983	1,134,480	921,971	891,091	945,271	903,641	815,243	716,731	655,275	594,554	533,884	472,435				
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	47,426	45,868	25,697	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3. 繰 越 工 事 資 金																		
		4. そ の 他	22,851	16,498	55,629	28,904	0	5,745	9,012	9,279	9,511	11,669	11,388	14,836	17,142	16,450				
計 (F)	1,234,522	1,219,126	1,221,309	1,163,384	921,971	896,836	954,283	912,920	824,754	728,400	666,663	609,390	551,026	488,885						
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (H)		11,180,291	9,963,180	8,810,803	7,836,712	6,874,674	6,063,790	5,231,577	4,443,848	3,747,020	3,170,471	2,652,749	2,230,427	1,892,019	1,608,336					

○他会計繰入金(決算状況調査)

(単位:千円)

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		決 算	決 算	決 算	当初予算												
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	1,160,148	1,134,227	1,129,018	1,114,204	979,702	963,508	954,551	928,566	910,139	890,280	873,363	864,751	850,316	843,413		
	うち 基準内繰入金	646,021	645,494	600,690	622,032	517,056	500,232	489,799	472,600	463,495	452,163	445,226	445,287	439,770	441,875		
	うち 基準外繰入金	514,127	488,733	528,328	492,172	462,646	463,276	464,752	455,966	446,644	438,117	428,137	419,464	410,546	401,538		
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	240,503	191,424	171,633	166,447	163,298	160,492	151,449	136,434	106,861	80,720	54,637	33,249	22,684	21,587		
	うち 基準内繰入金	169,665	170,736	167,135	166,447	163,298	160,492	151,449	136,434	106,861	80,720	54,637	33,249	22,684	21,587		
	うち 基準外繰入金	70,838	20,688	4,498	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,400,651	1,325,651	1,300,651	1,280,651	1,143,000	1,124,000	1,106,000	1,065,000	1,017,000	971,000	928,000	898,000	873,000	865,000		

# 上下水道耐震化計画に関する説明会 (水道・下水道合同)

---

令和6年9月27日

国土交通省 大臣官房 参事官(上下水道技術)付  
水管理・国土保全局 水道事業課・下水道事業課

## 目 次

1. 上下水道地震対策検討委員会 最終とりまとめ等
2. 耐震化状況の緊急点検について
3. 「上下水道耐震化計画」の策定について  
(事務連絡に基づき説明)
4. 令和7年度上下水道関係予算概算要求の概要

# 1. 上下水道地震対策検討委員会 最終とりまとめ 等

- 令和6年能登半島地震においては、最大約14万戸で断水が発生するなど上下水道施設の甚大な被害が発生。
- 耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲での断水や下水管内の滞水が発生するとともに、復旧の長期化を生じさせた。



浄水場の被害（珠州市）



下水を集約し処理場へ送る圧送管の被災現場（珠州市）



送水管の被害（七尾市）



マンホール浮上現場（中能登町）

- 能登半島地震では「水」が使えることの重要性・公共性があらためて認識
- 今般の被害を踏まえつつ、上下水道の地震対策を強化・加速化するため、関係者一丸となって取組を推進

## 被災市町での整備の方向性

- 復興まちづくりや住民の意向等を踏まえつつ、**分散型システム**活用も含めた災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備
- **代替性・多重性**の確保と、事業の効率性向上とのバランスを図ったシステム構築
- 人口動態の変化に柔軟に対応できる等の**新技術**の積極的な導入
- 台帳のデジタル化や施設の遠隔監視などの**DX**の推進
- **広域連携**や**官民連携**による事業執行体制や災害対応力の更なる強化等

## 今後の地震対策

- 上下水道システムの「**急所**」となる施設の耐震化
- 避難所など重要施設に係る**上下水道管路の一体的な耐震化**
- 地すべりなどの地盤変状のおそれのある箇所を避けた施設配置
- **可搬式浄水施設・設備**／**汚水処理施設・設備**の活用などによる代替性・多重性の確保
- マンホールの浮上防止対策・接続部対策
- 人材の確保・育成や**新技術の開発・実装**等

## 上下水道一体の災害対応

- 国が上下水道一体の全体調整を行い、**プッシュ型**で復旧支援する体制の構築
- 処理場等の**防災拠点化**による支援拠点の確保
- **機能確保優先**とした上下水道一体での早期復旧フローの構築
- 点検調査技術や復旧工法の**技術開発**
- **DX**を活用した効率的な災害対応
- **宅内配管**や汚水溢水などの被害・対応状況の早期把握、迅速な復旧方法・体制の構築

## 豊田市上下水道局・矢作ダム視察時の総理発言（令和6年7月8日）

能登半島地震での上下水道の甚大な被害、これは我々、年初から経験をしたわけですが、このシステムの急所、すなわち、この施設が機能を失うとシステム全体が機能を失う、こういった最重要施設、さらには避難所等の重要施設、こうしたものに係る管路等の耐震化状況の緊急点検を開始し、10月までに完了してまいります。

また、水道の耐震化計画、現状7割にとどまっている、このことを踏まえて、上下水道行政の国土交通省への一元化を機に、今年度内に全ての自治体において、上下水道耐震化計画の策定更新、これを進めてまいります。



## 第7回水循環政策本部会合における総理発言（令和6年8月30日）

能登半島地震の経験を踏まえ、上下水道システムの持続可能性を抜本的に見直していく必要があります。その際、本年度より、上下水道行政を厚生労働省から国土交通省に移管したところであり、これによる上下水道行政の一元化メリットを最大限発揮していくことが重要だと考えております。こうした認識に立って、新たな水循環基本計画と工程表に基づき、以下の3点を重点的に推進してください。

第1に、上下水道耐震化の抜本強化です。本年10月までに完了することとなっている上下水道システムの点検結果に基づき、秋の経済対策も見据えて、上下水道管の耐震化を早急に進めてください。併せて、全ての自治体において、今年度中に上下水道耐震化計画の策定を完了するようお願いいたします。



## 2. 耐震化状況の緊急点検について

# 上下水道施設の耐震化状況の緊急点検

- 水道事業者等及び下水道管理者に対して調書を依頼し、下記対象施設の耐震化状況について緊急点検を実施中。
- 緊急点検の取り纏め結果については、**令和6年10月末を目処に公表**することを予定している。

## <緊急点検の対象施設>

### ① 上下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）

【水道】 取水施設、導水管、浄水場、送水管、配水池

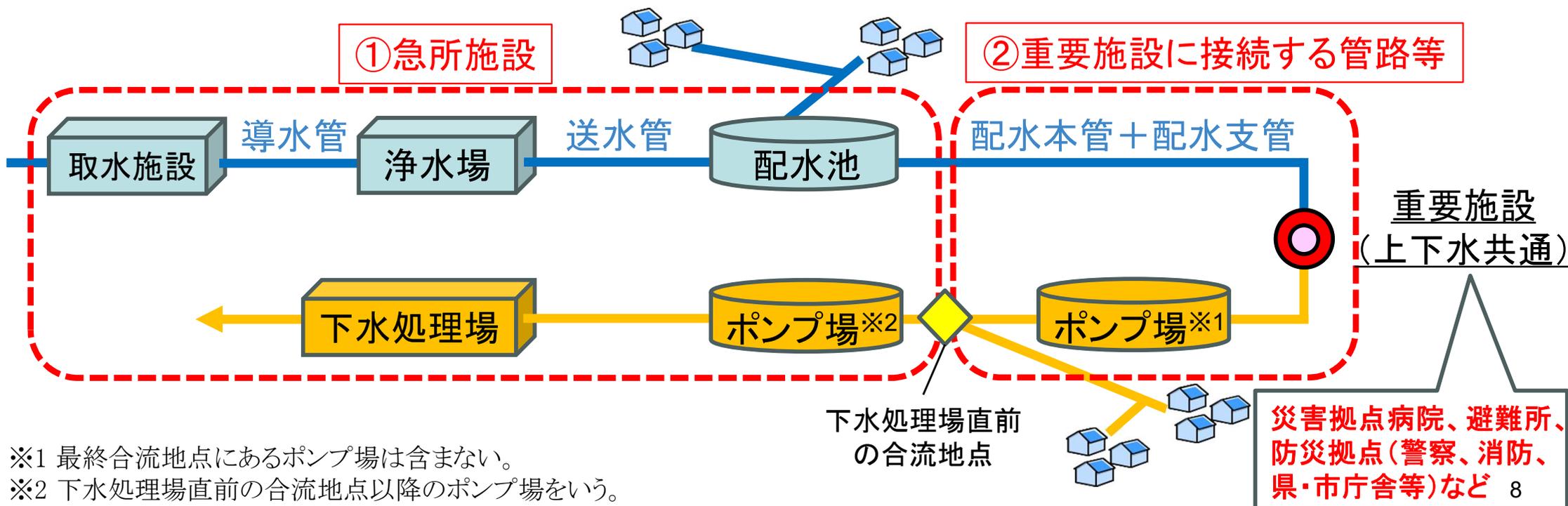
【下水道】 下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場

（なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

### ② 避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等

【水道】 避難所等の重要施設に接続する配水本管及び配水支管

【下水道】 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場※<sup>2</sup>



※1 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

※2 下水処理場直前の合流地点以降のポンプ場をいう。

### **3. 「上下水道耐震化計画」の策定について (事務連絡に基づき説明)**

国官参水第64号  
国水水第201号  
国水下第26号  
令和6年9月24日

都道府県水道行政担当部長 殿  
都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房

参事官(上下水道技術)  
水管理・国土保全局  
水道事業課長  
下水道事業課長

### 上下水道耐震化計画の策定について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、特に、浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化した。

更に、災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、事前に水道事業者等(水道用水供給事業者を含む。)と下水道管理者の間で調整を行い、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要がある。

このため、現在、全ての水道事業者等及び下水道管理者に対して、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について緊急点検をお願いしているところであるが、この結果を踏まえ上下水道一体で耐震化を推進するため、下記のとおり「上下水道耐震化計画」を策定するようお願いする。

都道府県におかれては、貴管内の水道事業者等及び下水道管理者(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知いただくようお願いする。

### 記

#### 1. 上下水道耐震化計画について

上下水道耐震化計画とは、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画である。

なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

## 2. 策定主体について

上下水道耐震化計画の策定主体は、全ての水道事業者等及び下水道管理者とする。計画策定にあたっては、関係する水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とする。なお、水道事業者等とは、上水道事業者、簡易水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。

## 3. 策定期限について

上下水道耐震化計画の策定期限は、令和7年1月末日までとする。なお、災害対応等の理由により期限までの対応が著しく困難な者は、この限りではない。

## 4. 計画期間について

上下水道耐震化計画の計画期間は、原則、令和7年度から5年程度とする。

## 5. 上下水道耐震化計画の内容について

上下水道耐震化計画に定める主な事項は、以下のとおりとする。

- ① 目標
- ② 計画期間
- ③ 避難所等の重要施設の設定
- ④ 水道システムの急所施設の耐震化
- ⑤ 避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化
- ⑥ 下水道システムの急所施設の耐震化
- ⑦ 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

以上

# 「上下水道耐震化計画」の策定について

参考

- 全ての水道事業者等及び下水道管理者において、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するため、令和7年1月末日まで<sup>※1</sup>に「上下水道耐震化計画」の策定をお願いいたします。なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

## ① 上下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）

【水道】 取水施設、導水管、浄水場、送水管、配水池

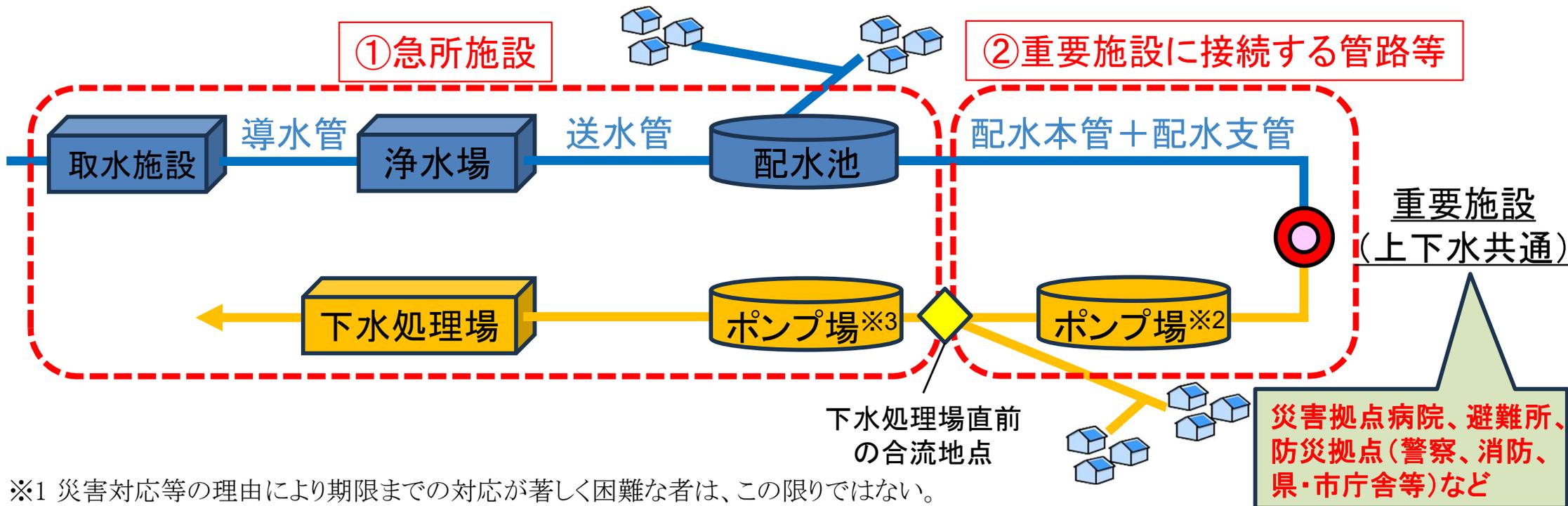
【下水道】 下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場

（なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

## ② 避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等

【水道】 避難所等の重要施設に接続する配水本管及び配水支管

【下水道】 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場<sup>※2</sup>



災害拠点病院、避難所、防災拠点(警察、消防、県・市庁舎等)など

※1 災害対応等の理由により期限までの対応が著しく困難な者は、この限りではない。

※2 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

※3 下水処理場直前の合流地点以降のポンプ場をいう。

事務連絡  
令和6年9月24日

都道府県水道行政担当課長 殿  
都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房

参事官(上下水道技術)付課長補佐  
水管理・国土保全局

水道事業課課長補佐  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

#### 上下水道耐震化計画策定にあたっての留意事項について

「上下水道耐震化計画の策定について(令和6年9月24日付け国官参水第64号、国水水第201号、国水下第26号)」に関する留意事項を、下記のとおり示しますので、事務執行上の参考とされますようお願いいたします。なお、各水道事業者等(水道用水供給事業者を含む。)及び下水道管理者における上下水道耐震化計画の策定状況や内容等については、令和7年の早期に調査予定ですのでご承知置き願います。

都道府県におかれましては、貴管内の水道事業者等及び下水道管理者(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 上下水道耐震化計画の様式

上下水道耐震化計画の様式及び記載例を別添に示すので、参考とされたい。計画策定にあたっては、関係する水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、7に例示する場合を除き、上下水道一体の計画とすることを基本とする。なお、水道事業者等とは、上水道事業者、簡易水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。

##### 2. 目標及び計画期間の設定

上下水道耐震化計画における目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、対象施設の設定(詳細は、3、4及び5を参照。)に関する考え方等を記載する。計画期間は、原則、令和7年度から5年程度とする。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、全ての対象施設における耐震化完了時期等についても記載する。

なお、避難所等の重要施設が下水道処理区域外に位置する場合、水道事業者等は、当該重要施設に接続する汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で、目標を設定する。

### 3. 上下水道システムの急所施設の設定

上下水道システムの急所施設とは、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設であり、以下の施設のうち、対策が必要な施設について設定する。

#### 【水道施設】

- 取水施設
- 導水管
- 浄水施設
- 送水管
- 配水池
- ポンプ所（取水、導水、送水及び配水ポンプ所）

#### 【下水道施設】

- 下水処理場（揚水施設、消毒施設、沈殿施設）  
なお、下水処理場の耐震化においては、揚水施設を最優先とする。
- 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路
- 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場  
なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

### 4. 下水道処理区域内における避難所等の重要施設の設定

下水道処理区域内における避難所等の重要施設の設定にあたっては、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設について、水道事業者等と下水道管理者は相互に調整を行い、共通の重要施設を設定する。なお、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等とは、以下の施設をいう。

#### 【水道施設】

- 配水池～避難所等の重要施設までの配水本管及び配水支管

#### 【下水道施設】

- 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路
- 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場（最終合流地点にあるポンプ場は含まない）

### 5. 下水道処理区域外における避難所等の重要施設の設定

下水道処理区域外における避難所等の重要施設の設定にあたっては、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の災害時に水道機能の確保が必要な重要施設について、水道事業者等は、当該重要施設に接続する汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化

の状況や計画等を確認した上で、重要施設を設定する。なお、避難所等の重要施設に接続する水道管路とは、以下の施設をいう。

【水道施設】

- 配水池～避難所等の重要施設までの配水本管及び配水支管

6. 上下水道の施設規模の適正化を踏まえた計画の策定

上下水道耐震化計画の対象となる施設の設定にあたっては、水道広域化推進プラン及び汚水処理広域化・共同化計画等において統廃合により廃止対象とされている施設を除外すること。加えて、市街地から離れた小規模な集落等に接続する管路等については、運搬送水や浄化槽等の分散型システムの導入や災害時における可搬式浄水・汚水処理施設の活用等も見据えて、耐震化すべき施設を設定すること。

7. 上下水道で一つの計画にまとめることが困難な場合

上下水道耐震化計画の策定にあたっては、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とするが、以下に例を挙げるように、水道事業者等の給水区域と下水道管理者の下水道処理区域が大きく異なる等の理由により、一つの計画にまとめることが困難な場合には、この限りではない。

《例①》 複数の下水道管理者の下水道処理区域に給水区域が跨がる水道事業者等

又は複数の水道事業者等の給水区域に下水道処理区域が跨がる下水道管理者

複数の下水道管理者の下水道処理区域に給水区域が跨がる水道事業者等又は複数の水道事業者等の給水区域に下水道処理区域が跨がる下水道管理者においては、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、目標及び計画期間について考え方を統一するとともに、避難所等の重要施設について共通する施設を設定した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

《例②》 水道用水供給事業者や流域下水道事業者

水道用水供給事業者や流域下水道事業者においては、関連する水道事業者等や下水道管理者と調整を行い、目標及び計画期間について考え方を統一した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

《例③》 給水区域内に下水道処理区域が存在しない水道事業者等

給水区域内に下水道処理区域が存在しない水道事業者等においては、汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で、目標、計画期間及び下水道処理区域外における避難所等の重要施設について設定し、水道事業者等の単独で計画を策定する。

以上

## 〇〇市 上下水道耐震化計画(上下水道)

〇〇市 水道課、下水道課  
策定 令和 7 年 ◇ 月1 目標<sup>1</sup>

(例) 〇〇市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、概ね15年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に耐震化を実施することを目指す。

また、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、今後、概ね20年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、特に規模の大きい避難所等(10施設)に接続する上下水道管路等の耐震化を実施することを目指す。

## 2 計画期間

令和7年4月～令和●年3月 (計画期間は5年程度とする)

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設<sup>2</sup>の設定(上下水道共通)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(上下水共通)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	50	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇公園、〇〇病院、〇〇福祉施設、…
上下水道管路等の耐震性能確保済みの施設数 (令和5年度末時点) <sup>3</sup>	10	〇〇市役所、…
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 <sup>4</sup> (令和●年度末迄)	20	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇病院、…

<sup>1</sup> 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

<sup>2</sup> 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう(緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義)。

<sup>3</sup> 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)と下水道管路(避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場)の双方の耐震機能を確保することをいう。

<sup>4</sup> 耐震性能確保済みの施設数(令和5年度末時点)を含め、令和●年度末迄(計画期間は5年程度)に目標とする施設数をいう。

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設<sup>5</sup>の設定<sup>6</sup>

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	20	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇公園、〇〇病院、〇〇福祉施設、・・・
水道管路の耐震性能確保済み <sup>7</sup> の施設数 (令和5年度末時点)	2	〇〇市役所、・・・
水道管路の耐震性能確保の目標施設数 (令和●年度末迄)	5	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇病院、・・・

<sup>5</sup> 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。

<sup>6</sup> 水道事業者等が汚水処理施設の管理者等と調整を行い、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定するものとする。

<sup>7</sup> 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）の耐震機能を確保することをいう。

5 水道システムの急所施設の耐震化(上水道事業及び水道用水供給事業)

(1)取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	耐震化率(%) <sup>8</sup>
対象全取水施設	4	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	1	50,000	25
耐震化目標(令和●年度末迄)	2	100,000	50

(2)導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(3)浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	耐震化率(%) <sup>9</sup>
対象全浄水施設	2	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和●年度末迄)	1	50,000	25

(4)送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(5)配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m <sup>3</sup> )	耐震化率(%) <sup>10</sup>
対象全配水池	30	300,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	10	100,000	33
耐震化目標(令和●年度末迄)	15	150,000	50

<sup>8</sup> 取水施設の耐震化率=耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

<sup>9</sup> 浄水施設の耐震化率=耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

<sup>10</sup> 配水池の耐震化率=耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

(6)ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

	箇所数(箇所)	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	耐震化率(%) <sup>11</sup>
対象全ポンプ所	20	250,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	5	50,000	20
耐震化目標(令和●年度末迄)	10	100,000	40

6 避難所等の重要施設<sup>12</sup>に接続する水道管路の耐震化(上水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1)下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	100	100	300	500	20	40
配水本管	20	30	50	100	20	40
配水支管	80	70	250	400	20	40
耐震化目標(令和●年度末迄)	150	100	250	500	30	50

(2)下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	50	50	100	200	25	50
配水本管	10	10	30	50	20	60
配水支管	40	40	70	150	27	47
耐震化目標(令和●年度末迄)	100	50	50	200	50	75

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

<sup>11</sup> ポンプ所の耐震化率=耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

<sup>12</sup> 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

7 水道システムの急所施設の耐震化(簡易水道事業)

(1) 取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	耐震化率(%) <sup>13</sup>
対象全取水施設	4	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	1	50,000	25
耐震化目標(令和●年度末迄)	2	100,000	50

(2) 導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(3) 浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	耐震化率(%) <sup>14</sup>
対象全浄水施設	2	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和●年度末迄)	1	50,000	25

(4) 送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(5) 配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m <sup>3</sup> )	耐震化率(%) <sup>15</sup>
対象全配水池	30	300,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	10	100,000	33
耐震化目標(令和●年度末迄)	15	150,000	50

<sup>13</sup> 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

<sup>14</sup> 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

<sup>15</sup> 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

(6) ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

	箇所数(箇所)	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	耐震化率(%) <sup>16</sup>
対象全ポンプ所	20	250,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	5	50,000	20
耐震化目標(令和●年度末迄)	10	100,000	40

8 避難所等の重要施設<sup>17</sup>に接続する水道管路の耐震化(簡易水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	100	100	300	500	20	40
配水本管	20	30	50	100	20	40
配水支管	80	70	250	400	20	40
耐震化目標(令和●年度末迄)	150	100	250	500	30	50

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	50	50	100	200	25	50
配水本管	10	10	30	50	20	60
配水支管	40	40	70	150	27	47
耐震化目標(令和●年度末迄)	100	50	50	200	50	75

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

<sup>16</sup> ポンプ所の耐震化率=耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

<sup>17</sup> 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

9 下水道システムの急所施設<sup>18</sup>の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 <sup>19</sup>	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	5		6		6		6	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	1	20	2	33	2	33	2	33
耐震性能確保の目標箇所数 (令和●年度末迄)	3	60	3	50	3	50	3	50

(2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路<sup>20</sup>

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	20	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	6	33
耐震性能確保の目標延長(令和●年度末迄)	10	50

(3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場<sup>21</sup>

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	4	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	1	25
耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)	3	75

<sup>18</sup> 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

<sup>19</sup> 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)」及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済みとカウントする。(例：揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済みであれば、カウントする。)

<sup>20</sup> 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

<sup>21</sup> 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

10 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	100	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	20	20
耐震性能確保の目標延長(令和●年度末迄)	45	45

(2) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場<sup>22</sup>の箇所数

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	5	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	1	20
耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)	2	40

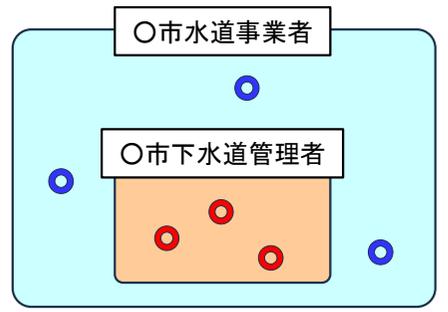
※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

以上

<sup>22</sup> 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

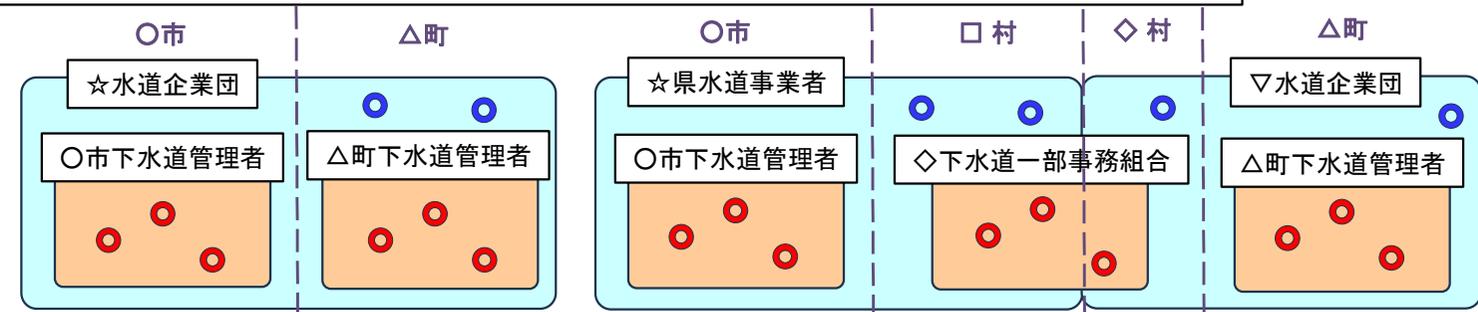
■ 「上下水道耐震化推進計画」の策定にあたっては、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とするが、以下に例を挙げるように、水道事業者等の給水区域と下水道管理者の下水道処理区域が大きく異なる等の理由により、一つの計画にまとめることが困難な場合には、この限りではない。

基本的な考え方



	O市	
水道	計画	● 下水道処理区域内における避難所等の重要施設 ● 下水道処理区域外における避難所等の重要施設
下水道		

《例①》 複数の下水道管理者の下水道処理区域に給水区域が跨がる水道事業者等  
又は複数の水道事業者等の給水区域に下水道処理区域が跨がる下水道管理者



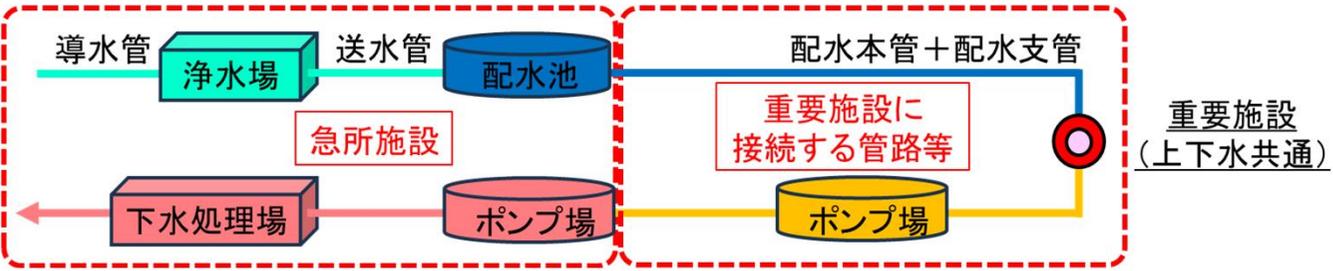
	O市	Δ町			
水道	計画				
下水道		計画			

	O市	□村	◇村	Δ町
水道	計画			計画
下水道		計画		

該当する水道事業者等又は下水道管理者は、相互に調整を行い、「目標」及び「計画期間」について考え方を統一するとともに、「下水道処理区域内における避難所等の重要施設」について共通する施設を設定した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

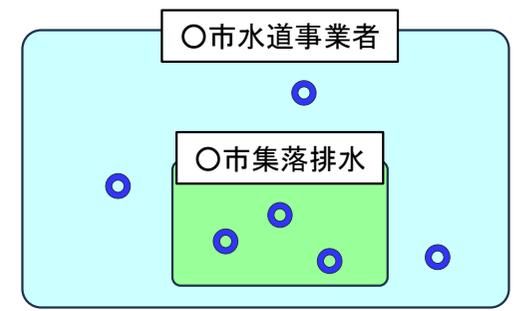
《例②》 水道用水供給事業者や流域下水道事業者



	用水	流下	◇村	Δ町	
水道	計画		計画	計画	水道用水供給事業 上水道事業 公共下水道事業 流域下水道事業 (※流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。)
下水道		計画			

水道用水供給事業者や流域下水道事業者は、関連する水道事業者等や下水道管理者と調整を行い、「目標」及び「計画期間」について考え方を統一した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

《例③》 給水区域内に下水道処理区域が存在しない水道事業者等



該当する水道事業者等は、汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で、「目標」、「計画期間」及び「下水道処理区域外における避難所等の重要施設」について設定し、水道事業者等の単独で計画を策定する。

# 4. 令和7年度上下水道関係予算 概算要求の概要

# 上下水道関係予算概算要求の基本的な方針

## 基本的な方針

能登半島地震の被害や人口減少等を踏まえ「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けて以下の取組を上下水道一体で推進

1. 上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保
2. 最適で持続可能な上下水道への再構築

## 個別補助金

単位：百万円

区分	令和7年度要求額	令和6年度予算額	対前年度倍率
<b>上下水道</b>	<b>135,331</b>	<b>112,775</b>	<b>1.20</b>
うち 上下水道	8,706	3,000	2.90
うち 水道	19,628	17,136	1.15
うち 下水道	106,997	92,639	1.15

[内訳]

事業名		令和7年度 要求額	令和6年度 予算額	対前年度 倍率
上下水道	<b>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費</b> ・ 上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	6,000	3,000	2.00
	<b>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費【創設】</b> ・ 国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	2,706	0	皆増
水道	<b>水道施設整備費</b> ・ 耐災害性強化対策、水道事業の広域化及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	19,545	16,993	1.15
	<b>水道施設整備事業調査費等</b> ・ 国が自ら行う水道関係の技術実証事業等	83	143	0.58
下水道	<b>下水道防災事業費</b> ・ 大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等	96,950	80,450	1.21
	<b>下水道事業費</b> ・ 温室効果ガス削減に資する事業等やPPP/PFI手法等を活用した事業、下水汚泥資源の肥料化等	9,046	8,546	1.06
	<b>下水道事業調査費等</b> ・ 国が自ら行う下水道関係の技術実証事業等	1,001	3,643	0.27
合計		<b>135,331</b>	<b>112,775</b>	<b>1.20</b>

# 上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保

○ 令和6年能登半島地震において、浄水場などの基幹施設が機能を喪失したことで断水が広範囲かつ長期的に発生したこと等を踏まえ、上下水道施設の耐震化、災害時の代替性・多重性の確保等を図り、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を推進するため、支援対象施設・自治体を拡充。

## (1) 上下水道施設の耐震化 [個別補助の創設・交付金の拡充]

上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に進めるため、個別補助を創設するとともに交付金を拡充。

### ① 上下水道システムの「急所\*」の耐震化

(\*その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)

### ② 災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

## (2) 災害時の代替性・多重性の確保 [交付金の拡充]

被災時においても速やかな機能確保ができるよう、以下を支援対象に追加。

- ① 可搬式浄水施設・設備の配備 (水資源機構等に補助するための個別補助の創設)
- ② 給水車の配備
- ③ 防災用井戸の整備 (水道事業者が整備するもの)
- ④ 浄水場・処理場の防災拠点化



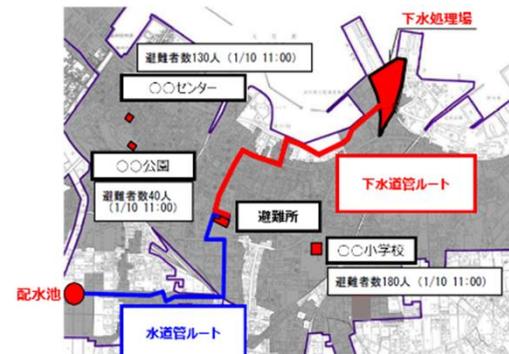
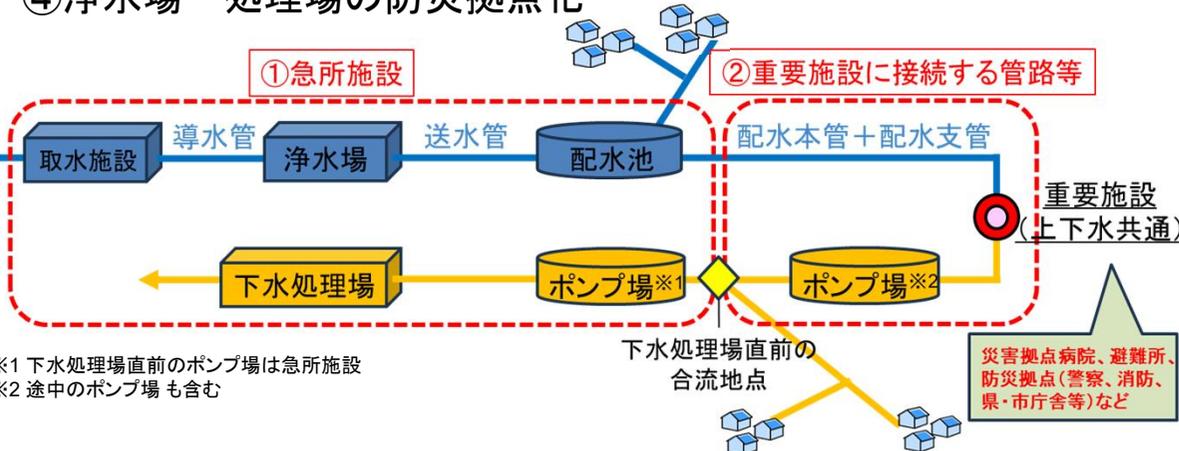
送水管の被害(七尾市)



浄水場の被害(珠洲市宝立浄水場)



可搬式浄水施設・設備  
(珠洲市宝立浄水場)



上下水道管路の一体的な耐震化のイメージ

上下水道システムの「急所」・重要施設に接続する上下水道管路(イメージ)

※1 下水処理場直前のポンプ場は急所施設  
※2 途中のポンプ場も含む

# 上下水道施設の耐震化

- 上下水道システムの「急所」となる施設(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)や、避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐一体的な耐震化を推進

## 現状・課題

- 令和6年能登半島地震では、基幹施設([水道]導水管・浄水場・送水管等 [下水道] 処理場に直結する下水管等)の機能喪失により被害が長期化。
- また、水道に比べ下水道の復旧が遅れ、水道の使用自粛が要請された事例有り。  
事前防災として、上下水道一体での管路の耐震化の重要性を認識。

## 政府方針等

- 基本方針2024  
上下水道などインフラの耐震化に取り組む
- 水循環基本計画  
災害時の拠点となる避難所や病院など重要施設に係る上下水道管の耐震化等を一体で推進

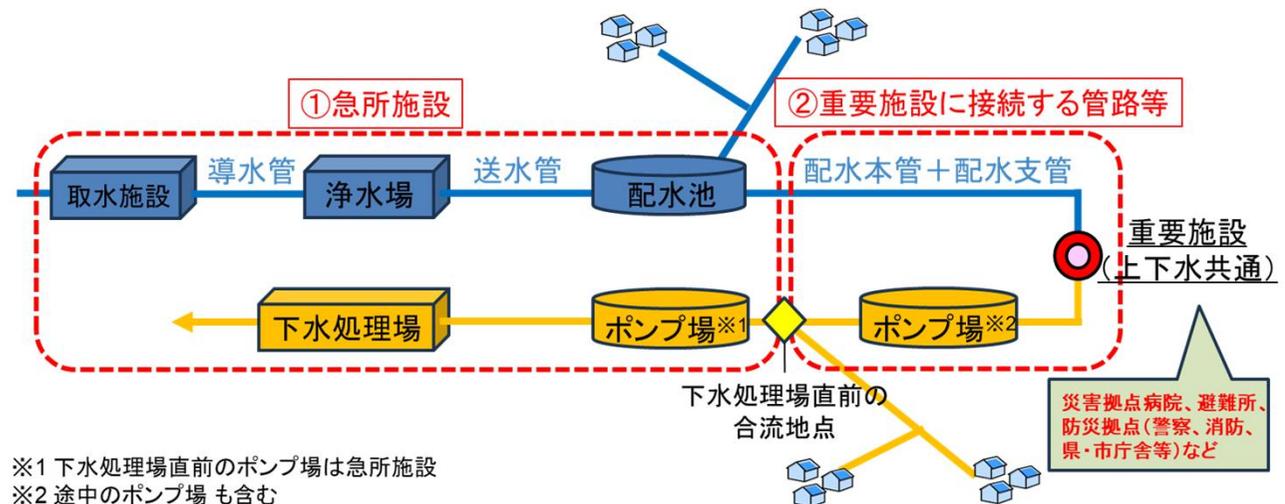
## 内容

### ①上下水道システムの「急所」の耐震化

その機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる基幹施設について、集中的かつ計画的に耐震化を進めるため、個別補助(水道施設整備費補助、下水道防災事業費補助)で新たに支援するとともに交付金を拡充。

### ②重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路については、上下水道一体となった耐震化を集中的かつ計画的に進めるため、個別補助(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助)で新たに支援するとともに交付金を拡充。



○天理市上下水道事業経営審議会条例

平成23年3月30日条例第7号

改正

平成29年3月16日条例第15号

平成29年6月22日条例第24号

(設置)

**第1条** 本市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営に関する事項を審議するため、天理市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項を調査及び審議するほか、上下水道事業の経営に関する基本的な事項について、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、上下水道局総務経営課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。  
別表中第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

47	上下水道事業経営審議会の委員	日額 11,000円	同上
----	----------------	------------	----

別表備考第3項中「第47号」を「第48号」に改める。

**附 則** (平成29年3月16日条例第15号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年6月22日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。